

研修教材

三訂 関係機関概要

法務総合研究所

研 修 教 材

三 訂 関 係 機 関 概 要

法 務 総 合 研 究 所

三訂版のはしがき

本書は、検察事務官の初等科研修の研修教材として平成11年3月に作成、同14年3月に改訂したものであるが、その後、裁判員制度を始めとする司法制度改革、監獄法・更生保護法の改正などの中で、これに伴い、検察官及び検察事務官の職務とかかわりのある関係諸機関の名称、組織及び所掌事務等にも変更を生じたことから、これらの変更を明らかにすることを目的として、三訂版を刊行することとしたものである。

本改訂は、当所研修第二部担当専門官の協力を得て、同部教官穴澤太市及び森田邦郎が執筆を担当し、研修第二部長吉田正喜が校閲した。

本書が、引き続き、検察官及び検察事務官の職務とかかわりのある関係諸機関への理解を深める参考書として広く利用されることを期待する。

平成23年3月

法務総合研究所

改訂版のはしがき

本書は、検察事務官の初等科研修の研修教材として平成11年3月作成したものであるが、その後、中央省庁等改革関連法律の施行により、平成13年1月6日、国の中央省庁が、それまでの1府22省庁から1府12省庁に再編され、これに伴い、検察官及び検察事務官の職務とかかわりのある関係諸機関の名称、組織及び所掌事務等に変更を生じたものがあることから、これを機会に、これら関係諸機関の組織等の変更内容を明らかにすることを目的として、改訂版を刊行することとしたものである。

本改訂は当所研修第二部教官小川賢一が執筆を担当し、研修第二部長井内顯策が校閲した。

本書が、引き続き、検察官及び検察事務官の職務とかかわりのある関係諸機関についての理解を深めるための参考書などとして広く利用されることを期待する。

平成14年3月

法務総合研究所

は し が き

本書は、検察事務官の初等科研修に「関係機関概要」の科目が新設されたことを受けて、その教材として作成したものであり、当所第2研修専門官室職員の協力を得て、前法務総合研究所教官内村嘉寿子（現大阪地検検事）が執筆を担当し、研修第二部長麻生光洋が校閲した。

本書が、検察官及び検察事務官の職務と関わりのある関係諸機関についての理解を深める一助となることを期待する。

平成11年3月

法務総合研究所

目 次

は じ め に	1
第1編 警察を始めとする捜査機関等	4
第1章 警 察	4
第1節 警察の組織及び任務	5
第1 概 観	5
第2 警察の組織	6
1 国家公安委員会	6
2 警 察 庁	6
3 都道府県警察	7
第3 警 察 職 員	8
第4 送致官署としての警察	9
1 犯罪の捜査	9
2 検察官への送致	9
3 事前の事件相談	10
4 留 置 施 設	11
第2節 検察官と警察官との関係	12
第1 相互協力関係	12
第2 検察官の指示・指揮権	12
第3 検察官の指示・指揮権の担保	13
第3節 警察の附属機関	14
第1 科学捜査研究所	14
1 科学捜査研究所の意義	14
2 科学捜査研究所で行われている活動	14

第2 科学警察研究所	15
1 科学警察研究所の意義及び設置根拠	15
2 科学警察研究所の組織	16
3 科学警察研究所で行っている鑑定	17
第2章 特別司法警察職員	20
序 特別司法警察職員の意義及び趣旨	20
第1 特別司法警察職員の設置根拠及び任務	20
1 特別司法警察職員の設置根拠	20
2 趣 旨	20
第2 特別司法警察職員の種類及びその職務の範囲	21
1 種 類	21
2 職務の範囲	21
第3 検察庁による連絡調整の重要性	24
第1節 刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員	25
第1 刑 事 施 設	25
第2 刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員	25
1 刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員	25
2 特別司法警察職員とされている趣旨	26
3 捜 査 権 限	26
4 捜査活動状況	26
第2節 森林管理局署の職員	27
第1 森林管理局署	27
1 森林管理局署の意義及び設置根拠	27
2 森林管理局署の所掌事務	27
3 森林管理局署の組織	27
第2 森林管理局署の職員	28

1 特別司法警察職員とされる職員	28
2 特別司法警察職員が置かれている趣旨	28
3 捜 査 権 限	28
4 捜査活動状況	29
第3節 公有林野の事務を担当する北海道庁の職員	29
1 特別司法警察職員とされる職員	29
2 特別司法警察職員とされている趣旨	29
3 捜査活動状況	30
第4節 船長その他の船員	30
1 特別司法警察職員とされる船員	30
2 特別司法警察職員とされている趣旨	30
3 捜 査 権 限	30
4 捜査活動状況	30
第5節 皇宮護衛官	31
第1 皇宮警察本部	31
1 皇宮警察本部の設置根拠及び所掌事務	31
2 皇宮警察本部の組織	31
第2 皇宮護衛官	32
1 皇宮護衛官の設置根拠及び任務	32
2 特別司法警察職員とされている趣旨	32
3 捜 査 権 限	32
4 捜査活動状況	33
第6節 鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員	33
第1 鳥獣保護事業	33
1 鳥獣保護事業	33

2 都道府県の鳥獣保護に関する組織	34
第2 事務を担当する都道府県の職員	34
1 特別司法警察職員とされる職員	34
2 特別司法警察職員が置かれている趣旨	34
3 捜査権限	35
4 捜査活動状況	35
第7節 労働基準監督官	35
第1 厚生労働省労働基準局	35
1 厚生労働省労働基準局の設置根拠	35
2 厚生労働省労働基準局の所掌事務	35
3 厚生労働省労働基準局の組織	36
第2 労働基準監督官	37
1 労働基準監督官の設置根拠及び任務	37
2 特別司法警察職員とされている趣旨	38
3 捜査権限	38
4 捜査活動状況	38
第3 労働基準監督官のその他の任務等	38
第8節 船員労務官	39
第1 海事局	39
1 海事局の任務	39
2 海事局の組織	39
第2 船員労務官	40
1 船員労務官の意義及び設置根拠	40
2 特別司法警察職員とされている趣旨	41
3 捜査権限	41
4 捜査活動状況	41

第3 船員労務官のその他の任務	41
第9節 海上保安官・海上保安官補	42
第1 海上保安庁	42
1 海上保安庁の設置根拠及び任務	42
2 海上保安庁の組織	42
第2 海上保安官・海上保安官補	46
1 海上保安官・海上保安官補の意義	46
2 特別司法警察職員とされている趣旨	47
3 捜査権限	47
4 捜査活動状況	48
第3 海上保安官（補）のその他の職務	48
1 法令の励行に関する事務	48
2 海難救助、海上の安全確保等に関する事務	49
第10節 麻薬取締官・麻薬取締員	49
第1 麻薬取締官・麻薬取締員	49
1 麻薬取締官・麻薬取締員の設置根拠及び任務	49
2 特別司法警察職員とされている趣旨	50
3 捜査権限	50
4 捜査活動状況	52
第2 厚生労働省・地方厚生局（麻薬取締部）等	52
1 厚生労働省の関係部局等	52
2 地方厚生局（麻薬取締部）	53
3 麻薬取締員の所属組織	54
第3 麻薬取締官（員）のその他の任務等	54
1 指導と監督	54
2 薬物乱用の防止活動	54

3 中毒者対策	55
第11節 鉱務監督官	56
第1 産業保安監督部	56
1 産業保安監督部の設置根拠及び任務	56
2 産業保安監督部等の組織	57
第2 鉱務監督官	58
1 鉱務監督官の設置根拠及び任務	58
2 特別司法警察職員とされている趣旨	58
3 捜査権限	58
4 捜査活動状況	59
第3 鉱務監督官のその他の任務等	59
第12節 漁業監督官・漁業監督吏員	60
第1 漁業調整事務所	60
1 漁業調整事務所の設置根拠及び任務	60
2 漁業調整事務所の組織	60
第2 漁業監督官・漁業監督吏員	61
1 漁業監督官・漁業監督吏員の設置根拠	61
2 特別司法警察職員とされている趣旨	62
3 捜査権限	62
4 捜査活動状況	63
第3 漁業監督官（吏員）のその他の任務	63
第13節 自衛隊警務官・警務官補	63
第1 自衛隊	63
1 自衛隊の設置根拠及び任務	63
2 自衛隊の組織	63
第2 自衛隊警務官・自衛隊警務官補	64

1 自衛隊警務官・自衛隊警務官補の設置根拠及び任務	64
2 特別司法警察職員とされている趣旨	65
3 捜査権限	65
4 捜査活動状況	66
第14節 国税庁監察官	67
第1 国 税 庁	67
第2 国税庁監察官	67
1 国税庁監察官の設置根拠及び任務	67
2 特別の捜査機関として設けられた沿革	67
3 捜査権限	68
4 捜査活動状況	68
第3章 その他の調査機関等	69
第1節 国税査察官・徴税吏員	69
第1 国税庁・国税局	69
1 国税庁・国税局の設置根拠等及び任務	69
2 国税庁・国税局の組織	69
3 国税局の所掌事務分担	70
第2 犯則事件の調査・処分	72
1 犯則事件の調査	72
2 犯則事件の処分	74
3 国税査察官	76
第3 告発要否勘案協議会	78
第4 徴 税 吏 員	79
1 徴税吏員の設置根拠及び調査権限等	79
2 徴税吏員の調査活動状況	80
第2節 税 関 職 員	81

第1 税 関	81
1 税関の設置根拠及び任務	81
2 税関の組織	81
第2 税関職員による犯則事件の調査	83
1 税関職員の設置根拠及び任務	83
2 犯則事件の調査	84
3 犯則事件の処分	85
4 税関職員の調査活動	87
第3 税関のその他の任務等	89
第3節 証券取引等監視委員会	90
第1 証券取引等監視委員会	90
1 証券取引等監視委員会の設置根拠及び任務	90
2 証券取引等監視委員会の組織	90
第2 証券取引等監視委員会による犯則事件の調査	93
1 犯則事件の調査	93
2 犯則事件の処分	94
3 証券取引等監視委員会の調査活動状況	95
第3 証券取引等監視委員会のその他の職務	95
第4節 公正取引委員会	97
第1 公正取引委員会	97
1 公正取引委員会の設置根拠	97
2 公正取引委員会の任務	97
3 公正取引委員会の組織	97
第2 公正取引委員会の調査	99
1 公正取引委員会の調査	99
2 告 発	100

3 公正取引委員会の調査活動状況	101
第3 公正取引委員会のその他の職務等	101
1 課徴金減免制度	101
2 その他の職務	102
第5節 金 融 庁	102
第1 金融庁の沿革及び設置根拠	102
第2 金融庁の任務と所掌事務	103
第3 金融庁の組織等	104
第6節 預金保険機構	104
第1 預金保険機構の設立及び任務	104
1 預金保険機構の設立	104
2 預金保険機構の役割	104
第2 各種委員会等	105
1 運営委員会	105
2 責任解明委員会	106
3 優先株式等処分審査会	106
4 業績評価委員会	106
第3 役 職 員	106
第4 各部の業務	107
1 総 務 部	107
2 財 務 部	107
3 金融再生部	107
4 預金保険部	107
5 特別業務部	108
6 検 査 部	108
7 大阪業務部	108

第5 告発（告訴）状況	108
第6 整理回収機構	109
1 整理回収機構の発足	109
2 整理回収機構の業務内容	109
第2編 法務省の関係機関	110
第1章 矯正・保護・入管関係	110
第1節 矯正局関係機関	110
第1 矯正局の所掌事務、組織等	110
1 矯正局の所掌事務	110
2 矯正局の組織	111
第2 刑務所・少年刑務所・拘置所	111
1 刑事施設の設置根拠及び組織	111
2 刑事施設の職員等	114
3 受刑者の処遇	114
4 刑事施設における収容状況等	116
5 拘置所	117
第3 少年鑑別所	119
1 少年審判制度	119
2 少年鑑別所の設置根拠及び組織	121
3 少年鑑別所の設置目的	121
4 少年鑑別所における処遇	122
5 少年鑑別所の収容状況	125
第4 少年院	125
1 少年院の設置根拠及び組織	125
2 少年院の設置目的	126
3 少年院における処遇	126

4 少年院における収容状況	128
第2節 保護局関係機関	128
第1 保護局関係機関の所掌事務、組織等	129
1 保護局	129
2 地方更生保護委員会	129
3 保護観察所	130
4 中央更生保護審査会	130
第2 更生保護制度	131
1 仮釈放等	131
2 保護観察	135
3 更生緊急保護	141
4 更生保護事業	143
5 心神喪失者等医療観察制度	144
6 犯罪予防活動	156
7 恩赦（個別恩赦）	157
第4 民間の協力	158
1 保護司	158
2 更生保護女性会	158
3 B B S 会	159
4 協力雇用主	159
第3節 入国管理局関係機関	159
第1 入国管理局関係機関の所掌事務、組織等	160
1 入国管理局の所掌事務	160
2 入国管理局の組織	160
第2 入国管理局の職員	161
第3 入国管理局の業務	162

1 出入国に関する審査	162
2 外国人の在留資格に関する審査	163
3 外国人の退去強制	163
4 難民の認定	163
5 外国人登録	164
第4 退去強制手続	165
1 違反調査	165
2 審査、口頭審理及び異議申立て	166
3 退去強制	166
第5 新たな在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組	167
1 導入の経過・背景	167
2 新たな在留管理制度により導入される措置	167
3 新たな在留者管理制度の導入に向けた取組状況	168
<参考 刑事局>	169
第1 刑事局の組織	169
第2 刑事局の所掌事務	169
1 総務課	169
2 国際課	170
3 刑事課	170
4 公安課	170
5 刑事法制管理官	170
第3編 裁判所・弁護士会等	171
第1章 裁判所	171
第1節 裁判所の役割と種類	172
第1 はじめに	172
1 最高裁判所	172

2 高等裁判所	173
3 地方裁判所	174
4 家庭裁判所	174
5 簡易裁判所	175
第2 裁判所の職員	175
1 裁判官	175
2 裁判官以外の職員	176
第2節 検察審査会	178
第1 検察審査会の設置根拠及び任務等	178
1 検察審査会の設置根拠及び任務	178
2 検察審査会の審査員	179
第2 検察審査会の活動	179
1 検察審査会が審査を行う場合	180
2 審査及び議決方法	180
3 起訴議決に基づく公訴の提起の手続	183
4 検察審査会の活動状況	184
第2章 弁護士・弁護士会	186
第1 刑事事件と弁護士	186
1 弁護士選任権	186
2 国選弁護士制度	186
第2 弁護士	187
1 弁護士資格	187
2 弁護士の使命及び職務	188
第3 弁護士法人	188
第4 弁護士会	189
1 弁護士会	189

2	日本弁護士連合会	189
3	弁護士の懲戒	190
第5	刑事事件における弁護士の具体的活動	190
1	選 任	190
2	捜査段階	191
3	公判段階	193
第3章	日本司法支援センター（法テラス）	197
第1	日本司法支援センターの設置根拠及び目的	197
1	設 置 根 拠	197
2	目 的	197
第2	日本司法支援センターの組織及び活動	198
1	組 織	198
2	活 動	198

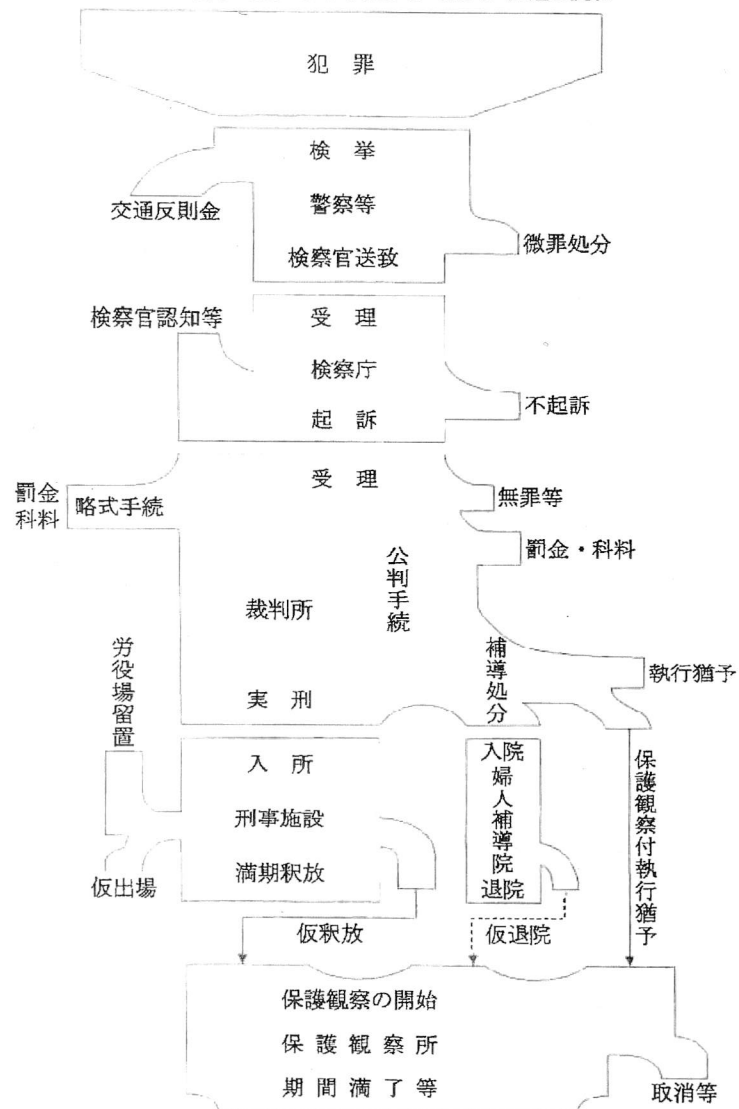
はじめに

検察庁の職務は、関係する諸機関からの適切な協力を得ることなしには円滑に行うことができない。

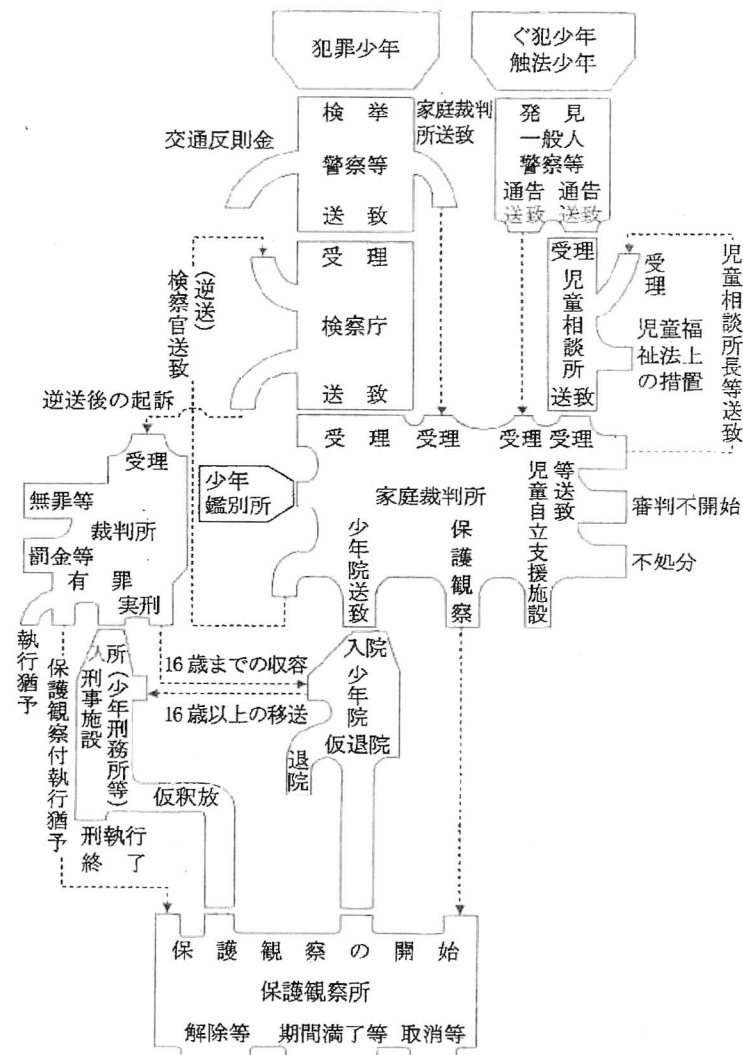
本教材は、検察庁の職員が日々の業務で接する関係諸機関やその職員について、その概要を説明するとともに関連する範囲で諸制度の概要を紹介するものである。記述に当たっては、各機関の広報用パンフレットを参考にするなどして平易に記述するように努めたが、同時に、各機関の設置の根拠となっている各省設置法や組織令等の規定にもなるべく触れることとした。初任者を対象とすることを念頭に置くものの、今後の執務に当たっては、常に法令の根拠を確認する姿勢を身に付けてほしいという趣旨からである。なお、本教材の性格にかんがみ、全般的な分かりやすさを優先させるため、細部の説明を省略した部分がある。必要に応じて自身で関係条文に当たるなどして確認されたい（なお、条文等で片仮名・旧仮名遣い等の部分は、断りなしで、平仮名・新仮名遣い等に改めた。）。

本教材を読み進める上での参考として、成人犯罪者の処遇の流れ（1図）及び非行少年の処遇の流れ（2図）を次に示しておく。

1 図 刑事司法における犯罪者（成人）処遇の流れ



2図 非行少年処遇の流れ



第1編 警察を始めとする捜査機関等

第1章 警察

警察は、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」(警察法2)を責務としている。犯罪の捜査に限られているわけではないことに留意しておく必要があるが(この点、検察官が「如何なる犯罪についても捜査をすることができ」(検察庁法6)、「刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督」し(同法4)、専ら刑事司法手続に関することを主たる職務とするのとは異なる。)、警察が検察の職務と最も密接な関係を有する組織の1つであることは疑いない。

例えば、検察庁の受理する事件の大部分は第一次的捜査責任を有する機関としての警察から送致される事件であり、その後、検察官は自ら同事件の捜査を実施し、他方、送致警察は検察官と連絡を密にしながら、その具体的指揮を受けて、あるいは自らの判断で同事件の補充捜査を実施するのであって、いわば検察と事件送致官署としての警察は力を合わせて捜査を実施して、事件の真相解明に努めている。また、警察に設けられた留置施設には、警察が逮捕した被疑者が留置されるばかりでなく、勾留されている被疑者・被告人も留置されるが、これは検察官が、警察に対して勾留の裁判の執行を指揮することによるのであり、この面においても、検察と警察は力を合わせて真相を解明するため被疑者等の逃走や罪証隠滅を防止しているのである。なお、これとは別に、今日、いわゆる科学的捜査・鑑定

等の重要性がますます増大しているが、警察に置かれた科学捜査研究所等がこれら鑑定等を実施しており、検察が十分にその職責を果たすために必要欠くべからざるものとなっている。

第1節 警察の組織及び任務

第1 概観

警察の組織は、検察庁と異なり複雑である。国家機関として警察庁が置かれる(警察法15)一方、各都道府県に都道府県警察が置かれ、当該都道府県内において前記警察の職務を行うこととされている(同法36)。また、内閣府に置かれ内閣総理大臣が任命する委員から構成される国家公安委員会が警察庁を、各都道府県に置かれた各知事が任命する各都道府県公安委員会が各都道府県警察を、それぞれ管理する(同法5Ⅱ、38Ⅲ)。

各都道府県警察の職務は、各都道府県が国の委託を受けて行うものではなく、各都道府県として行うものではあるが、他方、警察庁は各都道府県警察への指揮命令権も有している(同法16Ⅱ、17、5Ⅱ)。

比喩的に言えば、警察は、国の機関と地方自治体の機関の二本立てとなっており、各都道府県警察は自治体警察としての側面を有するが、警察庁の指揮監督を通じて全体として国家警察としての側面も有することとなる。

検察が、前記のように、日常、警察と関係を持つのは、各都道府県警察との間である。

第2 警察の組織

1 国家公安委員会

内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会が置かれ、委員長及び5人の委員をもって組織される(警察法4)。国家公安委員会の任務及び権限については、警察法5条に定められている。

2 警察庁

国家公安委員会に、警察庁が置かれている(同法15)。警察庁の長は、警察庁長官であり(同法16)、次長が1人置かれている(同法18)。

警察庁に、長官官房並びに生活安全局、刑事局、交通局、警備局及び情報通信局が置かれている(同法19Ⅰ)。長官官房及び各局の所掌事務については、同法21条ないし25条に定められている。

刑事局には組織犯罪対策部が、警備局には外事情報部がそれぞれ置かれ(同法19Ⅱ)、生活安全局には生活安全企画課、地域課、少年課、保安課、情報技術犯罪対策課及び生活経済対策管理官が(警察庁組織令14)、刑事局には組織犯罪対策部内に置かれる企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官及び犯罪収益移転防止管理官のほか、刑事企画課、捜査第1課、捜査第2課及び犯罪鑑識官が(警察法19Ⅱ、警察庁組織令21)、交通局には交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課が(同令31)、警備局には外事情報部内に置かれる外事課、国際テロリズム対策課のほか、警備企画課、公安課、及び警備課が(同令36)、情報通信局には情報通信企画課、情報管理課、通信施設課及び情報技術解析課が(同令42)置かれている。

なお、長官官房総務課には、情報公開・個人情報保護室(警察法施行規則3条)、取調べ監督指導室(同規則6)等が、長官官房給与厚生課には犯罪被害者対策室(同規則12)、刑事局には振り込め詐欺対策官(同規

則24)、指紋鑑識官(同規則25)、資料鑑識官(同規則27)等、警備局には拉致問題対策室(同規則44)、国際テロリズム情報官(同規則46)等が置かれている。

警察庁の附属機関として、警察大学校(東京都府中市)、科学警察研究所(千葉県柏市)及び皇宮警察本部(東京都千代田区皇居内)が置かれている(警察法27~29)。警察大学校には、特別捜査幹部研修所(警察法施行規則70)及び国際警察センター(同規則71)等が附置され、科学警察研究所には附属鑑定所(同規則96)及び法科学研修所(同規則97)が附置されている。

また、警察庁の地方機関として、管区警察局が東北(仙台市)、関東(さいたま市)、中部(名古屋市)、近畿(大阪市)、中国(広島市)、四国(高松市)、九州(福岡市)の7か所に置かれている(警察法30)。

3 都道府県警察

都道府県に、都道府県警察が置かれている(同法36)。都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会が置かれている(同法38Ⅰ)。都道府県公安委員会は、都、道、府及び指定県にあつては5人、それ以外の県にあつては3人の委員をもって組織され、都道府県警察を管理している(同法38Ⅱ、Ⅲ)。

都警察の本部として警視庁が、道府県警察の本部として道府県警察本部が置かれ(同法47Ⅰ)、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどっている(同条Ⅱ)。都警察には警視總監が、道府県警察には道府県警察本部長が置かれ、都道府県公安委員会の管理に服しながら、それぞれ都道府県警察本部の事務を統轄している(同法48)。

都道府県警察には、警察本部(東京都は警視庁)のほか、警察署(1,184か所)、交番(6,232か所)、駐在所(6,847か所)が置かれている(平成

22年4月1日現在。同法53)。

各警察本部には、通常、総務部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部（警視庁についてはこれに公安部、組織犯罪対策部が加わる。詳しくは、同法47、警察法施行令4・別表第一ないし第四参照）並びに道府県警察学校（警視庁には警視庁警察学校）が附置されている（同法54）。

東京都を例にとると、警視庁の設置に関する条例（昭和29年6月30日条例第52号）により、警視庁が設置されている（同条例1、2）。警視庁本部には、副総監1人並びに総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部が置かれている（同条例3）。各部の所掌事務は、同条例5条ないし11条の2に定められている。各部の分課及びその他内部の事務分掌については、公安委員会の定めるところによる（同条例12、警視庁組織規則2～47の7）。各警察署の名称、位置及び管轄区域は、同条例13条及び別表第一に定められており、交番その他の派出所、駐在所については、「交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置」（平成6年7月1日警視庁告示第115号）に定められている。警視庁警察学校については、警視庁組織規則74条ないし80条に定められている。

第3 警察職員

警察官（長官を除く。）の階級は、警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とされている（警察法62）。

警察職員の定員は、総数29万1,475人で、その内訳は下表のとおりである（平成22年4月1日現在。同法57Ⅱ、警察法施行令7、別表第一及び第二）。

警 察 庁					都 道 府 県 警 察		
総数（人）	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官	一般職員	計
291,475	1,969	901	4,839	7,709	255,156	28,610	283,766

第4 送致官署としての警察

1 犯罪の捜査

警察官は、刑事訴訟法又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行うこととされ（刑訴法189Ⅰ）、司法警察職員は、犯罪があるものと思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされている（同法189Ⅱ）。

警察が捜査する事件については、後記のように事前の事件相談がなされることもある（後記3「事前の事件相談」参照）が、通常、警察は、独自の判断で犯罪と証拠について捜査を開始し、捜査をしたときに事件を検察官に送致する。

2 検察官への送致

「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律（注：刑訴法）に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。」とされている（刑訴法246）。この特別の定めのある場合としては、被疑者を逮捕した場合で留置の必要があると思料するときの送致（同法203、211、216）、告訴・告発・自首を受けたときの送付（同法242、245）、少年事件の場合の家庭裁判所への送致（「罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するとき」（少年法41））があるとされている。また、ただし書の「検察官が指定した事件」とは、刑訴法193条1項の一般的指揮権の行使によるいわゆる「微罪事件」処理がこれにあたる。

警察等から送致されてくる事件の受理手続を検察庁で行うのは、事件係である。また、事件によっては、書類だけではなく、証拠物も送致されてくることが多いが、証拠物の受入手続は、証拠品係で行われている。

警察等から送致された事件については、それぞれ担当の主任検察官が決められる。担当検察官は、記録や証拠物を点検・検討し、捜査を遂げて処分をすることになるが、必要があれば警察に対して補充捜査を指揮する。

警察からは、事件送致後に取り調べた関係者の供述調書等の関係書類が追送致されてくことも多い（犯罪捜査規範196、197）。

検察官が警察から送致された事件を処理したときには、処分結果（起訴・不起訴等）が警察に連絡される。

さらに、起訴後であっても、補充捜査が必要になる場合もあるし、検察官が裁判に証人として出廷する場合もあり得るので、起訴後も、検察官は、随時警察と連絡を取る必要がある。

3 事前の事件相談

警察は、法律適用上の問題点がある事件や複雑困難な事件などについて、捜査に着手する前又は捜査開始後送致前に、検察官に対し、事件相談を求めることがある。

また、送致手続に関しても、送致書類や証拠物が多数に上るような事件の場合には、受理・受入れを円滑に行うため、検務部門と事前の打合せをすることがある。

なお、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関し必要な事項を定めている犯罪捜査規範（国家公安委員会規則）では、「警察本部長または警察署長は、その捜査する事件について、公訴を実行するため、あらかじめ連絡しておく必要があると認めるときは、すみやかに、犯罪事実の概要その他の参考となるべ

き事項を検察官に連絡しなければならない。」と定めている（同規範45Ⅱ）。

4 留置施設

被疑者が勾留される事件の勾留場所は、拘置所になる場合と「代替刑事施設」（かつてのいわゆる代用監獄）である警察署附属の留置施設になる場合がある。

留置に関する事務は、総務部又は警務部がつかさどっている（警察法施行令4・別表第一）。

留置施設は、被留置者の留置に関する規則に基づいて運用されている。被疑者が留置される際、所持していた金品については、留置業務管理者（警察署長等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律16）が、同法192条、194条に従い親族その他相当と認める者への交付等の相当な処分を求めたり、被留置者に引き渡すほか、これを領置する。

逮捕時の被疑者の所持品については、「所持金品目録」が送致記録に添付されることがある。

留置施設には、①被留置者名簿、②被留置者出入簿、③被留置者金品出納簿、④被留置者反則行為措置簿、⑤被留置者診療簿、⑥被留置者戒具使用・保護室収容簿、⑦被留置者面会簿、⑧被留置者信書発受簿及び⑨看守勤務日誌が備えられ、所定事項が記録されている（同規則5）。

警察の留置施設に拘置されている被疑者を検察庁で取り調べる際には、あらかじめ警察署の留置主任官に連絡した上、検察庁まで護送させなければならない。また、留置主任官は留置人の給養衛生にも責任を有しているので（同規則17）、検察庁内で食事を摂らせる必要がある場合の対応等についても事前に確認しておく必要がある。

勾留期間が満了する際には、留置主任官と連絡を取り、処分予定に従い、釈放又は拘置所への移送等の準備をしておく必要がある（同規則25、

26参照)。

第2節 検察官と警察官との関係

第1 相互協力関係

検察官と警察官とは、捜査に関し、相互に協力すべき関係にある。

警察法は、「都道府県公安委員会及び警察官と検察官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。国家公安委員会及び長官は、検事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。」と定めている(警察法76条)。

刑訴法は、「検察官と都道府県公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に関し、互に協力しなければならない。」(刑訴法192)と定めている。これを受けて、犯罪捜査規範においても、「警察官は、捜査に関し、検察官と互に協力しなければならない。」(同規範45 I)と定めている。

第2 検察官の指示・指揮権

他方、刑訴法は、193条において、一般的指示権(1項)・一般的指揮権(2項)・具体的指揮権(3項)・司法警察職員の服従義務(4項)について定めている。

すなわち

- ① 検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる。この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによって行うものとする。
- ② 検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

- ③ 検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。
- ④ 前3項の場合において、司法警察職員は、検察官の指示又は指揮に従わなければならない。

このうち、一般的指示は、①犯罪捜査を適正に遂行させるための遵守事項に関するもの、②公訴を実行するための書類の作成に関するもの、③事件送致に関するもの、④公訴を実行するために必要な証拠の収集保全に関するもの、⑤公訴を実行するために必要な重要事項についての報告に関するもの等の事項に及ぶとされている。

なお、犯罪捜査規範においても、警察官は、「刑訴法193条1項の規定に基づき検察官から示された一般的指示があるときは、これに従って捜査を行わなければならない」(同規範46)、「刑訴法193条2項の規定に基づき、検察官から一般的指揮が与えられたときは、警察官はこれに従って捜査を行わなければならない」(同規範48)、「刑訴法193条3項の規定により検察官が自ら捜査する犯罪について、その補助を求められたときは、警察官はすみやかに、これに従って必要な捜査を行い、かつ、その結果を報告しなければならない。」旨定めている(同規範49)。

第3 検察官の指示・指揮権の担保

刑訴法194条は、前記のような検察官の指示・指揮権を担保する趣旨から、司法警察職員に対する懲戒・罷免の訴迫に関する規定を設けている。

すなわち

- ① 検事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、警察官たる司法警察職員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に、警察官たる者以外の司法警察職員については、その者を

懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

- ② 国家公安委員会、都道府県公安委員会又は警察官たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第3節 警察の附属機関

第1 科学捜査研究所

1 科学捜査研究所の意義

いわゆる科学的捜査のために、各都道府県警察本部に科学捜査研究所（「科捜研」と略称されることが多い。）が置かれている。

警察が収集して送致してくる書類や証拠物には、科学捜査研究所により明らかとなったものが少なからずあり、検察官自身、科学捜査研究所に新たな鑑定を行わせたりすることもある。また、検察官が、科学捜査研究所の職員に対し、それぞれの分野の専門家としての所見を求めることも度々であり、これら、科学捜査研究所等の職員が公判において証人として証言を求められることも増えている。

2 科学捜査研究所で行われている活動

一般に、鑑識活動とは、化学、物理学、工学、医学、心理学等の知識・技術を応用したり、指紋、足跡痕等の各種データベースを活用して、犯人の割り出しや犯罪の証明、身元不明死体の身元確認等を科学的、合理的に行う警察活動の総称であるが、科学捜査研究所は、これらの内の主に鑑定部分を担当する。

代表的なものは、指掌紋鑑識である。指紋及び掌紋の「万人不同」「終生不変」という特性から、個人識別の決め手として、警察庁では、指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

その他の主要な活動としては、押収した薬物について行う薬物鑑定、犯行現場に残された血痕、毛髪を基にして行う血液型鑑定やDNA型鑑定、足跡痕等の資料を保管資料と対照して履物等を特定する足跡痕鑑識、防犯カメラ等で撮影された不鮮明な画像を解析して鮮明化する等の写真鑑識、防犯カメラで撮影された人物の顔画像と別に取得した被疑者の三次元顔画像を照合し、両者の同一性を識別する三次元顔画像識別システム、塗膜片や、爆発物、偽造有価証券等を分析し、繊維、塗膜、薬毒物等の各種基礎資料に製造業者等の付加情報を加えて作成したデータベースを駆使して対照する微物鑑識・検査、警察犬が犯人やその遺留品の発見、逃走先の確認等に活躍している警察犬による臭気鑑識等がある。

第2 科学警察研究所

1 科学警察研究所の意義及び設置根拠

各都道府県警察に附属する科学捜査研究所とは別に、警察庁には、警察活動の科学化を推進するために設けられた総合的研究機関として科学警察研究所（「科警研」と略称されることが多い。）が置かれている（警察法28）。

科学警察研究所の職務は、大別して、①研究・開発、②鑑定・検査及び③研修・指導の3種類がある。すなわち、①同研究所において、鑑定・検査技術の研究・開発等の各種研究等を行い、②法科学第一部、法科学第二部、法科学第三部、法科学第四部及び附属鑑定所において各都道府県警察からの鑑定嘱託を受けて鑑定・検査を行い（警察法施行規則87～

90, 96), ③法科学研修所において, 各都道府県の鑑識・科学捜査研究所職員に対し, 技術指導等を行っている(同規則97)。

2 科学警察研究所の組織

科学警察研究所には, 総務部, 法科学第一部(生物学), 法科学第二部(物理学, 工学), 法科学第三部(化学), 法科学第四部(心理学, 精神医学, 文書類, 偽造通貨), 犯罪行動科学部(少年非行防止, 犯罪防止, 捜査支援), 交通科学部(交通規制, 交通安全, 車両運転)の7部が置かれている(同規則81)ほか, 附属鑑定所(同規則96)と法科学研修所(同規則97)が設置されている。

法科学第一部には, 生物第一研究室(毛髪鑑定等), 生物第二研究室(形態学を応用する顔画像鑑定等), 生物第三研究室(血液型鑑定等), 生物第四研究室(DNA型鑑定等)及び生物第五研究室(微生物鑑定等)が置かれ(科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則1~6), 法科学第二部には, 物理研究室(物理学を応用する鑑定等), 火災研究室(火災実験等), 爆発研究室(爆発実験等)及び機械研究室(機械工学を応用する鑑定等)が置かれ(同規則7~12), 法科学第三部には, 化学第一研究室(化学を応用する薬物鑑定等), 化学第二研究室(毒物の鑑定等), 化学第三研究室(ラジオアイソトープ(放射性同位元素)を応用する鑑定等)及び化学第四研究室(化学兵器等に使用される物質の鑑定等)が置かれ(同規則14~18), 法科学第四部には, 情報科学第一研究室(ポリグラフ検査研究等), 情報科学第二研究室(偽造文書鑑定等)及び情報科学第三研究室(声紋鑑定等)が置かれ(同規則18の2~5), 犯罪行動科学部には, 少年研究室(非行少年に関する研究等), 犯罪予防研究室(防犯対策に関する研究等)及び捜査支援研究室(犯罪者プロファイリングに関する研究等)が置かれ(同規則19~22), 交通科学部には, 交通科学第一研究室(交通規制の方法等の研究等), 交通科学第二研究室(交通事故

防止に関する研究等)及び交通科学第三研究室(車両構造の安全性についての研究等)が置かれている(同規則23~26)。

3 科学警察研究所で行っている鑑定

科学警察研究所は, 各都道府県警察から嘱託を受けて鑑定を行うほか, 各地方の科学捜査研究所では行いきにくい総合的な鑑識・防犯に関する研究開発や各地方の科学捜査研究所職員の研修を行っている。

科学警察研究所で行われる鑑定・検査業務には, 下記のものがある。

法科学第一部

生物第一〜第五研究室

白骨からの性別・年齢・身長・死後経過時間・血液型

頭蓋骨と顔写真とのスーパーインポーズによる個人識別及び頭蓋骨による顔貌の復元

顔写真による個人識別・顔写真の鮮明化

三次元顔画像識別システムを用いた個人識別

皮膚片・筋肉片・臓器片からの性別・死後経過時間・血液型・DNA型

毛髪からの性別・血液型・対象毛髪との異同識別

血痕の血液型による個人識別

唾液斑・精液斑等体液斑の血液型又はDNA型による個人識別

バイオテロに用いられる可能性が高い細菌, ウイルス等の異同識別

法科学第二部

物理研究室

写真・ビデオテープ等の画像計測・画質改善

撮影カメラ個体識別法, 波長可変レーザーによる指紋や油性物検出

法

火災研究室

電気火災・燃焼器具類・油類等の鑑定・検査及び実験

爆発研究室

火薬類・爆発性物質の特定（種類・組成等）

機械研究室

破損・破断事故のワイヤー・ロープ等機械部品の材質・強度の適否、
破断等の原因

現場遺留弾丸・薬きょうからの発射銃器の推定（登録済拳銃との自
動照合）

各種銃器の発射機能の有無

法科学第三部

化学第一～第四研究室

薬物を含有すると思料される粉末・錠剤等からの薬物の特定

麻薬・大麻等と思料される植物・樹脂状塊等について、アヘン・コ
カ葉・大麻等の特定

薬物混入と思料される尿・毛髪・血液について、薬物・その代謝物
含有の有無

毒物混入と思料される粉末・溶液・血液・臓器・胃内容物等からの
毒物の特定

工場排水及び産業廃棄物の化合物等の特定

塗膜・着色剤・繊維・紙類・プラスチック・土砂等の材質・成分等
の特定及び異同識別

化学兵器用剤の科学分析法、現場探知法の開発

法科学第四部

情報科学第一研究室

ポリグラフ装置の開発研究

情報科学第二研究室

筆跡識別、印影鑑定、不明文字鑑定、事務機文字鑑定、印刷物鑑定
等の文書鑑定

偽造通貨鑑定

情報科学第三研究室

声紋鑑定

音声自動識別システムの開発

交通科学部

交通科学第一～第三研究室

車載型事故記録装置に関する研究等

附属鑑定所

銃器弾丸類の異同識別に関する鑑定

偽造通貨鑑定

覚せい剤の微量成分に関する鑑定

第2章 特別司法警察職員

序 特別司法警察職員の意義及び趣旨

第1 特別司法警察職員の設置根拠及び任務

1 特別司法警察職員の設置根拠

警察庁及び都道府県警察の警察官（一般司法警察職員）以外の者で、森林、その他特別の事項について司法警察職員として捜査の職務を行う特定の行政庁の職員などを総称して「特別司法警察職員」という。これらの職員のうち、いずれを司法警察員とし、あるいは司法巡査とするかは、「司法警察職員等指定応急措置法」（以下「措置法」という。）その他の法令で定められている。

2 趣 旨

これらの特定の行政庁の職員などは、①本来の職務の執行に際して犯罪を発見する機会が多く、その犯罪については、その職員が有する職務上の特殊知識を活用することにより捜査の実効を期待し得る場合が多いこと、②本来の職務上担当する地域ないし施設が特殊であって、その地域ないし施設内で発生した犯罪については、その職員に捜査させることにより実効性が高まると期待し得る場合が多いことから特に司法警察職員とされている。したがって、特別司法警察職員の捜査権は、特別の事項に限られており、その捜査権の行使についても、一般司法警察職員と異なる定めがなされている場合がある。

第2 特別司法警察職員の種類及びその職務の範囲

1 種 類

特別司法警察職員は、その職務の根拠となる法令により二つに大別できる。すなわち、①措置法1条、「司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件」（大正12年12月29日勅令528。以下「勅令」という。）によるもの3種類、②個別の法律によるもの10種類の合計13種類である。

なお、本教材における引用条文は、便宜上、措置法2条その他所要の読み替え規定に基づき、読み替えたものとする。

2 職務の範囲

特別司法警察職員の捜査権の範囲は、それぞれが設置されている趣旨に従い、一定の制限を受ける。例えば、海上保安官の職務の範囲は海上における犯罪に限られ、麻薬取締官の職務の範囲は一定の薬物犯罪に限られる。

特別司法警察職員は、自己の捜査権の認められている犯罪に限り捜査が許されているのであって、これと刑法54条の関係（観念的競合又は牽連犯の関係）にある罪については捜査することができない（昭28.6.4法曹会決議 法曹時報5・6・88）。

特別司法警察職員と一般司法警察職員との捜査権限は、一般司法警察職員の捜査権限に制限がないことから、一般的に競合する。犯罪捜査規範は、特別司法警察職員との共助に関し、「共助協定その他の特別の定めがあるときはその規定するところによる」とした上、協力・協議すべきことを定めている（犯罪捜査規範50ないし54）。

特別司法警察職員の種類及びその職務の範囲は、次頁の一覧表1の通りである（ただし、同表1No.14の国税庁監察官は、特別の捜査機関で

はあるが、特別司法警察職員とはされていない。)

＜一覧表1＞ 特別司法警察職員の種類・職務範囲

	官 名	根拠法令	職務の範囲
1	刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律290	刑事施設における犯罪（労役場及び監置場における犯罪を含む）
2	森林管理局署の職員	措置法1、勅令	国有林野、部分林、公有林野官行造林、その林野の産物又はその林野若しくは国営猟区における狩猟に関する罪
3	公有林野の事務を担当する北海道庁の職員	同上	北海道における公有林野、その林野の産物又はその林野における狩猟に関する罪
4	船長その他の船員	同上	船舶内における犯罪
5	皇宮護衛官	警察法69Ⅲ	天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪
6	鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律76	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律並びに同法に基づく命令の規定に違反する罪
7	労働基準監督官	労働基準法102 労働安全衛生法92 じん肺法43 家内労働法31 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法14 最低賃金法33 賃金の支払の確保等に関する法律11	左欄各法律に違反する罪
8	船員労務官	船員法108、船員災害防止活動の促進に関する法律62	船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律並びに船員法

			に基づいて発する命令に違反する罪
9	海上保安官 海上保安官補	海上保安庁法31	海上における犯罪
10	麻薬取締官 麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法54	麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法若しくは麻薬特例法に違反する罪、刑法第2編第14章に定める罪又は麻薬・あへん若しくは覚せい剤の中毒により犯された罪
11	鉱務監督官	鉱山保安法49	鉱山保安法に違反する罪
12	漁業監督官 漁業監督吏員	漁業法74V	漁業に関する罪
13	自衛隊の警務官 及び警務官補	自衛隊法96 司法施行令109ないし113	隊員の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪、その他隊員の職務に関し隊員以外の者の犯した犯罪、自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪、自衛隊の所有し又は使用する施設又は物に対する犯罪
14	国税庁監察官	財務省設置法27	職員の職務犯罪、職員への贈賄

平成17年度から同21年度の特別司法警察職員の捜査活動状況は、次の一覧表2のとおりである。

＜一覧表2＞ 特別司法警察職員の捜査活動状況等

No.	官名等	H17	H18	H19	H20	H21	起訴	不起訴	家裁	未済	引渡
1	刑事施設の長その他の刑事施設の職員	339	326	316	296	259	188	41	0	30	0
2	森林管理局職員	0	2	0	2	2	0	2	0	0	6
3	公有林野の事務を担当する北海道吏員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	船長その他の船員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	皇宮護衛官	2	2	5	0	3	0	3	0	0	1
6	鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
7	労働基準監督官	2,723	2,531	2,749	2,532	2,320	781	1,351	0	188	0
8	船員労務官	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0
9	海上保安官 海上保安官補	4,971	5,172	5,588	5,726	5,737	3,288	2,266	9	174	0
10	麻薬取締官 麻薬取締員	454	407	338	410	453	361	87	1	4	0
11	銃務監督官	5	0	0	0	3法人 3	3法人 3	0	0	0	0
12	漁業監督官 漁業監督吏員	92	80	108	98	74	18	51	0	5	0
13	自衛隊警務官 自衛隊警務官補 合計	269	267	266	271	281	29	187	28	37	2
		9,133	9,039	9,669	9,573	3法人 9,329	3法人 4,798	4,043	38	450	9
14	国税庁監察官	2	4	7	2	1	0	1	0	0	0

【注】「H17」～「H21」：平成各年1年間の送致人員数、「起訴」平成21年1年間の送致事件に対する起訴人員数、「不起訴」：同不起訴人員数、「家裁」：同家裁送致人員数、「未済」：同年度末現在の未済人員数、「引渡」：平成21年1年間の警察引渡し人員数。

本表に掲げた数字は、各官署からの報告に基づき集計されたものである。

第3 検察庁による連絡調整の重要性

発生する事件によっては、一般司法警察職員、特別司法警察職員その他の関係諸機関の捜査権限等が競合する場合も少なくない。そのような場合には、検察庁が、これら関係諸機関の間の連絡調整について積極的

な役割を果たす必要があるものの、これら諸機関相互間には必ずしも日ごろから連絡体制が確立されているわけではないので、これら諸機関の概要を把握した上で、検察庁において、適切な連絡調整が果たせるよう準備しておく必要がある。

例えば、外国人の集団密入国事件についてみると、捜査・調査の段階では、警察、海上保安庁及び入国管理局が関係することになる。

なお、これとは観点を異にするが、この種事案の逮捕・勾留・公判の関係では、裁判所との間の連絡等が不可欠である。身柄の収容場所を確保するためには、留置施設、拘置所、刑務所等の収容能力等を把握してその間の調整を図らなければならない。この種事件では、少年の被疑者がいる場合も少なくないので、その場合には、家庭裁判所等の関連機関との連絡調整が必須である。

第1節 刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員

第1 刑事施設

刑事施設とは、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法の規定により逮捕された者であつて留置される者、刑事訴訟法の規定により勾留される者等、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者等を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設をいう（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」ともいう）3）。法務省に、刑事収容施設法の規定による刑事施設として刑務所、少年刑務所及び拘置所を置き、法務大臣は、刑務所、少年刑務所又は拘置所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、

刑務支所、少年刑務支所又は拘置支所を設けることができるとされている（法務省設置法8Ⅱ，9Ⅱ。以下、これらを併せて「行刑施設」ともいう。）。

行刑施設の任務及び組織については、後記2編第1章第1節参照。

第2 刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員

1 刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員

- (1) 刑事施設の長は、刑事施設における犯罪（労役場及び監置場における犯罪を含む）について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う（刑事収容施設法290Ⅰ）。
- (2) 刑事施設の長を除いた施設の職員であつて、刑事施設の長がその刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正（以下「管轄検事正」という。）と協議して指名した者は、刑事施設における犯罪について、法務大臣の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う（刑事収容施設法290Ⅱ）。
- (3) 平成21年末現在の定員は、1,556人（実員数は1,539人）である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

刑事施設が逃走防止・秩序維持のため特段の配慮を要する特殊な閉鎖的施設であるため、一般司法警察職員といえどもその出入りには制約があり、その捜査権を行使することが事実上困難であることから、特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

刑事施設の長その他の刑事施設の職員の捜査権限は、刑事施設における犯罪に限られる。刑事施設内における犯罪であれば、犯人が被収容者であるか否かを問わない。検察庁等への護送途中の車両内、検察庁・裁判所内の出廷留置場にも捜査権が及ぶと解されている（大コメンター

ル刑事訴訟法第三卷52頁）。

4 捜査活動状況

刑事施設の長その他の刑事施設の職員からは、最近では、毎年約200ないし約300人が検察庁に送致されている（前掲一覧表2参照）。

第2節 森林管理局署の職員

第1 森林管理局署

1 森林管理局署の意義及び設置根拠

森林管理局署とは、農林水産省の外局である林野庁（農林水産省設置法23）の地方支分部局であり、森林管理局及び森林管理署をいう（同法33，35）。

2 森林管理局署の所掌事務

国有林野の管理経営は農林水産省の所掌事務の一つであり（同法4⑦），同省の外局たる林野庁は、森林の保続培養，林産物の安定供給の確保，林業の発展，林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを主な任務としている（同法30）。

森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと，民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること，林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関することなどの事務を分掌し（同法33Ⅱ），森林管理署は、それぞれ、一定の範囲で森林管理局の事務を分掌する（同法35Ⅰ）。

3 森林管理局署の組織

森林管理局は、北海道（札幌市），東北（秋田市），関東（前橋市），中

部（長野市），近畿中国（大阪市），四国（高知市）及び九州（熊本市）の7か所に置かれている（農林水産省組織令117Ⅰ）。

森林管理局の名称，位置及び管轄区域等は，政令（農林水産省組織令）で定められる（農林水産省設置法33Ⅲ）。

森林管理局には，総務部，計画部及び森林整備部が置かれ（北海道森林管理局には企画調整室ではなく企画調整部），森林管理署には一般に総務課と業務課が置かれている。

農林水産大臣は，森林管理署の所掌事務の一部を分掌させるため，所要の地に，森林管理署の支署を設けることができるとされている（農林水産省設置法35Ⅲ）。

第2 森林管理局署の職員

1 特別司法警察職員とされる職員

森林管理局署の職員は，森林管理局署勤務の農林水産事務官及び農林水産技官である。

森林管理局署の職員のうち，その所属長官が管轄検事正と協議して指名した者は，司法警察員の職務を行うこととされている（措置法1，勅令3④）。

平成21年末現在の森林管理局署の実員数（司法警察員）は，1,394人である。

2 特別司法警察職員が置かれている趣旨

森林管理局署が管理する地域が広大な森林であるという特殊性から（注1），一般司法警察職員の十分な捜査活動を期待し難いことから，特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

森林管理局署の職員で特別司法警察職員とされた者の捜査権限は，国

有林野，部分林，公有林野（注2）官行造林，その林野の産物（注3）又はその林野若しくは国営猟区における狩猟に関する罪に限られている（勅令4④）。

4 捜査活動状況

森林管理局署の職員からは，最近では，毎年，森林法違反等により0ないし数人が検察庁に送致されている（前掲一覧表2参照）。

（注1） 我が国の国土は，その約7割を森林が占めており，国有林野は国土面積の約2割を占めている。

（注2） 地方公共団体の所有に属する林野をいう。

（注3） 木竹，下草，伐採木，倒木，木の葉，落葉，落枝，蔓類，茅類，笹類，蕨，ぜんまい等林野から産出する一切のものをいい，土石も含む。

第3節 公有林野の事務を担当する北海道庁の職員

1 特別司法警察職員とされる職員

公有林野の事務を担当する北海道庁の地方事務官及び地方技官であって，北海道知事が管轄検事正と協議して指名した者は，司法警察員として職務を行うこととされている（措置法1，勅令3⑦）。

平成21年末現在の定員は32人（実員数は27人）である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

北海道における公有林野は，その地域が広大であって，一般司法警察職員の十分な捜査活動を期待し難いことから，特別司法警察職員の制度が置かれている。

その捜査権限は，北海道における公有林野，その林野の産物又はその

林野における狩猟に関する罪に限られている（勅令4⑦）。

3 捜査活動状況

検察庁への年間送致人員数は、最近は0人である（前掲一覧表2参照）。

第4節 船長その他の船員

1 特別司法警察職員とされる船員

遠洋区域、近海区域又は沿海区域（注1）を航行する（注2）総トン数20トン以上の船舶の船長は、その船舶内において司法警察員の職務を行うこととされている（措置法1，勅令6Ⅰ）。

同船舶内における司法巡査の職務は、甲板部、機関部及び事務部の海員中その各部において職掌の上位にある者がこれを行うこととされている（同条Ⅱ）。

（注1）船舶安全法施行規則上、湖、川及び港内の水域並びに同規則1条6項各号に掲げる水域（これを平水区域という。）を除いた水域をいう。

（注2）航行区域又は操業区域とするとの意味である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

平水区域以外を航行する船舶については、一般司法警察職員の捜査活動が及び難いことから、特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

船長等の捜査権限は、犯罪の種類を問わず、当該船舶内に限られている（勅令6Ⅰ）。

4 捜査活動状況

検察庁への事件送致歴は、ほとんど見当たらない。

第5節 皇宮護衛官

第1 皇宮警察本部

1 皇宮警察本部の設置根拠及び所掌事務

皇宮警察本部は、警察庁に附置されている（警察法29Ⅰ）。

皇宮警察は、明治19年に宮内省に皇宮警察署として誕生し、その後幾多の変遷を経て昭和29年新警察法制定に伴い、警察庁の附属機関の一つとなり、現在の名称に改称されたものである。

皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察に関する事務をつかさどっている（同条Ⅱ）。

国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とするところ（同法5Ⅰ）、その任務を遂行するため、皇宮警察に関する事務についても、警察庁を管理する（同条Ⅱ15）。

2 皇宮警察本部の組織

皇宮警察本部には、本部長が置かれ（同法29Ⅲ）、警察庁長官の命を受け、皇宮警察本部の事務を掌理する。

皇宮警察本部の位置及び内部組織は、内閣府令で定められるところ、皇宮警察本部には、警備部及び護衛部の2部並びに4護衛署が置かれることとされ、護衛署は、坂下、吹上、赤坂及び京都の4護衛署が置かれ、また、葉山（神奈川県）・那須（栃木県）・須崎（静岡県）の各御用邸に

は皇宮護衛官派出所が置かれている。

皇宮警察本部の職員は、皇宮護衛官、警察庁事務官及び警察庁技官で構成されている。

第2 皇宮護衛官

1 皇宮護衛官の設置根拠及び任務

皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子及びその他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪、皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、国家公安委員会の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行うものとされている（警察法69Ⅲ）。

皇宮護衛官の階級は、皇宮警視監、皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡査部長及び皇宮巡査である（同法69Ⅰ）。皇宮巡査部長以上が司法警察員とされ、皇宮巡査が司法巡査とされている。

皇宮護衛官は、皇宮警察学校において、皇宮警察の職員に必要な教育訓練を受けることとされている（同法29Ⅳ）。

平成21年末現在の定員は901人（実員数は896人）である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

皇宮警察本部は、その職務の対象及び内容が天皇、皇族の護衛や皇居の警備等であるという特殊性から、特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

皇宮護衛官の捜査権限は、上記1の罪に限られている（同法69Ⅲ）。犯罪の種類に限定はなく、また、犯罪の実行行為の一部が皇居等において

行われれば、捜査権が及ぶ。

皇宮護衛官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる（同法67, 69Ⅴ）。

皇宮護衛官及び警察官は、その職務の執行に関し、相互に協力しなければならない（同法69Ⅵ）。

なお、宮内庁長官は、宮内庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、皇宮警察の事務につき、警察庁長官に対して所要の措置を求めることができる（宮内庁法8Ⅶ）。

4 捜査活動状況

皇宮護衛官から検察庁へは、最近では、毎年0ないし数人程度が送致されている（前掲一覧表2参照）。

第6節 鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員

第1 鳥獣保護事業

1 鳥獣保護事業

鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員も特別司法警察職員であり、その根拠は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）であるので、まず、同法の目的等について説明する。同法は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環

境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。都道府県知事は、環境大臣が鳥獣の保護を図るための事業（同法35条1項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに同法68条1項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護事業」という。）を実施するため、農林水産大臣と協議し、中央環境審議会の意見を聴いて定める基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとされている（鳥獣保護法3、4）。

2 都道府県の鳥獣保護に関する組織

各都道府県によって所属組織は異なるが、東京都を例にとると、知事の権限に属する事務を分掌させるため、環境局が置かれ（地方自治法158、東京都組織条例1）、公害の防止、自然環境の保全、廃棄物対策その他の環境の保全に関する事務を分掌しており（同条例2）、同局に、自然環境部が置かれ、鳥獣保護管理及び狩猟に関する事務を分掌している（東京都組織規程25計画課）。

第2 事務を担当する都道府県の職員

1 特別司法警察職員とされる職員

鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員であってその所属する都道府県知事がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して指名したものは、鳥獣保護法等に違反する罪につき司法警察員として職務を行う（鳥獣保護法76）。

平成21年末現在の定員は、965人（実員数は933人）である。

2 特別司法警察職員が置かれている趣旨

鳥獣保護法違反等の罪が、一般司法警察職員の配置が比較的少ない森

林等の猟区内で犯されることが多いこと及び鳥獣保護事業という行政職務を遂行する上で、犯罪発見の機会が多いことから、特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員で特別司法警察職員とされた者の捜査権限は、当該都道府県内における鳥獣保護法違反等の罪に限られている（同法76）。

4 捜査活動状況

鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員から検察庁への年間送致人員数は、最近、0ないし数人である（前掲一覧表2参照）。

第7節 労働基準監督官

第1 厚生労働省労働基準局

1 厚生労働省労働基準局の設置根拠

厚生労働省労働基準局（以下「労働基準局」ともいう。）は、労働基準法（以下「労基法」ともいう。）を施行するため、厚生労働省に、労働基準主管局（厚生労働省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するもの。）として置かれている（労基法97I、厚生労働省組織令2）。

2 厚生労働省労働基準局の所掌事務

労働基準局は、労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関する事務を始めとして、労働能率の増進、労働衛生（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する）を含み、

鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。), 労働基準監督官が司法警察員として行う職務, 勤労者の財産形成の促進, 労働者の保護及び福利厚生, 家内労働者の安全及び衛生に関することその他家内労働法(昭和45年法律第60号)の規定に基づく労働基準監督官の行う監督に関する事務等をつかさどっている(厚生労働省組織令7)。

3 厚生労働省労働基準局の組織

(1) 内部部局

労働基準局には, 安全衛生部及び労災補償部に置くもののほか, 監督課等4課が置かれており(同令59), 監督課において, 労働条件, 産業安全, 労働衛生及び労働者の保護に関する労働基準監督署の行う監督, 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関する事務等をつかさどることとされている(同令62)。

労働基準局監督課には調査官(1人)並びに中央労働基準監察監督官(9人)及び主任中央労働基準監察監督官(1人)が置かれている(厚生労働省組織規則31)。

(2) 都道府県労働局

都道府県労働局は, 厚生労働省の地方支分部局として, 都道府県に置かれている(労基法97 I, 厚生労働省設置法17, 21)。

都道府県労働局は, 厚生労働省の所掌事務のうちの一部(例えば, 労働契約, 賃金の支払, 最低賃金, 労働時間, 休息, 災害補償その他の労働条件に関する事務。厚生労働省設置法4 ㉔)を分掌することとされている(同法21 I)。

都道府県労働局は, 各都道府県に置かれ(47か所), 内部組織は, 総務部, 労働基準部, 職業安定部及び雇用均等室に分かれており, 労働基準部には, 一般的に, 監督課, 安全衛生課, 賃金課, 労災補償課が置かれており, 監督課において, 労働条件, 産業安全, 労働衛生及び

労働者の保護に関する労働基準監督官の監督に関する事務, 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関する事務等をつかさどることとされている。

(3) 労働基準監督署

各都道府県内に合計約340か所の労働基準監督署(支署を含む。)が置かれており(労基法97 I, 厚生労働省設置法22), その名称, 位置, 管轄区域, 所掌事務及び内部組織は, 厚生労働省令(厚生労働省組織規則789及び別表第七)に定められている。このうち, 労働基準監督署が所掌する事務については, 都道府県労働局が所掌する事務の一部(例えば, 労働契約, 賃金の支払, 最低賃金, 労働時間, 休息, 災害補償その他の労働条件に関する事務。同規則790 I)を分掌するものとされている(厚生労働省設置法22 II, 厚生労働省組織規則790)。

労働基準監督署の内部組織は, 厚生労働大臣の定める基準に基づき, 労働基準監督署長が定めることとされている(厚生労働省組織規則791)。

第2 労働基準監督官

1 労働基準監督官の設置根拠及び任務

労働基準監督官は, 厚生労働省労働基準局, 都道府県労働局及び労働基準監督署に置かれており(労基法97 I), 労働基準法違反の罪について, 刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行うこととされている(同法102)。

労働基準監督官の任務は, 全国約410万の事業所で働く約5,000万人の労働者が安心して働ける職場環境を実現するため, 労働条件等を定めた労働基準法を事業主に遵守させるとともに, 労働者の労働条件の向上を図ることである。

平成21年末現在の定員は3,949人（実員数は3,427人）である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

労働基準監督官は、その職務遂行上、法定の労働条件違反という犯罪を発見する機会が多く、また、その職務上の知識を利用するのがこのような犯罪の捜査に便宜であることから、特別司法警察職員とされている。

3 捜査権限

労働基準監督官の捜査権限は、労基法の罪（同法102）及び労基法102条と同旨の規定が置かれている下記の法律違反に限られている。すなわち、最低賃金法（33）、じん肺法（43）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（14）、家内労働法（31）、労働安全衛生法（92）、作業環境測定法（40）、賃金の支払の確保等に関する法律（以下「賃金支払確保法」という。）（11）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（44V）である（括弧内は司法警察職員の根拠規定である。）。

4 捜査活動状況

労働基準監督官は、最近では、毎年、約2,000人ないし3,000人を検察庁に送致しており、特別司法警察職員の中では海上保安官（補）に次いで2番目に送致人員数が多い。

労働基準監督官が送致する事件の主なものとしては、事業主等の賃金不払（労基法23, 24, 120）、労働災害に係る労働安全衛生法違反事件等がある。

第3 労働基準監督官のその他の任務等

労働基準監督官は、定期的に又は労働者からの申告（労基法104）等を契機として、事業場等に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができ（同法101Ⅰ。これを「臨

検監督」という。）、労基法を施行するため必要があると認めるときは、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる（同法104の2Ⅱ）。また、労働基準監督官は、工場や工事現場等において、労働災害が発生した場合に（注）、現場に赴いて災害の発生状況、その原因等について調査し、再発防止について必要な指導を行う。

（注）平成21年の死亡災害は1,075人である。

第8節 船員労務官

第1 海事局

1 海事局の任務

特別司法警察職員の一つである船員労務官は、主として国土交通省の地方支分部局である地方運輸局に置かれているので、まず、国土交通省の関係部局について説明する。

国土交通省の任務には、船員に関する国の行政事務を一体的に遂行すること（国土交通省設置法4⑨ないし⑩）が含まれており、この任務を所掌させるため、海事局が置かれている（国土交通省組織令2Ⅰ）。

海事局は、船員の労働条件その他保護に関する事務等を所掌する（同令13⑫ないし⑭）。

2 海事局の組織

(1) 内部部局

海事局には、運航労務課が置かれており、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律等に関する事務をつかさどることとされている（同令146）。

同課には、安全衛生室及び首席運航労務監理官1人及び次席運航管理官2人が置かれており、首席運航労務監理官が船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務をつかさどることとされている（国土交通省組織規則99）。

(2) 地方支分部局

国土交通省の地方支分部局として（国土交通省設置法30）、北海道、東北、新潟、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の9か所に地方運輸局が置かれ、その下に、海上安全環境部が置かれており、運航労務管理官又は船員労働環境・開示資格課が、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、災害補償及び船内規律に関する事務等を分掌することとされている（同法351、4⑨、同令213、地方運輸局組織規則109、110）。

なお、運航管理官は、平成17年4月の「海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第71号）の施行に併せて各地方運輸局等に海事関係の執行官として設置されたものであり、それ以前の運航管理官と船員労務官を統合した組織である。

第2 船員労務官

1 船員労務官の意義及び設置根拠

船員労務官は、国土交通大臣が国土交通省の所部の職員の中から命じ、船員法及び労働基準法の施行に関する事項をつかさどらせるものであり（船員法105）、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪（同法108）及び船員災害防止活動の促進に関する法律違反の罪（以下、「船員災害防止法」という。同法62条）について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う（同法108）。

船員労務官は、地方運輸局船員部及び海運支局船員課等に置かれ、船

員の労働条件及び船員の保護に関する監査に関する事務等をつかさどることとされる。

平成21年末現在の定員は、179人である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

船員法は、労働者である船員の労働基準を定めた法律であり、労働者一般の労働基準を定めた労働基準法の特別法である。

海上労働は、陸上の一般社会から隔絶された船舶内において行われ、その作業には危険を伴い、かつ、多数の人命及び財貨の安全を確保するという社会的要請から特別の保護と制約を受けるという特殊性を有することから、労働基準監督官の特別の形態として、船員の労働基準を保護するため、船員労務官が置かれている（野口喜蔵・注釈特別刑法第4巻労働法編船員法320頁参照）。

3 捜査権限

船員労務官の捜査権限は、船員法、労基法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪（船員法108）、最低賃金法違反の罪（同法40、39）、賃金支払確保法違反の罪（同法16、11）及び船員災害防止法違反の罪（同法66ないし70）に限られる。

4 捜査活動状況

船員労務官から検察庁への送致人員数は、最近では、毎年数人程度である。

第3 船員労務官のその他の任務

船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者等に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶等に立ち入り、帳簿書類等を検査し、若しくは船舶所有者等に質問することができる（同法107Ⅰ）。最低賃金法、賃金支払確保法及び船員災害防止法の船員につ

いての適用施行に関しても、同様の権限を有する（最低賃金法35Ⅱ，32，賃金支払確保法16，12，13，船員災害防止法61）。

第9節 海上保安官・海上保安官補

第1 海上保安庁

1 海上保安庁の設置根拠及び任務

海上保安庁は、海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、国土交通大臣の管理する国土交通省の外局として置かれており（国土交通省設置法41Ⅱ，52），海上保安庁法等により組織等の詳細が定められている。

海上保安庁は、「法令の海上における励行，海難救助，海洋汚染等の防止，海上における犯罪の予防及び鎮圧，海上における犯人の捜査及び逮捕，海上における船舶交通に関する規制，水路，航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより，海上の安全及び治安の確保を図ること」を任務としており（海上保安庁法2），その所掌事務の一つに，海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事務が含まれている（同法5⑭）。

2 海上保安庁の組織

海上保安庁の組織，所掌事務及び権限は，海上保安庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる（国土交通省設置法52）。

(1) 内部部局

海上保安庁の長は，海上保安庁長官である（海上保安庁法10）。

海上保安庁には，総務部，装備技術部，警備救難部，海洋情報部及び交通部が置かれている（国土交通省組織令246）。

警備救難部において，法令の海上における励行，海上における犯人の捜査及び逮捕，国際捜査共助等に関する事務をつかさどっている（同令249）。

総務部において，機密に関する事務のほか，留置業務，海上保安庁の所掌に係る犯罪被害者等の権利利益の保護に関する企画等の事務をつかさどっている（同令247）。

交通部において，海難の調査，船舶交通の障害の除去に関する事務等をつかさどっている（同令251）。なお，海難の原因の探求は，海難審判庁が行っている（海難審判法）。

警備救難部には，管理課，刑事課，国際刑事課，警備課，警備情報課，救難課及び環境防災課の7課が置かれており（海上保安庁組織規則16），刑事課，国際刑事課，警備課，警備情報課において，特定の犯罪捜査活動を行っている。

すなわち，刑事課において，海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する事務（国際刑事課，警備課及び警備情報課の所掌に属するものを除く）等を（同規則18），国際刑事課において，関税定率法，関税法，大麻取締法，外国為替及び外国貿易法，覚せい剤取締法，出入国管理及び難民認定法，外国人登録法，麻薬及び向精神薬取締法，武器等製造法，あへん法，銃砲刀剣類所持等取締法，国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）に規定する犯罪のうち海上におけるもの及び海賊行為に係る犯罪の捜査並びにこれらに係る犯人又は被疑者の逮捕に関する事務（警備情報課の所掌に属するものを除く），これらの犯罪の犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する事務（警備情報課の所掌に属するも

のを除く)等(同規則19)を、警備課において刑法第二編第二章及び第三章(内乱に関する罪、外患に関する罪)、破壊活動防止法、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する犯罪のうち海上におけるものの捜査及びこれらに係る犯人又は被疑者の逮捕、これらの犯罪の犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する事務(警備情報課の所掌に属するものを除く)等(同規則20)を、警備情報課においてテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう)その他の我が国の公安を害する活動に関する犯罪であつて、外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るもののうち、海上におけるものの捜査及びこれらに係る犯人又は被疑者の逮捕、これらの犯罪の犯人又は被疑者の海上における逮捕の事務等(同規則21)を、それぞれつかさどっている。

刑事課には違法操業対策官が置かれ、海上における漁業に関する法令に規定する犯罪の捜査及びこれにかかる犯人又は被疑者の逮捕に関する事務(警備情報課の所掌に属するものを除く)をつかさどり(同規則44)、国際刑事課には、同課の所掌事務に係る海賊行為に関する事務及び当該事務に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる海賊対策室が、同課の所掌事務に係る出入国管理及び難民認定法に規定する犯罪に関する事務及び当該事務に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる不法入国対策官が置かれている(同規則45)。

また、警備課には、同課の所掌事務に係る海上における人命及び財

産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事務のうち、人の生命、身体又は財産に対する危害の程度が大きい武器が使用され、又は使用されるおそれのある事態への高度の知識及び技術を活用した対処に関する事務をつかさどる特殊警備対策室、不審な船舶に関する事務(特殊警備対策室の所掌に属するものを除く)をつかさどる不審船舶対策室、領海及びその周辺海域に係る政治上その他の主義主張に基づく活動に関する事務(特殊警備対策室及び不審船舶対策室の所掌に属するものを除く)をつかさどる領海警備対策室が置かれている(同規則46)。

海上保安庁には、海上保安大学校及び海上保安学校が置かれており(国土交通省組織令254)、海上保安庁の職員の教育訓練を行うこととされている(同令255、256)。

(2) 地方支分部局

全国及び沿岸水域を小樽、塩釜、横浜、名古屋、神戸、広島、北九州、舞鶴、新潟、鹿児島及び那覇の第一から第十一海上保安管区に分ち、各管区ごとに海上保安本部が置かれており、海上保安庁の所掌事務を分掌させている(海上保安庁法12 I、II、国土交通省組織令258)。

国土交通大臣は、管区海上保安本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に海上保安本部事務所を置くことができ(海上保安庁法13)、平成22年4月1日現在、海上保安監部(1か所)、海上保安部(69か所)、海上保安航空基地(2か所)、海上保安署(60か所)、情報通信管理センター(11か所)、海上交通センター(7か所)、航空整備管理センター(1か所)、航空基地(12か所)、国際犯罪対策基地(1か所)、特殊警備基地(1か所)、特殊救難基地(1か所)、機動防除基地(1か所)、水路観測所(1か所)、ロランセンター(1か所)、航路標識

事務所（1か所）が置かれている（海上保安庁組織規則118, 119, 121・別表第十五）。

各管区海上保安本部には、一般に、総務部、経理補給部、船舶技術部、警備救難部、海洋情報部及び交通部が置かれ（同規則57）、警備救難部には、一般に、警備課、刑事課、国際刑事課、警備情報課、救難課、環境防災課及び船舶技術課が置かれており、警備課、刑事課、国際刑事課及び警備情報課において、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕等に関する事務をつかさどることとされている（同規則80, 81ないし81の4）。

海上保安庁は、平成22年4月1日現在、巡視船121隻、巡視艇237隻、特殊警備救難艇63隻、測量船・灯台業務用船等36隻の合計457隻及び航空機73機を有している。

第2 海上保安官・海上保安官補

1 海上保安官・海上保安官補の意義

海上保安官及び海上保安官補（以下、両者を併せて「海上保安官（補）」という。）は、海上保安庁の職員であり（海上保安庁法14Ⅰ）、「海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う」こととされている（同法31）。

海上保安官補は、海上保安官の職務を助けるものとされる（同法14Ⅳ）。

海上保安官の階級は、1等ないし3等海上保安監、1等ないし3等海上保安正及び1等ないし3等海上保安士である。海上保安官補の階級は、1等ないし3等海上保安士補である（同法14Ⅱ、同法施行令9）。

1等海上保安士以上の海上保安官及び海上保安庁長官が必要と認めて指名した2等海上保安士以下の海上保安官は司法警察員として、その余

の海上保安官及び海上保安官補は司法巡査として職務を行う（昭和24年海上保安庁告示第33号）。

平成21年末現在の司法警察員数は10,607人、司法巡査数は1,298人である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

海上という地域が特殊かつ広大であって、一般司法警察職員による捜査が実質的に困難な場合が少なくないことなどから、特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

海上保安官（補）の捜査権限は、「海上における犯罪」に限られる（海上保安庁法31）。

「海上」の意義については、海と陸との境界は波打ち際であり、河川と港との境界は港則法2条の規定に基づく政令で定めるところによる。海上保安官（補）の捜査権は、理論的には外国の領海にも及び得るが、外国の領海では外国の主権による制約を受ける。海上における犯罪については、陸上においても捜査権が認められると解されている。

海上保安官（補）は、その職務を行うため、武器を携帯することができ、この武器の使用については、警察官職務執行法7条を準用する（同法19, 20）。また、海上保安官は、犯人を逮捕するに当たり、必要があるときは、付近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる（同法16）。

なお、海上保安庁及び警察行政庁（注：警察庁及び都道府県警察）、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならない、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、かつ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる（同法27）。

4 捜査活動状況

海上保安官（補）からは、最近では、毎年約5,000ないし7,000人前後が検察庁に送致されており、特別司法警察職員の中では最も検察庁への送致人員数が多い（前掲一覧表2参照。）。

第3 海上保安官（補）のその他の職務

1 法令の励行に関する事務

海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長等に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性等の船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる（海上保安庁法17Ⅰ）。

また、海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事故、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するときは、他の法令に定めのあるもののほか、①船舶の進行を開始させ、停止させ、又はその出発を差し止めること、②航路を変更させ、又は船舶を指定する場所に移動させること、③乗組員、旅客その他船内にある者を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること、④積荷を陸揚げさせ、又はその陸揚げを制限し、若しくは禁止すること、⑤他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること、⑥①～⑤の措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること（同法18Ⅰ）、船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、海上における犯罪が行われることが明らかであると認められる場合

その他海上における公共の秩序が著しく乱されるおそれがあると認められる場合であって、他に適当な手段がないと認められるときは、前記①・②の措置を講ずることができる（同条Ⅱ）。

2 海難救助、海上の安全確保等に関する事務

このほか、海上保安官は、海上交通センターから海上交通情報を提供し、船舶の航行管制を行うことにより、船舶交通がふくそうする海域の海上における交通安全を確保したり、潜水土、機動救難士等による海難救助活動を行ったり、原油タンカーによる大規模油流出事故などの海上災害に対応したりしている。

第10節 麻薬取締官・麻薬取締員

第1 麻薬取締官・麻薬取締員

1 麻薬取締官・麻薬取締員の設置根拠及び任務

(1) 麻薬取締官

麻薬取締官は、厚生労働省（地方支分部局としての地方厚生局。麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」（平成11年法律第160号による改正後のもの。以下同じ。）という。）55）に置かれ（麻向法54Ⅰ）、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命じ、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、麻向法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法若しくは麻薬特例法）に違反する罪、刑法第2編第14章に定める罪（あへん煙に関する罪）又は麻薬、あへん若しくは覚せい剤の中毒により犯された罪（注）について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う（麻向法54Ⅴ）。

麻薬取締官の平成21年末現在の定員は258人（実員数は199人）であ

50 第2章 特別司法警察職員

る。

(注) 麻薬等の中毒を原因とする犯罪を広く意味し、麻薬等の中毒とは、麻薬等に対する精神的身体的欲求を生じこれを自ら抑制することが困難な状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではない。

(2) 麻薬取締員

麻薬取締員は、都道府県に置かれ、都道府県知事が、都道府県職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して命じ（同条Ⅱ）、都道府県知事の指揮監督を受けて、上記各罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う（同条Ⅴ）。

麻薬取締員の平成21年末現在の定員は143人である。

麻薬取締官及び麻薬取締員（以下、両者を併せて「麻薬取締官（員）」という。）は、いずれもすべて司法警察員である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

麻薬等の薬物犯罪の捜査には、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤及び覚せい剤原料（以下、これらを「麻薬等」ともいう。）に関する特殊な知識や技術を要することを考慮したことから、特別司法警察職員とされている。

3 捜査権限

(1) 捜査権限の及ぶ犯罪の範囲

麻薬取締官（員）の捜査権限は、麻向法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法及び麻薬特例法に違反する罪、刑法第2編第14章に定める罪並びに麻薬、あへん及び覚せい剤の中毒により犯された罪に限られる（麻向法54Ⅴ）。なお、大麻中毒により犯された罪には捜査権は及ばない。

(2) 捜査権限の及ぶ場所的範囲

麻薬取締官は、厚生労働省の地方支分部局である地方厚生局（麻薬取締部）に属し、原則として、当該地方厚生局の管轄区域内において、その職務を行う（同法55Ⅰ）が、捜査のため必要があるときは、その属する地方厚生局の管轄区域外においても、その職務を行うことができる（同条Ⅱ）。

麻薬取締員は、原則として当該都道府県内においてその職務を行うが、厚生労働大臣が捜査上特に必要があると認めるとき（同法56Ⅰ）及び捜査のため必要がある場合において、厚生労働大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる（同法57）。

(3) 協力義務

麻薬取締官と麻薬取締員とは、捜査上特に必要があると認めるときは、相互に協力することがあり（同法56）、また、その他の司法警察職員とも、その職務を行うにつき互いに協力しなければならない（同法54Ⅵ）。

(4) その他の権限

麻薬取締官（員）は、司法警察員として職務を行うときは、小型武器を携帯することができ（同条Ⅶ）、その使用については、警察官職務執行法7条の規定を準用する（同条Ⅷ）。

麻薬取締官（員）は、麻薬に関する犯罪の捜査に当たり、厚生労働大臣の許可を受けて、麻向法及びあへん法の規定にかかわらず、何人からも麻薬又はあへん若しくはけしがらを譲り受けることができる（同法58、あへん法45）。

麻薬・覚せい剤犯罪捜査規範（厚生省訓令）が麻薬取締官の捜査に当たっての心構え、捜査の方法、手続等を定めている。

4 捜査活動状況

麻薬取締官は、覚せい剤取締法違反等の薬物事件につき、最近では、毎年約400人程度を検察庁に送致しており、特別司法警察職員の中では3番目に送致人員数が多い。他方、麻薬取締員は、最近では、毎年数人ないし30人前後を検察庁に送致している。

第2 厚生労働省・地方厚生局（麻薬取締部）等

1 厚生労働省の関係部局等

厚生労働省の所掌事務のうち、麻薬等に関するものは、「麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締り」を行うことである（厚生労働省設置法4⑳）。

厚生労働省に医薬食品局が置かれており（厚生労働省組織令6）、麻薬等に関するすべての活動の取締りを行うなどの事務をつかさどっている（同令6②ないし⑤）。医薬食品局には、監視指導・麻薬対策課等8課が置かれ（同令50）、監視指導・麻薬対策課において、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締り、麻薬取締官及び麻薬取締員の司法警察員としての職務及び麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に係る国際捜査共助に関する事務等をつかさどっている（同令54）。

監視指導・麻薬対策課には、麻薬対策企画官1人が置かれ、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締りに係る国際協力、麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察員として行う職務に係る国際協力及び麻薬等に係る国際捜査共助に係る国際協力に関する重要事項についての調査、企画及び立案等に参画することとされている（厚生労働省組織規則26）。

（注）証拠品事務規程33条別表第2の4、5に、麻薬等については、厚生労働大臣に引き継ぐことなどが定められている。

2 地方厚生局（麻薬取締部）

地方厚生局（麻薬取締部）は、厚生労働省の地方支分部局として置かれ（厚生労働省設置法17）、同省の所掌事務のうち、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締りに関する事務を分掌することとされている（同法18、4㉒）。

地方厚生局（麻薬取締部）は、北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東信越（さいたま市）、東海北陸（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国四国（広島市）、九州（福岡市）の7地区に置かれ（厚生労働省設置法18Ⅲ、厚生労働省組織令152、153）、沖縄については、九州厚生局沖縄麻薬取締支所（那覇市）が置かれている（厚生労働省設置法20、厚生労働省組織令155）。また、関東信越地区には横浜、近畿地区には神戸、九州地区には小倉にそれぞれ分室が置かれている（厚生労働省組織規則736）。

各地方厚生局麻薬取締部には、部長以下、一般に、調査総務課、捜査企画情報課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）、捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国厚生局を除く。）、捜査第二課（捜査第一課に同じ。）、特別捜査課（捜査第一課に同じ。）、捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国厚生局に限る。）、国際情報課（関東信越厚生局に限る。）、鑑定課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）、情報官、鑑定官が置かれている（同規則728）。

調査総務課においては、麻向法54条5項に規定する犯罪捜査に関する公文書類の保存等、麻薬等に関する取締りの実施及び麻薬取締官の養成等に関する事務等をつかさどり、捜査企画情報課、捜査第一課、捜査第二課、特別捜査課、捜査課においては、それぞれ、麻薬等犯罪の捜査に関する事務をつかさどり、国際情報課は麻薬等犯罪に関する情報の収集、分析及び麻薬等に係る国際捜査共助の実施に関する事務をつかさどり、鑑定課は麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関する事務、麻薬取締官の養

成等をつかさどっている。情報官においては、麻薬等犯罪に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどり、鑑定官においては、麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関する事務をつかさどっている。

3 麻薬取締員の所属組織

麻薬取締員は、都道府県職員であるから、その所属組織は各都道府県によって異なるが、東京都を例にとると、都に福祉保健局が置かれ（東京都組織条例1）、同局は、保健衛生に関する事務を分掌することとされており（同条例2）、同局に健康安全全部薬務課が置かれ（東京都組織規程8）、同課において、麻向法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法の施行に関する事務を分掌することとされている（同規程26）。

第3 麻薬取締官（員）のその他の任務等

1 指導と監督

麻薬取締官（員）は、麻薬等の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬等の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図るという麻向法の目的（麻向法1）を達するため、同法の規定に従い、麻薬輸入業者等に対し、必要な指導及び監督を行っている。

2 薬物乱用の防止活動

薬物乱用を未然に防止するため、広くその弊害を説き、薬物乱用防止の啓発活動を促進することも、麻薬取締官の重要な仕事である。

都道府県は、麻薬中毒者等の再犯を防止するため、知事の任命により、非常勤職員を置き、麻薬中毒者等の相談に応じさせ、必要な指導を行わせることができる（麻向法58の18）。このような相談員を麻薬中毒者相談員といい、また、覚せい剤等の乱用者については、薬物乱用防止指導員

として、知事から委嘱を受け、覚せい剤等の乱用防止を目的とする啓発活動を推進するボランティアの民間指導者が活動している。

麻薬取締官は、このような麻薬中毒者相談員及び薬物乱用防止指導員並びに保健所及び地域のボランティア団体などと協力して、街頭でのパネル展示や講演、麻薬・覚せい剤禍撲滅大会の開催など、様々な啓発活動を行っている。

薬物乱用の予防・啓発活動を官民一体となって推進するため、昭和62（1987）年、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが設立され、薬物乱用に関する調査研究、知識の普及、幅広い薬物乱用防止の啓発活動を行っているほか、麻薬取締部では、国際的な犯罪組織の壊滅を図るために各国の捜査機関と情報交換や捜査協力を推進するとともに、国連薬物犯罪事務所（UNODC）などの国連機関への協力や国際会議に積極的に参加しているほか、UNODC などの要請に基づき、麻薬や覚せい剤などの原料物質の不正流通防止のために輸出国や中継国に対して輸出事前通告を実施するとともに特に覚せい剤原料の不正流出を防止するための情報共有システムを開発するなどし、国際協力を推進している。

ちなみに、薬物乱用防止対策は、政府を挙げた取組みとして、平成20年8月に薬物乱用対策推進本部において新たに「第三次薬物乱用五か年戦略」が策定され、関係各省との緊密な連携の下に、総合的な取組みを進めているところである。

3 中毒者対策

麻向法は、医師（同法58の2）や捜査関係機関等（同法58の3～58の5）に麻薬中毒者又はその疑いのある者についての通報義務を課しており、届出・通報を受けた都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができ（同法58の6）、一定の条件があ

れば麻薬中毒者を医療施設に入院させて必要な医療を行うことができる(同法58の8)旨定めている。

麻薬取締官(員)と麻薬中毒者相談員は、麻薬中毒者が再び麻薬等を使用することのないよう、必要な助言や相談を行い、社会復帰への手助けを行っている。

また、各地方厚生局麻薬取締部に麻薬・覚せい剤相談電話を、都道府県に覚せい剤相談電話を設置し、覚せい剤の乱用により苦しんでいる中毒者本人やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて医療施設を紹介するなど、覚せい剤乱用者の社会復帰のために努力している。

第11節 鉱務監督官

第1 産業保安監督部

1 産業保安監督部の設置根拠及び任務

特別司法警察職員の一つである鉱務監督官は、経済産業省(以下「経産省」という。)の外局である資源エネルギー庁に置かれている原子力安全・保安院及び原子力安全・保安院の一部局である産業保安監督部に置かれているので、まず、経産省の関連部局について説明する。

経産省の所掌事務には、火薬類の取締り及び高圧ガスの保安等と並んで、鉱山における人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、鉱山の施設の保全及び鉱害の防止(これらを総称して鉱山における「保安」という(鉱山保安法3I。))その他の所掌に係る保安(以下「産業保安」という。)を図ることが含まれている(経済産業省設置法4⑤)。

経産省に外局の一つとして置かれている資源エネルギー庁(経済産業省設置法14)は、産業保安を確保することをその任務の一つとしている

が、同庁には、この産業保安を含め、原子力その他のエネルギーに係る安全を図るための機関として、原子力安全・保安院が置かれ(同法20)、さらに、原子力安全・保安院には、産業保安監督部が置かれ(同法21I)、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、鉱山における保安の確保に関する事務を分掌している(同条III)。なお、当分の間、原子力安全・保安院に、那覇産業保安監督事務所が置かれ(同条II)、産業保安監督部と同様の事務を分掌することとされている。

2 産業保安監督部等の組織

原子力安全・保安院には、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所が置かれ、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を分掌することとされている(同法21)。

原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、政令(経済産業省組織令)で定められており(経済産業省設置法20VI)、東京都に置かれ(経済産業省組織令131)、保安課及び鉱山保安課等15課があり(経済産業省組織規則262)、保安課は、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の運営に関する総合的監督に関する事務を、鉱山保安課が鉱山における保安に関する事務を担当している。

産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令(経済産業省組織令)で定められており(経済産業省設置法21IV、V)、北海道(札幌市)、関東東北(さいたま市)、中部近畿(名古屋市)、中国四国(広島市)及び九州(福岡市)の5か所に置かれている(経済産業省組織令133I)。なお、那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域も、経済産業省組織令で定められており(経済産業省設置法21VI)、那覇市に置かれている(経済産業省組織令133II)。

経済産業大臣は、産業保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、産業保安監督部の支部又は産業保安監督署を置くことがで

き（経済産業省設置法22 I），関東東北産業保安監督部に関東支部（仙台市），中部近畿産業保安監督部に近畿支部（大阪市），中国四国産業保安監督部に四国支部（高松市）がそれぞれ置かれ，産業保安監督部の所掌事務のうち，当該管轄区域における産業保安の確保に関する事務を分掌することとされている（経済産業省組織規則292）。また，北海道産業保安監督部釧路産業保安監督署（釧路市）及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署（富山市）が置かれ，それぞれの産業保安監督部の所掌事務のうち，前者は，石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱山における保安に関する事務の一部を分掌し，後者は，電力及びガスの保安に関する事務の一部を分掌することとされている（同規則300）。

各産業保安監督部に一人若しくは二人の産業保安監督管理官が置かれ，上司の命を受けて，産業保安の監督に関する重要事項を処理することとされている（同規則301）。

第2 鉱務監督官

1 鉱務監督官の設置根拠及び任務

鉱務監督官は，原子力安全・保安院及び産業保安監督部に置かれ（鉱山保安法46），鉱山保安法違反の罪について，刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行うこととされている（同法49）。

鉱務監督官の実員数は，平成21年末現在，122人である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

鉱務監督官は，その職務遂行上，鉱山保安法違反の犯罪を発見する機会が多く，また，その捜査に職務上の特別の知識を活用することが便宜であることから，特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

鉱務監督官の捜査権限は，鉱山保安法違反の罪（同法60ないし63）に

限られている（同法49）。

4 捜査活動状況

鉱務監督官から検察庁への送致人員数は，最近では，毎年0ないし数人程度である（前掲一覧表2参照）。

第3 鉱務監督官のその他の任務等

鉱務監督官は，①鉱業上使用する機械，器具，建設物，工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料，動力若しくは火気の取扱いその他鉱業の実施の方法が，鉱山保安法又は同法に基づく経済産業省令に違反し，かつ保安に関し，急迫の危険があるときは，鉱業権者に対し，その施設の使用の停止，改造，修理若しくは移転又は鉱業の実施の方法の指定その他保安のため必要な事項を命じ，②鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安に関し急迫の危険があるときは，鉱業権者に対し，侵掘した場所の閉鎖その他保安のため必要な事項を命じ，③被災者を救出するため緊急の必要があるときは，鉱業権者に対し，必要な措置を命ずることができる（同法48，36ないし38）。

また，経済産業大臣又は産業保安監督部長は，保安の監督上必要があると認めるときは，鉱務監督官その他の職員に鉱山及び鉱業の附属施設に立ち入り，保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に対して質問させることができる（同法47 I）が，この権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（同条IV）。

第12節 漁業監督官・漁業監督吏員

第1 漁業調整事務所

1 漁業調整事務所の設置根拠及び任務

特別司法警察職員の一つである漁業監督官・漁業監督吏員（以下、両者を併せて「漁業監督官（吏員）」という。）は、農林水産省（以下「農水省」という。）の外局である水産庁の地方支分部局である漁業調整事務所に置かれているので、まず、水産庁の関連部局について説明する。

水産庁は、農水省の外局として置かれ（農林水産省設置法23）、水産資源の適切な保存及び管理、水産物の安定供給の確保、水産業の発展並びに漁業者の福祉の増進を図ることを任務とし（同法37）、農水省の所掌事務のうち、水産資源の保存及び管理等漁業に関する事務をつかさどることとされている（同法38）。

水産庁に、内部部局として、漁政部等4部が置かれ（農林水産省組織令121）、漁政部において、水産庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務等をつかさどり（同令122-I）、同部に、漁政課等4課が置かれ（同令128）、漁政課に管理官が置かれ、管理官は、職員の人事管理等のほか、漁業調整事務所の所掌事務の運営に関する指導及び連絡調整に関する事務を行う（同規則531）。

2 漁業調整事務所の組織

(1) 漁業監督官

漁業調整事務所は、水産庁の地方支分部局として置かれ（農林水産省設置法41-I）、水産庁の所掌事務のうち、漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事務を分

掌することとされている（同条II）。

漁業調整事務所の名称及び位置は政令で、その管轄区域、所掌事務及び内部組織は農林水産省令で、それぞれ定められており（同条III、IV）、北海道（札幌市）、仙台（仙台市）、新潟（新潟市）、境港（境港市）、瀬戸内海（神戸市）、九州（福岡市）の6か所に置かれている（農林水産省組織令147）。北海道、仙台、新潟及び九州漁業調整事務所においては漁業監督課が、瀬戸内海漁業調整事務所においては調整課が、漁業取締りその他漁業調整に関する事務をつかさどっている。

なお、各漁業調整事務所においては、漁業監督指導官が漁業の取締りに関する専門技術上の事項についての指導に関する事務をつかさどっている。

(2) 漁業監督吏員

漁業監督吏員は、都道府県吏員であり、都道府県によって組織は異なるが、東京都を例にとると、都に産業労働局が置かれ（地方自治法158、東京都組織条例1）、同局が産業に関する事務を分掌しており（同条例2）、同局に置かれている農林水産部水産課において、漁業の調整及び取締りに関する事務を分掌している。

第2 漁業監督官（吏員）

1 漁業監督官（吏員）の設置根拠

漁業監督官は農林水産大臣が、漁業監督吏員は都道府県知事が、それぞれの職員の中から命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせるものである（漁業法74-I）。

漁業監督官及び漁業監督吏員であってその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して指名した者は、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法の規定による

司法警察員として職務を行う（同条Ⅴ）。

漁業監督官（吏員）の資格は、政令で定められており、①通算して1年以上漁業に関する法令の励行に関する事務に従事した経験がある者、②通算して2年以上漁業に関する行政事務に従事した経験がある者、③大学等において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者（同条Ⅱ、漁業法施行令30）。

平成21年末現在、漁業監督官の実員数は231人であり、漁業監督吏員の実員数は705人である。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

漁業監督の職務が海上の船舶内で主として行われるものであり、一般司法警察職員が捜査活動を行うのが困難であること、他方漁業監督官（吏員）は、その職務遂行上、漁業に関する犯罪を発見する機会が多く、また、その職務上の知識を利用するのが犯罪捜査上便宜であることから、特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

漁業監督官（吏員）の捜査権限は、「漁業（注）に関する罪」に限られる（漁業法74Ⅴ）。すなわち、漁業法違反の罪、水産資源保護法違反の罪、漁業法65条又は水産資源保護法4条の規定に基づく省令又は規則に設けられた罪、外国人漁業の規制に関する法律違反の罪、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反の罪などである。

漁業に関する罪は、通常海上で行われ、その場合には海上保安官にも捜査権限があり、一般司法警察職員とともに捜査権限が競合することになる。

（注）水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう（漁業法2Ⅰ）。

4 捜査活動状況

最近では、漁業監督官は毎年約70人ないし100人程度を、漁業監督吏員は毎年約200人ないし約270人程度を、それぞれ検察庁に送致している。

第3 漁業監督官（吏員）のその他の任務

漁業監督官（吏員）の任務は、前記のとおり、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどることである（漁業法74Ⅰ）。漁業監督官（吏員）は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる（同条Ⅲ）。

第13節 自衛隊警務官・警務官補

第1 自衛隊

1 自衛隊の設置根拠及び任務

防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務としており（防衛省設置法3Ⅰ）、その所掌事務には、防衛及び警備に関することのほか、職員の人事に関することが含まれている（同法4⑤）。

2 自衛隊の組織

防衛省に特別の機関として、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下、単に「幕僚監部」という。）等が置かれ（同法19Ⅰ）、陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ部隊等の管

理及び運営の調整に関する事務等をつかさどっている（同法23Ⅰ⑥）。

陸上幕僚監部に人事部等7部が置かれる（防衛省組織令67）ほか、警務管理官一人が置かれ、警務管理官は、幕僚長の命を受け、陸上自衛官たる警務官及び警務官補の職務に関する事務等をつかさどっている（同令97Ⅲ①）。海上幕僚監部に総務部等6部が置かれ（同令100）、総務部に総務課及び経理課が置かれ（同令101）、総務課において、海上自衛官たる警務官及び警務官補の職務に関する事務等をつかさどっている（同令102④）。航空幕僚監部に総務部等6部が置かれ（同令132）、総務部に総務課及び会計課が置かれ（同令133）、総務課において、航空自衛官たる警務官及び警務官補の職務に関する事務をつかさどっている（同令134⑨）。

第2 自衛隊警務官・自衛隊警務官補

1 自衛隊警務官・自衛隊警務官補の設置根拠及び任務

自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、自衛隊法96条1項各号記載の犯罪（後記3で詳述する。）については、政令で定めるもの（注）を除き、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行うこととされている（自衛隊法96Ⅰ）。

このうち、3等陸曹、3等海曹又は3等空曹以上の者が司法警察員とされ、その他の者が司法巡査とされ（同条Ⅱ）、前者が警務官、後者が警務官補と称される（自衛隊法施行令109Ⅰ。自衛官の階級につき、自衛隊法32条参照。）。警務官及び警務官補（以下、両者を併せて「警務官（補）」という。）は、防衛大臣又はその指定する者が命ずる（自衛隊法施行令109Ⅱ）。

平成21年末現在の実員数は、警務官が1,640人、警務官補が7人である。

（注）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する犯罪のうち、被

疑者が隊員以外の者であるもの（自衛隊の使用する船舶等の施設内においてその犯罪を犯した現行犯人を除く。自衛隊法施行令110）。

2 特別司法警察職員とされている趣旨

自衛隊の施設、区域及び部隊としての行動の性格の特殊性にかんがみ、一般司法警察職員の配置及びその捜査権行使に困難があることから、特別司法警察職員の制度が置かれている。

3 捜査権限

自衛隊警務官（補）の捜査権限は、自衛隊法96条1項各号に掲げる以下の犯罪に限られている。

① 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下、「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪。

「自衛官」とは、命を受け、自衛隊の隊務を行う（防衛省設置法37）者であり、陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官に分かれるが、自衛官は、陸海空幕僚監部、統合幕僚監部のみでなく、防衛省本省の内部部局、附属機関又は情報本部等にも置かれている（同法23、26、27、39）。

「統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部に所属する自衛官以外の隊員」とは、幕僚監部に置かれる事務官、技官、教官その他所要の職員（同法36、38）をいい（自衛隊法2Ⅴ）、「部隊等に所属する自衛官以外の隊員」とは、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関（同法8ただし書参照）、すなわち、陸上自衛隊の部隊及び機関、海上自衛隊の部隊及び機関、航空

自衛隊の部隊及び機関並びに共同機関に置かれる事務官、技官、教官
 その他所要の職員（防衛省設置法36, 38）をいう（自衛隊法2 V）。

- ② 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪。
- ③ 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪。

陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官である警務官（補）のそれぞれの捜査権限については、自衛隊法施行令111条で規定されている。

警務官（補）が自衛隊法96条1項1号に規定する隊員以外の隊員、すなわち、防衛省の内部部局に所属する事務官等（事務官・技官・教官）、防衛会議所属の事務官等、附属機関（防衛研究所、防衛大学校、防衛医科大学校、技術研究本部、装備施設本部等）所属の事務官等（ただし、中央・地方審議会委員を除く。）について、同条の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、搜索その他強制的処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調べをしようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならないこととされている（自衛隊法施行令112）。

警務官（補）は、捜査に当たっては、警察官、海上保安官その他の司法警察職員と密接な連絡を保たなければならない（同令113）。実際に捜査を行うに当たっては、鑑識活動等警察の協力が必須となる場合も少なくない。

4 捜査活動状況

自衛隊警務官（補）は、最近では、毎年約260人ないし約280人程度を検察庁に送致している（前掲一覧表2参照）。

第14節 国税庁監察官

第1 国 税 庁

次章第1節参照。

第2 国税庁監察官

1 国税庁監察官の設置根拠及び任務

財務省に国税庁が置かれているが（財務省設置法18 I）、国税庁には、特別の捜査機関として、国税庁監察官の制度が設けられている。

財務省の所掌事務の一つに、「法令の定めるところに従い、第27条第1項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること。」があり（同法4 ㉔）、国税庁がこの事務をつかさどることとされている（同法20本文）。そして、国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第4条第21号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官120人以内が置かれ、国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずることとされている（同法26 I, II）。国税庁監察官は、後記3の犯罪を捜査し、その捜査については、一部の例外を除き、刑事訴訟法の規定が適用される（同法27 II～IV）が、特別司法警察職員ではない。

2 特別の捜査機関として設けられた沿革

国税庁監察官の制度は、国税庁の所属職員の職務犯罪の捜査には税務に関する専門的知識、経験等を必要とすること、第2次世界大戦直後ころに税務職員の犯罪が多数発生し、新しい申告納税制度の育成に及ぼす

悪影響を懸念した連合国軍総司令部（GHQ）が要請したことから、特別の捜査機関として設けられたものである。

3 捜査権限

国税庁監察官の捜査権限は、財務省設置法27条1項に列挙された国税庁職員に関する職務犯罪に限られている。すなわち

- ① 国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪
- ② 国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪
- ③ 前2号に掲げる犯罪の共犯
- ④ 国税庁の所属職員に対する刑法198条の犯罪（贈賄罪）

の4種類である。

国税庁監察官による①ないし④の犯罪捜査については、刑事訴訟法の規定を適用するが、現行犯人逮捕のほかは、強制捜査権は認められていない（同法27Ⅱ、Ⅲ）。

国税庁監察官が、①ないし④の犯罪につき行う捜査については、刑事訴訟規則の規定を適用し、同規則16条、17条、27条1項及び165条2項中「司法警察員」とあるのを「国税庁監察官」と読み替えるものとされている（国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則（昭和25年6月8日最高裁規則19））。

4 捜査活動状況

国税庁内の職務犯罪は、制度発足後年々減少し、最近では、国税庁監察官から検察庁への年間送致人員数は、年間数人である（前掲一覧表2参照）。

現在の国税庁監察官の職務は、職務犯罪の発生を予防するための指導等、予防監察が中心となっている。

第3章 その他の調査機関等

第1節 国税査察官・徴税吏員

第1 国税庁・国税局

1 国税庁・国税局の設置根拠等及び任務

国税庁は、前記のとおり、財務省に置かれている（財務省設置法18Ⅰ）。さらに、国税庁の地方支分部局として国税局が置かれている（同法23Ⅰ）。

国税庁は、内国税を賦課徴収することを主たる任務とし（同法19）、所掌事務として、内国税の賦課徴収に関する事務等をつかさどる（同法20）。

なお、国税には、内国税と関税とがあり、内国税の賦課徴収事務は国税局が、関税の賦課徴収事務は税関が行っている（後記第2節参照）。

2 国税庁・国税局の組織

(1) 国税庁の内部部局

国税庁の内部部局として長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部が置かれ（財務省組織令88）、調査査察部において、内国税の賦課徴収事務のうち、所得その他の内国税の課税標準の調査並びに内国税に関する検査及び犯則の取締りに関する重要なもので、財務省令で定めるものをつかさどっている（同令92）。

調査査察部には、調査課及び査察課の2課が置かれ（財務省組織規則401）、査察課において、国税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締り並びに外国の犯則事件に関する協定の実施のために行う調査で、財務省組織令92条の規定に基づく財務省令で定めるもののう

ち国税庁調査査察部の行うものに関する事務、国税局の調査査察部及び査察部並びに沖縄国税事務所の査察課の行うものに関する事務を指導監督する事務等をつかさどっている（財務省組織規則403）。

(2) 国 税 局

国税庁の地方支分部局である国税局は、東京（東京都）、関東信越（さいたま市）、大阪（大阪市）、札幌（札幌市）、仙台（仙台市）、名古屋（名古屋市）、金沢（金沢市）、広島（広島市）、高松（高松市）、福岡（福岡市）及び熊本（熊本市）の11か所に置かれており（財務省設置法23Ⅳ、財務省組織令96）、沖縄については沖縄国税事務所（那覇市）が置かれている（財務省設置法23Ⅱ、Ⅶ、財務省組織令98）。

各国税局には、一般に、総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部が置かれている（財務省組織規則443）が、大規模局では、調査査察部が調査部と査察部に分かれ（名古屋国税局）、さらに、調査部が調査第1部から第2部（大阪国税局）ないし第4部（東京国税局）まで分かれている。各国税局の部名・課名の詳細は、財務省組織規則443条以下に定められている。

国税局及び沖縄国税事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署が置かれている（財務省設置法24Ⅰ、平成22年末現在で全国に524署）。税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務支署を置くことができる（同法24Ⅲ）が、現在支署は置かれていない。

3 国税局の所掌事務分担

(1) (調査) 査察部

各国税局の規模により、部課名等が異なるが、東京、大阪及び名古屋国税局では査察部が、その余の国税局では調査査察部が、国税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締りで財務省組織令92条の規

定に基づく財務省令で別に定めるものを行うこととされている。なお、沖縄については、沖縄国税事務所査察課が前記事務を行うこととされている。

各国税局の調査査察部（東京、大阪、名古屋国税局については査察部、沖縄国税事務所については査察課）の所掌事務の範囲については、「調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令」（昭和24年6月1日大蔵省令第49号）に定められており、「内国税につき重要な犯則があると認められる納税義務者についての国税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締り」をつかさどるのは、東京国税局査察部（査察管理課、査察総括第1課、査察総括第2課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官）、大阪国税局査察部（査察管理課、査察総括第1課、査察総括第2課、資料情報課、査察開発課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官）、名古屋国税局査察部（査察管理課、査察総括第1課、査察総括第2課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官）、関東信越国税局調査査察部（査察管理課、査察総括第1課、査察総括第2課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官）、札幌・仙台・広島及び福岡国税局調査査察部（査察管理課、特別国税査察官及び統括国税査察官）並びに金沢・高松及び熊本国税局調査査察部（特別国税査察官及び統括国税査察官）とされている（同省令1⑤）。

(2) 課 税 部

大蔵省設置法44条3項の規定に基づき定められていた「国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌事務の範囲を定める省令」（昭和52年7月1日大蔵省令第32号）が、「国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令」に改称され（平成3年大蔵省令第35号・平成13年財務省令第2号による改称）、国税局課税部（札

幌, 仙台, 広島及び福岡国税局にあっては課税第二部とする。)の消費税課及び酒税課又は東京, 関東信越, 大阪及び名古屋国税局課税第二部の統括国税調査官又は沖縄国税事務所の間税課の所掌事務として, 間接国税である酒税等につき重要な犯則があると認められる納税義務者についての国税犯則取締法に基づき調査, 検査及び犯則の取締りが掲げられている(同省令11②)。

ここにいう「酒税等」とは, 酒税, たばこ税, 揮発油税, 地方揮発油税, 航空機燃料税, 石油ガス税, 石油石炭税, 印紙税, 電源開発促進税, 石油税及び地方道路税をいう(同条Ⅱ①)。

なお, 消費税については, 財務省組織令92条に基づき, 「内国税に関する犯則の取締りに関する重要なもの」として, 調査査察部の所掌事務とされている。

第2 犯則事件の調査・処分

1 犯則事件の調査

国税に関する犯則事件の調査は, 国税犯則取締法(以下「国犯法」という。)に基づいて行われる。

収税官吏は, 国税(関税及びとん税を除く。以下同じ。なお, 「とん税」とは, とん税法に基づいて外国貿易船の開港への入港に際して課される日本の税金のことをいう。)に関する犯則事件(以下「犯則事件」という。)を調査するため必要があるときは, 犯則嫌疑者若しくは参考人に対し, 質問し, 犯則嫌疑者の所持する物件, 帳簿, 書類等を検査し, 又はこれらの者において任意に提出したものを領置することができる(国犯法11)。また, 収税官吏は, 犯則事件を調査するため必要があるときは, 参考人の所持する物件, 帳簿, 書類等を検査することができる(同条Ⅱ)。

なお, 収税官吏とは, 税務に従事する職員で, 犯則事件の調査を行う

部課に属し, かつその所属長からこの法律上の収税官吏の権限行使を命じられた者をいう。

収税官吏は, 犯則事件を調査するため必要があるときは, その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て, 臨検, 搜索又は差押えをすることができる(同法21)。収税官吏は, 臨検, 搜索又は差押えをするに当たり, 必要があるときは, 錠を外し, 戸扉又は封を開く等の処分をすることができる(同法3の2)。収税官吏が搜索をするときは, 搜索すべき家屋等の所有者等を立ち会わせなければならず(同法6), 書類等を差し押さえたとき又は領置したときは, その差押目録又は領置目録を作成しなければならない(同法7)。

収税官吏は, 質問, 検査, 領置, 臨検, 搜索又は差押えをしたときは, そのてん末を記載し, 立会人又は質問を受けた者に示し, 共に署名捺印しなければならない。立会人又は質問を受けた者が署名捺印せず又は署名捺印することができないときは, その旨を附記しなければならない(同法10)。てん末書には, 質問, 検査, 領置, 臨検, 搜索又は差押えの事実, 場所及び時並びに答弁の要領を記載するものとされる(同法施行規則8)。

犯則事件の証拠は, 国税庁収税官吏又は事件発見地を所轄する国税局若しくは税務署の収税官吏が収集することとされている(国犯法111)が, 実務上税務署の収税官吏が行うことはほとんどない。

国税局の収税官吏が行う前記の調査活動は, その所属国税局の管轄区域内に限る。ただし, 既に着手した犯則事件に関連し, 他の国税局の管轄区域において調査を必要とするとき及び急速を要する場合であって国税庁長官又は国税局長より他の国税局の管轄区域内において職務を行うべきことを命ぜられたときはこの限りでない(同法121)。税務署長又は国税局長がその管轄区域外の税務署長に調査を嘱託することなどもでき

る（同条Ⅱ、Ⅲ）。

2 犯則事件の処分

犯則事件の処分には、間接国税以外の国税に関する告発処分と間接国税（消費税を除く。）に関する通告処分との2種類がある。

(1) 間接国税以外の国税に関する告発処分

収税官吏は、間接国税（注）以外の国税に関する犯則事件の調査により、犯則があると思料するときは、告発の手続をしなければならない（同法12の2）。

告発先に関する明文規定はないものの、告発した場合において、差押物件又は領置物件があるときは、差押目録又は領置目録とともに検察官に引き継がれるとされている（同法18Ⅰ）ことから、告発先は、検察官に限定されているものと解されている。

（注） 間接国税とは、課税貨物に課される消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう（国犯法20、同法施行規則1）。

(2) 間接国税に関する通告処分

国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件の調査により、犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金若しくは科料に相当する金額、没収品に該当する物品、徴収金に相当する金額及び書類送達並びに差押物件の運搬、保管に要した費用を指定の場所に納付す

べき旨を通告しなければならない。ただし、没収品に該当する物品については、納付の申出のみをなすべき旨を通告することができる（同法14Ⅰ）。通告は、通告書を送達して行う（同法施行規則9）。

犯則者が通告の旨を履行する資力がないと認めるときは、上記の通告を要せず、直ちに告発しなければならない。情状が懲役刑に処すべきものと思料するときも同じである（国犯法14Ⅱ）。

犯則者が通告の旨を履行したときは、同一事件につき訴えを受けることはない（同法16Ⅰ）。

犯則者が通告を受けた日から20日以内にこれを履行しないときは、国税局長又は税務署長は、告発の手続をしなければならない。ただし、20日を過ぎても告発前に履行したときはこの限りではない。犯則者の居所が分明でないため、又は犯則者が書類の受領を拒んだため通告することができないときも告発の手続をしなければならない（同法17）。

このように、通告処分は、その旨の履行に応じた者には訴追を受けることがないとの利益を付与している点で、犯則者と国家との私和（私的和解）を認めたものともいわれている。このような通告処分が認められた趣旨は、「間接国税のごとき財政犯の犯則者については、まず財産的負担を通告し、これを任意に履行したならば、あえて刑罰をもってこれに臨まないとするのが間接国税の納税義務を履行させその徴収を確保するという財務行政上の目的を達成する上から、適当である。」（最判昭47.10.24刑集26・8・455）とされたことによる

間接国税に関する犯則事件については、上記の告発が訴訟条件となっている。国犯法は、関税法140条1項（後記第2節第2、3(3)参照）のような明文規定を設けていないが、同様に解されており、判例上も一貫して告発が訴訟条件である旨判示されている（大判明35.

6.30刑録8・200, 最判昭28.9.24刑集7・9・1825, 白井滋夫・国税犯則取締法205頁)。

検察庁における各種税法違反事件の最近の受理状況(受理人員)は、次表のとおりである。

平成(年)	17	18	19	20	21
所得税法違反	69	82	89	73	43
法人税法違反	212	225	146	206	280
相続税法違反	3	5	11	7	6
消費税法違反	36	32	70	60	54

3 国税査察官

(1) 設置根拠及び任務

国税庁調査査察部査察課に、国犯法に基づく犯則の取締り等の事務を処理させるため、国税査察官20人以内が置かれている(財務省組織規則413I)。

国税局の統括国税査察官の事務である国犯法に基づく調査、検査及び犯則の取締りの事務を処理させるため、各国税局の調査査察部(東京、大阪及び名古屋国税局においては、査察部)に国税査察官1,540人以内が置かれている(同規則518I)。沖縄国税事務所においては、査察課がこれらの事務をつかさどり、国税査察官102人以内が置かれている(同規則543I)。

国税査察官は、収税官吏の一つである。国犯法1条にいう「収税官吏」とは、国税庁長官、国税局長及び税務署長並びに国税庁、国税局及び税務署の職員で、国税に関する犯則事件の調査を行うことをつかさどる部・課・係に所属し、かつ、その所属長から法に定められた収税官吏の権限を行使することを命ぜられたものをいうとされている。

国税局の収税官吏には、直接国税についての犯則取締りを行う国税査察官と、酒税等の間接国税(消費税を除く。)についての犯則取締りを行う課税部の職員とがある。

(2) 国税査察官とその余の収税官吏との調査権限の異同

直接国税に関する犯則事件の調査を行う国税査察官も、間接国税に関する犯則事件の調査を行う査察官以外の収税官吏も、原則として同等の調査権限を有するが、それぞれの調査の目的の相違に従い、若干の相違がある。すなわち、前者が告発を終局目的とし、後者が原則として通告処分を目的としていることから、前者は実質的には刑事手続としての捜査に極めて近いものとなっている。そのため、国犯法は、許可状によらない強制処分(同法3)を後者についてのみ認めて前者には認めず、また、検査拒否等の罪(同法19の2)を後者の調査についてのみ設けるなどの異なった態度を採ったと考えられている(白井滋夫・国税犯則取締法103頁)。

(3) 国税査察官の犯則取締り活動状況

全国の国税局によって摘発された法人税法違反等の脱税事件についての最近5年間の脱税額合計、処理件数、告発件数及び告発率の推移は、下表のとおりである。

平成(年度)	17	18	19	20	21
脱税額(億円)	274	304	353	351	290
処理件数(件)	214	221	218	208	210
告発件数(件)	150	166	158	153	149
告発率(%)	70.1	75.1	72.5	73.6	71.0

(脱税額1億円未満は四捨五入)

このうち、平成21年中の第1審判決141件について見ると、有罪率100%、ほ脱税額平均約8,600万円、懲役平均1年2か月、罰金平均約1,700

万円である。

告発で多いのは、業種・取引では、①不動産業、②鉱物・金属材料卸、③建設業、④商品・株式取引、⑤キャバレー・飲食店、⑥人材派遣業で、手口では、それぞれ、①取引利益の不申告、②・④売上除外、③原価の架空計上、⑤従業員から徴収した源泉所得税の不納付、⑥人件費を外注費に科目仮装するなどの方法が目立った。

第3 告発要否勘案協議会

第4 徴税吏員

1 徴税吏員の設置根拠及び調査権限等

徴税吏員とは、都道府県知事、市町村長又は特別区長から地方税に係る犯則事件に関する職務を行うことを命じられた吏員をいう。

地方税法は、地方税に係る犯則事件全体について国犯法の規定を準用するという形式を採らず、各税について規定する中で、個別的に国犯法の規定を準用し、これによって、同法の規定が準用される地方税に係る犯則事件について、徴税吏員が収税官吏と同様の調査権限に基づき犯則調査を行うこととされている（道府県民税につき71、利子割（預貯金等の利子に対して課される都道府県民税のこと）につき71の22、事業税につき72の73、地方消費税の譲渡割（国内で行われる資産の譲渡等に課税される地方消費税のこと）につき72の96、不動産取得税につき73の41、道府県たばこ税につき74の30、ゴルフ場利用税につき97、自動車取得税につき139、軽油引取税につき144の54、自動車税につき174、鉱区税につき205、市町村民税につき336、固定資産税につき437、市町村たばこ税につき485の6、鉱産税につき546、特別土地保有税につき616、自動車取得税につき699の28、入湯税につき701の23、事業所税につき701の68、道府県が課する固定資産税につき746）。

国犯法を準用する上において、下表の左欄に掲げる者の職務は、それぞれ同表右欄に掲げる者が行うものとされている（各準用規定中に、その旨の規定がある。）。

国税犯則取締法	地 方 税 法
国 税 局 長	都道府県知事／指定都市の長
税 務 署 長	都道府県知事／支庁、地方事務所又は税務に関する事務所の長／市町村長／指定都市の区の事務所の長
国税局の収税官吏	都道府県知事又は指定都市の長がその職務を定めて指定する道府県またはその市の徴税吏員
税務署の収税官吏	都道府県知事又は市町村長がその職務を定めて指定する道府県又は市町村の徴税吏員

東京都を例にとると、都に主税局が置かれ（地方自治法158、東京都組織条例1）、同局は都税及び都税に係る税外収入に関する事務等を分掌し（同条例2）、同局課税部査察課において、都税の犯則取締りに関する事務を、軽油調査課において、軽油引取税に係る調査に関する事務を分掌する（東京都組織規程8、22）。

2 徴税吏員の調査活動状況

最近5年間に地方税法違反により検察庁が受理した人員は、下表のとおりである。

平成（年度）	17	18	19	20	21
受 理 人 員	148	155	88	155	26

地方税法違反で検察庁に送致される主なものとしては、軽油を密造して虚偽の過小申告書を提出するなどして不正の行為により軽油引取税を免れる罪（地方税法144の41、144の18、144の2、4Ⅱ⑧）等がある。

第2節 税関職員

第1 税 関

1 税関の設置根拠及び任務

財務省の地方支分部局として税関が置かれており（財務省設置法12）、税関は、同省の所掌事務のうち、関税、とん税及び特別とん税の賦課徴収に関する事務等税関行政に関する事務を分掌する（同法16、4）。

関税とは、外国から輸入され又は外国に輸出される貨物に対して課される租税のことをいうが、我が国では、輸入貨物（信書を除く。）に対してだけ関税が課されている（関税法3）。

2 税関の組織

(1) 内 部 部 局

財務省に関税局が置かれ（財務省組織令2）、関税等の賦課徴収及び関税法規による輸出入貨物等の取締りに関する事務等をつかさどっている（同令6）。

関税局には、調査課等6課が置かれ（同令37）、調査課において、関税法規の犯則事件の調査及び処分並びに情報に関する事務等をつかさどっている（同令44）。

(2) 地方支分部局

税関は、東京（東京都）、横浜（横浜市）、神戸（神戸市）、大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、門司（北九州市）、長崎（長崎市）及び函館（函館市）の8か所に置かれ（財務省設置法16Ⅳ、財務省組織令84）、沖縄には沖縄地区税関（那覇市）が置かれている（同法12Ⅱ、同令86）。

税関の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地69か所に税関の支署が、115か所に税関の出張所及び支署の出張所が、10か所に税関の監視署及び税関支署の監視署が置かれ、関税法規による輸出入貨物等の取締りに関する事務等を分掌している（平成22年4月1日現在。財務省設置法17 I）。

税関及びその支署等が設置されているのは、貨物が輸出入される空港（税関空港。関税法2 I ⑫）、港（開港。同項⑪）、国際郵便物を取り扱う郵便局（通関局）であり、平成22年度における税関職員の定員は、8,794人である。

各税関には、総務部、監視部、業務部及び調査部の4部が置かれ（財務省組織令85）、監視部には、一般に、管理課並びに特別監視官、統括監視官、及び保税地域監督官が置かれている（財務省組織規則286）。

東京税関には、これらのほか、密輸対策企画室、麻薬探知犬訓練センター室が、横浜税関には、監視取締センター室が、横浜、名古屋、大阪、神戸及び門司税関には、密輸対策企画室が、名古屋、大阪及び門司税関には、麻薬探知犬管理室が、それぞれ置かれている。密輸対策企画室においては、監視取締の実施に関し、必要な方針を立案する事務等をつかさどっている。麻薬探知犬訓練センター室においては、麻薬探知犬の育成、訓練及び運用に関する事務をつかさどっている。

また、調査部には、一般に、管理課、調査統計課、統括調査官、統括審理官が置かれている（同規則324）。東京税関には、これらのほか、犯則調査センター室、国際情報センター室、情報管理室、特別関税調査官、特別審理官、総括情報管理官が、横浜、名古屋、大阪、神戸及び門司税関には情報管理室、特別関税調査官及び特別審理官が、函館税関には特別関税調査官が置かれている。

第2 税関職員による犯則事件の調査

1 税関職員の設置根拠及び任務

関税法119条以下において犯則事件の調査及び処分等を行うこととされている「税関職員」について関税法上特に限定はないが、財務省組織規則において、調査部特別審理官、統括審理官、監視部統括監視官及び犯則調査センター室が犯則事件の調査及び処分等の事務を分掌することとされている。

統括審理官は、命を受け、犯則事件の調査及び処分、差押物件及び領置物件の保管及び処分、犯則事件に関する関係機関との連絡、犯則事件に関する資料及び情報の収集整理並びに通報に関する事務を分掌することとされ（同規則332）、特別審理官は、命を受け、統括審理官の分掌する事務のうち、特に重大な犯則事件で、税関長の指定する事件に係るものを分掌することとされている（同規則333）。また、東京税関に設置される犯則調査センター室は、広域的かつ組織的に行われる犯則事件や特に重大な犯則事件で税関長の指定する事件に関する必要な調査、助言、調整に関すること等をつかさどるとされ（同規則327）、その事務を処理するために犯則調査官2人以内が置かれている。なお、統括審理官等の事務を処理するため、各税関を通じて調査部に審理官190人以内が置かれている（同規則338）。

また、税関長の指定する犯則事件に係る調査及び処分等については、統括監視官において行わせることができる（同規則332 II）。その事務を処理するため、監視官が置かれている。

特別審理官、統括審理官及び統括監視官は、それぞれの職名であるとともに「課」と同様の部門名であり、これらに属する職員も関税法上の「税関職員」である。

2 犯則事件の調査

関税法119条以下に犯則事件の調査及び処分に関する規定があり、税関職員には、収税官吏と類似の調査権限が認められている。

(1) 任意調査権限

税関職員は、密輸等の関税法違反の罪に係る犯則事件（関税法108条の4以下）等（注）を調査するため必要があると認めるときは、犯則嫌疑者又は参考人に対して出頭を求め、質問し、これらの者が所持する物件等を検査し、又は任意に提出した物件等を領置することができる（同法119）、また、犯則の事実を証明するに足りる物件を身辺に隠していると認められる者があるときは、当該物件の開示を求めることができる（同法120）。

（注） とん税に関する犯則事件（とん税法14）、特別とん税に係る犯則事件（特別とん税法12）、関税暫定措置法違反の罪に係る犯則事件（同法19）、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律違反の罪に係る犯則事件（同法21）及び課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律26）を含む。

(2) 強制調査権限

税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる（同法121）。また、税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、①犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類及び②①に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものにつき、通信事務

を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる（同法122）。さらに、税関職員は、現に犯則を行い、若しくは現に犯則を行い終わった際に発覚した事件又はこれらに準ずる状況にある犯則事件について、必要かつ緊急の場合には、許可状なしで臨検、搜索又は差押えの処分をすることができる（同法123）。税関職員は、臨検等をするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる（同法127）。

税関職員は、臨検、搜索又は差押えをするに際し、必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる（同法130）。

税関職員は、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをしたときは、その調書を作り、被質問者又は立会人に示し、これらの者とともに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときには、その旨を付記すれば足りる（同法131）。

なお、税関職員は、関税法の規定に基づいて貨物の輸出入についての調査を行うに当たり、特に必要があるときは、小型の武器を携帯することができる（同法104）。

(3) 調査権限の及ぶ管轄区域

関税法が国際的・広域的性質を有することにかんがみ、税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認めるときは、その所属する税関の管轄区域外においてもその職務を執行することができる（同法135）。

3 犯則事件の処分

犯則事件の処分には、通告処分と告発の2種類がある。

(1) 税関職員による告発

税関職員は、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件（偽りその他不正の行為により関税を免れる罪等）の調査により犯則があると思料するときは、直ちに検察官に告発しなければならない（同法136の2）。

また、税関職員は、申告納税方式適用関税に関する犯則事件を除く犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を税関長に報告しなければならない。ただし、以下の場合には、直ちに検察官に告発しなければならない（同法137）。すなわち

- ① 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき
- ② 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき
- ③ 証拠となると認められるものをかくし、又はなくしてしまうおそれがあるとき

(2) 税関長による通告処分及び告発

税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。ただし、以下の場合には、直ちに検察官に告発しなければならない（同法138）。すなわち

- ① 情状が懲役刑に処すべきものであるとき（同条Ⅰ①）
- ② 犯則者が通告処分を履行する資力がいないとき（同項②）
- ③ 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告をすることができな

いとき（同条Ⅱ）

犯則者が上記①、②に該当して通告を受けた場合において、20日以内に通告処分を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない（同法139）。

なお、犯則者は、通告処分を履行した場合は、同一事件について公訴を提起されない（同法138Ⅵ）。

(3) 告発の取扱い

これらの告発は、取り消すことができない（同法140Ⅴ）。

犯則事件については、前記の税関職員又は税関長の告発を待って、これを論ずるとされ（同法140Ⅰ）、これらの告発が訴訟条件となっている。

告発は文書によって行い、調査時に作成された調書及び差押目録等とともに検察官が引き継ぐ（同条Ⅱ）。

4 税関職員の調査活動

近年、税関の取締り対象が増加し、商業貨物を利用した密輸入が大口化し、航空旅客による密輸入の隠匿手口が悪質・巧妙化し、国際郵便を利用した向精神薬の密輸入が増加していることなどに対応し、財務省関税局監視課・税関では、下記の取組を行っている。

- ① 大型エックス線検査装置の配備
- ② 麻薬探知犬、銃器探知犬の配備
- ③ 全国統一密輸ダイヤル（密輸110番）など、密輸入情報の収集・分析の強化
- ④ 関係取締機関との合同による取締りや情報交換等を通じた連携の強化
- ⑤ 関税協力理事会（World Customs Organization（WCO））などの国際情報ネットワークを通じた国際的な情報交換等の推進

関税法違反の主なものの一つに、輸入禁制品の密輸入（同法109）があるが、輸入禁制品（関税法69の11）は下記の物であり、このうち、麻薬類・けん銃等を社会悪物品として重点的に取り締まっている。

- ① 麻薬類等（麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤等）
- ② けん銃等（けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品）
- ③ 爆発物
- ④ 火薬類
- ⑤ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律2条3項に規定する特定物質、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第一種病原体及び二種病原体等
- ⑥ 偽造通貨等（貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品）、偽造カード等
- ⑦ わいせつ物品（公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品）
- ⑧ 児童ポルノ
- ⑨ 特許権、商標権、著作権等を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法2条1項1号から3号までに掲げる行為を組成する物品

そのほか、生糸、豚肉、衣類などに係る関税や内国消費税を免れるため価格や品名を偽る事例（関税法110、消費税法64）や、ワシントン条約対象物品（一定の象牙、ワニ皮、野生動植物等）を不正輸入するため税関に申告することなく密輸入する事例等（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律15）がある。

最近5年間の主な社会悪物品の摘発実績は、下表のとおりである。

種 類	平成年度	17	18	19	20	21
覚せい剤	件数 (kg)	33 (88)	82 (140)	72 (287)	110 (408)	164 (333)
大 麻	件数 (kg)	243 (588)	195 (196)	168 (491)	123 (87)	111 (52)
ヘロイン	件数 (kg)	3 (0)	3 (2)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
コカイン	件数 (kg)	5 (2)	12 (7)	17 (16)	7 (2)	10 (13)
あへん	件数 (kg)	3 (0)	6 (27)	6 (17)	0 (0)	4 (3)
MDMA	件数 (千錠)	25 (234)	30 (115)	64 (1,315)	15 (139)	4 (31)
向精神薬	件数 (千錠)	28 (15)	50 (27)	28 (12)	34 (20)	30 (10)
銃 砲	件数 (丁)	2 (4)	4 (15)	6 (10)	1 (1)	2 (2)

第3 税関のその他の任務等

税関のその他の職務としては、次の4種類がある。

① 輸出入される貨物の通関

税関は、輸出入貨物の税関への申告に際し、申告書類を審査し、必要に応じて貨物を検査している。

② 関税等の徴収

税関は、輸入品に対して課税される関税等を徴収している。

③ 保税地域の管理

輸出入貨物はまず税関が指定する場所又は税関が許可する倉庫（保税地域）に入れなければならない。税関は、これらの保税地域を管理・監督している。

④ 貿易統計の作成・公表

税関は、輸出入貨物についての貿易統計を定期的に作成・公表し

ている。

第3節 証券取引等監視委員会

第1 証券取引等監視委員会

1 証券取引等監視委員会の設置根拠及び任務

証券取引等監視委員会は、証券取引の公正の確保を図り、市場に対する投資家の信頼を保持する目的で、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律（平成4年法律第73号）により、平成4年7月、行政部門たる大蔵省（当時）から独立した機関として新設されたものである（旧大蔵省設置法7、9等）。

損失補てん、インサイダー取引等の金融商品取引法違反事件については、証券取引に関する特殊な知識・経験を要することから、証券取引等監視委員会による調査・告発（金融商品取引法210～226）が重要であり、年々、同委員会と検察庁との協力関係が強化されている。

2 証券取引等監視委員会の組織

(1) 委員長及び委員

証券取引等監視委員会（以下、単に「監視委員会」ともいう。）は、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関であり、内閣府の外局として置かれる金融庁に置かれている（内閣府設置法49Ⅲ、64、金融庁設置法6）。

監視委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定によりその権限

に属せられた事項を処理するものとされ（金融庁設置法8条）、監視委員会の委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（同法12条1項）、その任期は、3年とされている（同法13条1項）。

監視委員会の委員長及び委員の職権行使には独立性が認められており（同法9条）、これを担保するため、委員長及び委員は、例外的な場合を除き、在任中、その意に反して罷免されない（同法14条）などの身分保障が定められている。

他方、監視委員会の委員長及び委員は、職務上の秘密保持義務を負うほか、その中立性を担保するため、在任中、一定の政治活動及び副業等を禁止されている（同法16条）。

監視委員会は、委員長が招集し、その議事は、委員長又は委員のうち2人以上の賛成をもってこれを決することとされている（同法18条）。

(2) 事務局

監視委員会には、事務局が置かれている（同法19Ⅰ）。事務局は、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課と証券検査管理官からなる（金融庁組織令27、金融庁組織規則12）。

事務局には、事務局長及び次長以下所要の職員が置かれており（金融庁設置法19Ⅱ、金融庁組織令25）、証券検査等の実務経験の長い大蔵省証券局職員（当時）を中心に、裁判所、検察庁、警察、公正取引委員会、会計検査院、国税庁から人材を集めて運営されている。

特別調査課は、金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査等の事務をつかさどっている（金融庁組織規則16）。

委員会の事務局に、総括調整官1人、主任証券取引審査官4人以内、証券取引審査官44人以内、証券調査官151人以内、証券調査指導官2人（検察官をもって充てるものとする）、特別調査管理官1人、統括特別調査官4人以内、主任証券取引特別調査官15人以内、証券取引特別調査官318人以内等が置かれ、このうち、特別調査管理官は、命を受けて、犯則事件の調査及び告発に関する専門的な事務に従事し、統括特別調査官は、命を受けて、犯則事件の調査を実施し、並びに主任証券取引特別調査官、証券取引特別調査官等の行う事務を整理し、主任証券取引特別調査官は、命を受けて、犯則事件の調査を実施し、並びに証券取引特別調査官等の行う事務を整理し、証券取引特別調査官は、命を受けて、犯則事件の調査を実施する（同規則18）。

(3) 財 務 局

財務省の地方支分部局として、関東（さいたま市）、近畿（大阪市）、北海道（札幌市）、東北（仙台市）、東海（名古屋市）、北陸（金沢市）、中国（広島市）、四国（高松市）及び九州（熊本市）の9か所に財務局が置かれ（財務省設置法12、財務省組織令80）、福岡市に福岡財務支局が置かれている（財務省組織令82）。

これらの各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局財務部には、上席証券取引特別調査官、証券取引特別調査官などの職員が配置され、金融商品取引法等に基づく犯則事件の調査に関する事務を分掌し、主として地方の証券会社に対する調査等を担当している。

財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て指定した者は、委員会職員とみなして、委員会職員と同じ調査権限を有し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）224）、犯則事件の調査をするため必要があるときは、その所属する財務局又は財務支局の管轄区域外に

においてその職務を執行することができることとされている（金商法225）。

第2 証券取引等監視委員会による犯則事件の調査

監視委員会は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、有価証券報告書の虚偽記載や損失保証・補てん、相場操縦、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）等の犯則事件（注）の調査を行っている。

（注） 金融商品取引法施行令45条に規定された罪及び犯罪による収益の移転防止に関する法律29条の罪。

1 犯則事件の調査

(1) 任意調査

監視委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、質問し、犯則嫌疑者等が所持する物件等を検査し、若しくは犯則嫌疑者等が任意に提出した物件等を領置する権限を有し、また、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる（金商法210）。

(2) 強制調査

監視委員会職員は、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができ（金商法211）、これらのため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる（金商法215）。監視委員会職員は、臨検等の際し、必要があるときは、警察官の援助を求めることができる（金商法218）。

監視委員会職員は、前述の質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押

えをしたときは、その調書を作成し、被質問者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印をすることができないときは、その旨を付記すれば足りる（金商法219）。

2 犯則事件の処分

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を監視委員会に報告しなければならない（金商法223）。

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発し、差押物件等を差押目録等とともに引き継がなければならない（証取法226）。

告発や差押物件等を引き継ぐ相手方は法文上明記されていないが、検察官であると解されている。



証取法違反事件の調査から告発までの手続の流れをまとめてみると、次のとおりとなる。

- ① 端緒の把握（行政部門からの通報、投書、派生事件等からの情報の入手）
- ② 監視委員会特別調査課による犯則調査

③ 監視委員会への報告（証取法223）

④ 監視委員会による告発（証取法226）

3 証券取引等監視委員会の調査活動状況

委員会発足以来平成22年までの告発件数は、合計134件である。

平成（年度）	4～14	15	16	17	18	19	20	21
告 発 件 数	53	10	11	11	13	10	13	14

なお、年度は、平成20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月である。

告発された犯則事件の主なものは、有価証券報告書等の虚偽記載等（金商法5、24）、インサイダー取引（同法166）、損失補てん・利益の追加（同法39 I）、株価操縦（同法159）、風説の流布（同法158）等である。

第3 証券取引等監視委員会のその他の職務

監視委員会は、前記犯則事件の調査のほか、次に述べる職務を行っている。

① 市場分析審査

金融商品取引業者等や金融商品取引所などから有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴収して日常的な市場監視を行っている。

② 証券検査

金融商品取引業者等に対して臨店検査等を行い、検査の結果、問題点が認められた業者に対しては、検査結果通知書において問題点を指摘し、重大な法令違反行為等が認められた場合及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣

及び金融庁長官に対して行政処分等を勧告することができる。

③ 課徴金調査

課徴金制度は、インサイダー取引等の違反行為を抑止し、規制の実効性を確保する行政目的を達成するために金商法の規定に違反する行為（有価証券届出書・有価証券報告書の不提出、虚偽有価証券報告書の提出、風説の流布、相場操縦、インサイダー取引等）をした者に対し、金銭的負担を課す制度であり、監視委員会は、課徴金調査を実施し、その結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行う。

④ 開示検査

金商法26条等に基づき、公益又は投資者保護の為に必要かつ適当であると認めるとき、有価証券報告書等開示書類の提出者等に対し、報告の徴取及び検査を行うものであり、監視委員会は、開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められる場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行う。

⑤ 建議・公表

監視委員会は、検査又は調査の結果、必要があるときは、金融商品取引等の公正や投資者の保護等を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（金融庁設置法21）。

監視委員会は、毎年、その事務処理状況を公表しなければならない（同法22）。

第4節 公正取引委員会

第1 公正取引委員会

1 公正取引委員会の設置根拠

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）の目的（独禁法1）を達成するため、内閣府の外局として設置されているいわゆる独立行政委員会である（内閣府設置法49, 64）。

2 公正取引委員会の任務

公正取引委員会の所掌事務は、次のとおりである（独禁法27の2）。

- ① 私的独占の規制に関すること
- ② 不当な取引制限の規制に関すること
- ③ 不公正な取引方法の規制に関すること
- ④ 独占的状态に係る規制に関すること
- ⑤ 所掌事務に係る国際協力に関すること
- ⑥ ①～⑤のほか、法律に基づき公正取引委員会に属させられた事務

3 公正取引委員会の組織

(1) 委員長及び委員

公正取引委員会（以下、単に「委員会」ともいう。）は、35歳以上の法律又は経済に関する学識経験者から選ばれた委員長及び委員4人をもって組織されている（同法29）。委員長及び委員の任期は5年である（同法30Ⅰ）。公正取引委員会の委員長及び委員の職権行使の独立性（同法28）を担保するため、委員長及び委員は、例外的場合を除き、その意に反して罷免されず（同法31）、また、その報酬を減額さ

れない(同法36Ⅱ)などの身分保障が定められている。

他方、委員会の中立性を担保するため、委員長、委員及び一定の公正取引委員会の職員は、在任中、一定の政治活動、副業等を禁止される(同法37)。

また、委員長、委員及び委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法律の適用について、意見を外部に発表してはならず(同法38)、職務上の秘密保持義務を負う(同法39)。

(2) 事務総局

委員会の事務を処理するため、委員会に事務総局が置かれている(同法35Ⅰ)。事務総局には、事務総長が置かれている(同条Ⅱ)。

事務総局には、官房並びに経済取引局及び審査局が置かれ、経済取引局に取引部が、審査局に犯則審査部が置かれている。

審査局において、事件の審査・告発等に関する事務をつかさどり、犯則審査部において、独禁法12章(犯則事件の調査等)に関するものをつかさどっている。

審査局には、犯則審査部のほか、管理企画課及び審査長5人が置かれ、犯則審査部に特別審査長2人が置かれている。

独禁法違反事件の審査を行うのは、犯則審査部の職員である。

なお、事務総局の職員中には、検察官及び弁護士を加えなければならず(同法35Ⅹ)、その検察官の職務は、独禁法違反事件に関するものに限られている(同条Ⅺ)。

委員会の役割の重要性の高まりとともに、予算・人員とも年々強化され、事務総局の平成21年度末の定員は、779人である。

(3) 地方事務所

北海道、東北、中部、近畿中国四国及び九州の5地方事務所が置かれており(同法35の2)、近畿中国四国事務所の下に中国及び四国の

2支所が置かれている。なお、沖縄には、内閣府の地方支分部局である沖縄総合事務局の総務部に公正取引室が置かれている。

地方事務所には、一般に総務課、取引課、審査課、下請課等が置かれている。

地方事務所の第一審査課において、独禁法違反事件の被疑事実の探知、報告等の事務を行う。

第2 公正取引委員会の調査

1 公正取引委員会の調査

委員会が独禁法違反事件の調査を開始するのには、①一般人からの報告(同法45Ⅰ)、②職権(同条Ⅳ)、③中小企業庁からの報告(中小企業庁設置法4Ⅶ)等の場合がある。委員会は、①の報告があったときは事件について必要な調査をしなければならず(同法45Ⅱ)、書面による報告については当該報告をした者に調査結果を通知しなければならない(同条Ⅲ)。

また、委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならず(独禁法115)、事務総局審査局長は、犯則事件の端緒となる事実に接したときは、委員会に報告しなければならない(公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則4)。

委員会は、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができ(独禁法40)、また、職務を行うために必要があるときは、公務所等又は学識経験者に対し、必要な調査を囑託することができる(同法41)。

また、委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人又は参考人の審尋、鑑定、帳簿書類等の提出命令及び留置並びに営業所等

への立入検査等の処分をすることができる（同法47）。

これらの調査をしたときは、調書を作成しなければならない（同法48）。
委員会の事件調査は、本来的には、排除措置命令（同法49）、課徴金納付命令（同法50）等の行政処分を目指した調査である。

2 告 発

委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たとき、独禁法の規定に違反する犯罪があると思料するときは検事総長に告発しなければならない（同法74Ⅰ、Ⅱ）。

なお、同法89条ないし91条の罪（私的独占又は不当取引制限の罪、国際協定違反の罪、会社活動等に関する規定違反の罪等）については、委員会の告発が訴訟条件である（同法96）。

これらの罪については、委員会だけが告発権限を有しているため、専属告発と呼ばれている。



検察庁において、不起訴処分をしたときは、検事総長は、委員会への刑事訴訟法上の通知（刑訴法260。告発人に対する通知制度）とは別に、法務大臣を経由して、不起訴処分の事実及び理由を文書で内閣総理大臣に報告しなければならない（独禁法74Ⅲ）。

3 公正取引委員会の調査活動状況

委員会による告発件数は、昭和48年の石油ショックを背景とした同49年の「石油カルテル事件」の告発1件のみの状態が長く続き、昭和52年に課徴金制度が導入された一方で、刑事告発に慎重な姿勢が維持されていたが、日米貿易摩擦を背景に、平成元年秋ころから日米構造協議が開始され、その中で、独禁法の運用強化の一環として、刑事罰の積極活用が我が国の施策となり、委員会は、平成2年6月、内外に独禁政策の変更として告発の積極活用方針を示した。なお、同3年11月、17年ぶりに「ストレッチ・フィルム事件」が告発、訴追されている。

その後、平成17年の独禁法改正（同18年施行）により委員会に犯則調査権限が付与され、委員会は、国民生活に広汎な影響を及ぼすと考えられる悪質重大な事案、違反を反復して行っている、排除措置に従わないなど行政処分によっては独禁法の目的が達成できないと考えられる事案などについて、犯則調査権限を行使している。

最近7年間の告発件数は、以下のとおりである。

平成（年度）	15	16	17	18	19	20	21
告 発 件 数	1	0	2	1	2	1	0

第3 公正取引委員会のその他の職務等

1 課徴金減免制度

公正取引委員会は、事業者又は事業者団体が課徴金（行政庁が違反事業者等に対して課す金銭的不利益）の対象となる独禁法違反行為（カルテル・入札談合等）を行っていた場合、当該違反者等に対して課徴金を国庫に納付することを命じることができる（独禁法7条の2）。なお、同一事件について課徴金と罰金の双方が課（科）されるときは、罰金額の

二分の一に相当する金額が課徴金から控除される。

課徴金減免制度とは、平成17年の独禁法改正により導入された制度であり、法定の要件（違反事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、委員会に報告すること等）に該当すれば、課徴金を減免するものである。同制度は、企業の法令遵守意欲を向上させ、カルテルの発見・解明を容易にし、競争秩序の早期回復を主目的としている。

2 その他の職務

委員会のその他の職務は、次のとおりである。

- ① 各種届出の受理・審査
- ② 排除措置命令、課徴金納付命令の不服申立てを行う行政手続としての審判
- ③ 各種の経済実態調査等
- ④ 違反行為防止のための各種指針の設定及び関係業界の指導、相談の受付等
- ⑤ 国会に対する毎年の独禁法の施行状況に関する報告・意見の提出（独禁法44）

第5節 金融庁

第1 金融庁の沿革及び設置根拠

金融庁は、平成12年7月1日、全体の省庁再編に先行して、金融再生委員会（平成10年12月15日発足）に置かれていた金融監督庁を改組して設立され、さらに、中央省庁の再編が行われた平成13年1月6日には、改めて内閣府の外局として設置され（金融庁設置法2）、金融再生委員会の廃止に伴い、同委員会が担ってきた金融機関の破綻処理等の事務を引

き継いで現在に至っている。なお、金融庁には、前記の監視委員会が置かれている。

第2 金融庁の任務と所掌事務

金融庁は、金融制度に関する企画立案、銀行、保険会社、証券会社等に対する検査・監督等を通じて、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図るという任務を有している（同法3）。金融商品取引に係る犯則事件の調査に関すること（同法4②③）も金融庁の所掌事務の一つである。

なお、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の施行前（平成19年4月1日及び同20年3月1日施行）は、疑わしい取引の届出制度（平成4年の麻薬特例法の施行に伴い創設された、マネーロンダリングを防止するための対策の一つで、金融機関等から犯罪収益に係る取引に関する情報を集めて捜査に役立てること等を目的とする制度）を担当するF I U（マネーロンダリング情報を専門に収集、分析、提供する機関）機能は、金融庁に設置されていたが、犯罪収益移転防止法の施行に伴い、国家公安委員会・警察庁に移管され、警察庁に犯罪収益移転防止管理官が新設された。

国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項や外国の機関から提供された情報、これらを整理・分析した結果（疑わしい取引に関する情報）を、検察官、検察事務官、司法警察職員、収税官吏、税関職員、徴税吏員、証券取引等監視委員会の職員の組織犯罪処罰法、麻薬特例法等の刑事事件捜査や犯則事件の調査に資すると認めるときは、検察官等に提供し、検察官等は、これらの捜査や調査のために必要と認めるときは、国家公安委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若

しくは謄写又はその写しの交付を求めることができる（犯罪収益移転防止法11）。

第3 金融庁の組織等

1 金融庁長官等

金融庁の長は、金融庁長官であり（同法2Ⅱ）、金融庁長官のもとに、総務企画局、検査局及び監督局の3局が置かれている。

2 総務企画局は、総務課等5課に、検査局は、総務課等2課と検査管理官に、監督局は、総務課等5課に、それぞれ分かれている。検査局においては民間金融機関等の検査を、監督局においては民間金融機関等の監督を、それぞれ所掌している。

第6節 預金保険機構

第1 預金保険機構の設立及び任務

1 預金保険機構の設立

預金保険機構は、預金保険制度の運営のため、預金保険法（昭和46年4月1日法律第34号）に基づき、昭和46年7月1日、政府、日本銀行及び民間金融機関の出資により設立された認可法人（特別法人）である。

預金保険機構の資本金は、設立当初は4億5,000万円（政府、日本銀行及び民間金融機関がそれぞれ1億5,000万円）であったが、政府の増加出資等により、平成21年12月の時点で、154億5,500万円となっている。

2 預金保険機構の役割

預金保険機構は、預金者等の保護を図るという預金保険法の目的を達するため、次のような業務を行っている。

- (1) 保険料の収納業務
- (2) 保険金及び仮払金の支払業務
- (3) 破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助業務
- (4) 預金等債券の買取り業務
- (5) 破綻金融機関の経営管理等を行う金融整理管財人又は金融整理管財人代理業務
- (6) 承継銀行の経営管理等を行う業務等
- (7) 金融危機対応に係る第一号措置等に基づく株式等の引受け等、ペイオフコストを超える資金援助等の業務
- (8) 破綻金融機関に対する預金等の払戻し及び資産価値の減少防止のために必要とする資金の貸付け及び特別危機管理銀行等が保有する資金の買取り業務
- (9) 金融庁長官等の命を受けての保険料の納付が適正に行われていること等を調査するための金融機関への立入検査業務
- (10) 隠ぺいのおそれのある債務者の財産調査、経営責任等を追及するための調査・告発業務
- (11) 整理回収機構に対する不良債権の回収整理に関する指導・助言業務等
- (12) 振り込め詐欺被害者の救済手続に係る業務

第2 各種委員会等

預金保険機構には、運営委員会、責任解明委員会及び買取価格審査会が設けられている。

1 運営委員会

運営委員会は、預金保険機構の運営に関する重要事項の決議を行う意思決定機関であり、運営委員（8名以内）並びに預金保険機構の理事長

及び理事をもって構成されている（預金保険法16）。

2 責任説明委員会

責任説明委員会は、破綻金融機関及び住宅金融専門会社（旧住専）の経営者、債務者等の刑事、民事上の責任の所在を明らかにし、刑事告発、損害賠償請求その他所要の措置を的確に行うため、平成10年2月、預金保険法の改正に伴って設置された委員会であり、理事長が委員長を、役員が委員をそれぞれ務めている。なお、責任説明委員会には4名の外部有識者が特別顧問に就任し、所要の措置を的確に完遂するため意見申述を行っている。

3 優先株式等処分審査会

優先株式等処分審査会は、公的資金による資本増強のために引受等を行った優先株式等について、譲渡その他の処分を行うに際し、公正中立な手続による適正な価格の決定に資する目的で平成16年6月に設置された処分価格審査会が、同18年2月、処分の実施、処分方法、処分金額を審議項目に追加するとともに改称したものであり、同22年6月1日現在、公認会計士である委員長ほか学識経験者等3名の委員で構成されている。

4 業績評価委員会

業績評価委員会は、機構における役員の適正な退職手当の支給に資することを目的として、平成16年4月に設置され、同22年6月1日現在、運営委員会の金融界以外の委員3名、非常勤監事1名からなる委員長ほか3名の委員で構成されている。

第3 役 職 員

預金保険機構には、役員として理事長、理事（4名以内）及び監事（1名）が置かれ、この下に総務部、財務部、金融再生部、預金保険部、特

別業務部、検査部、及び大阪業務部の7部と法務統括室、監査室が置かれている（平成22年3月現在）。預金保険機構の運営委員及び役職員は、守秘義務を負うほか、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされている（預金保険法22、23、33）。

平成22年の役員数は5名、職員数は359名である。

第4 各部の業務

1 総 務 部

総務部は、預金保険機構の事務の総合調整、運営委員会等の開催、広報、情報公開、個人情報保護、人事、組織、定員、国際業務、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構との連絡調整、企業再生支援機構への出資等に関する事務等を所掌している。

2 財 務 部

財務部は、機構の予算、決算、経理、資産管理、資金計画、資金調達・官吏、保険料の収納及び振り込み詐欺救済法に基づく公告等の事務を所掌している。

3 金融再生部

金融再生部は、金融整理管財人等の業務、破綻金融機関の業務承継、金融危機への対応、金融機関等の資産の買取り及び資本増強等に関する事務を所掌している。

4 預金保険部

預金保険部は、保険金等の支払、金銭贈与や資産買取り等の資金援助、預金等債権の買取り、システムの開発・運営、名寄せデータシステム整備等に関する金融機関等への研修・助言及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく預金者表の作成等に関する事務を所掌している。

5 特別業務部

特別業務部は、刑事責任追及事案及び民事責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者等の調査及び整理回収機構からの委託に基づく取立て、買取資産の管理・回収及び処分等に関する事務を所掌している。

6 検査部

検査部は、金融機関に対する保険料確認検査及び名寄せ等確認検査等に関する事務を所掌している。

7 大阪業務部

大阪業務部は、保険金等の支払・資金援助・預金等債権の買取り等、金融整理管財人等の業務、刑事・民事責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言等、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者の財産調査、整理回収機構からの委託に基づく取立て並びに買取資産等の管理・回収及び処分等に関する事務のうち、主として関西以西の地区に係るものを所掌している。

また、法務統括室は、機構の業務執行上の法律問題の総括、コンプライアンスの総括等の事務、監査室は、内部監査、監事監査、会計検査院の検査に関する事務をそれぞれ所掌している。

第5 告発（告訴）状況

預金保険機構は、整理回収機構の回収担当者からヒアリングを行い、刑事責任追及に関する指導及び助言に努めており、平成8年から同22年3月31までの告発（告訴）件数の累計（整理回収機構との合計）は、327件となっている。

なお、平成21年度の告発（告訴）は、36件（11人）である。

第6 整理回収機構

1 整理回収機構の発足

整理回収機構は、平成10年10月の預金保険法及び住専法の改正により、公正・透明な手法をもって不良債権の早期かつ効率的な回収に努め、投入される公的資金を最小化することを目的として、平成11年4月1日に住宅金融債権管理機構と整理回収銀行が合併し、預金保険機構100パーセント出資（資本金2,120億円）の子会社（株式会社）として発足した機構である。平成22年4月現在の体制は、役員9名（取締役6名、監査役3名）、職員584名となっている。

2 整理回収機構の業務内容

整理回収機構の主な業務は

- (1) 旧住専7社から譲り受けた債権の回収
- (2) 破綻金融機関からの不良債権等の買取り・回収
- (3) 金融再生法53条に基づく一般金融機関等からの不良債権の買取り・回収
- (4) 共同債権買取機構や金融機関から取立て又は処分の委託を受けた債権の取立てまたは処分
- (5) 旧住専又は破綻金融機関から譲り受けた不動産等の管理・処分
- (6) 旧住専や金融機関等の破綻原因に関与した経営者、銀行等の民事・刑事上の責任追及
- (7) 不良債権回収に係る刑事告発及び不法占拠等の妨害排除のための民事上の保全処分等である。

第2編 法務省の関係機関

第1章 矯正・保護・入管関係

法務省の事務については、法務省設置法に定められているが、法務本省には、大臣官房並びに民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局及び入国管理局の6局が置かれ、大臣官房には司法法制部が置かれている（法務省組織令2）。

このうち、日常的に検察庁の仕事と関わりがあるのは、直接に検察に関することを担当する刑事局を別にすると、矯正局、保護局、入国管理局の3局であるので、この3局の関係機関について説明する。なお、刑事局については本教材の対象外であるので、最後に参考として簡単に触れた。

第1節 矯正局関係機関

勾留された被疑者や被告人を収容する拘置所、受刑者を収容する刑務所・少年刑務所、家庭裁判所の観護措置決定に基づいて送致された少年を収容する少年鑑別所、家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法56条3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を収容する少年院等に関する事項は、矯正局の所管に属する。

第1 矯正局の所掌事務、組織等

1 矯正局の所掌事務

矯正局においては、①刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少

年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監置の裁判の執行に關すること、②国際受刑者移送に關すること（保護局の所掌に属するものを除く。）、③犯罪人の指紋その他その個人識別に關すること、④刑務共済組合に關する事項、⑤前各号に掲げるもののほか、矯正に關することの事務をつかさどっている（法務省組織令6）。

2 矯正局の組織

矯正局には、総務課、成人矯正課、少年矯正課の3課及び矯正医療管理官1人が置かれており（法務省組織令38）、各課及び矯正医療管理官の事務については、法務省組織令39条ないし42条に定められている。

また、法務省設置法4条12号ないし12の3号所定の事務「刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監置の裁判の執行に關すること、国際受刑者移送に關すること、そのほか矯正に關すること」を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営管理を図るため、矯正管区が置かれることとされており（法務省設置法15、16Ⅰ）、さいたま市、大阪市、名古屋市、広島市、福岡市、仙台市、札幌市及び高松市の8か所に矯正管区が置かれている（法務省組織令65）。

矯正職員の研究を担当する法務省の施設等機関として、矯正研修所が置かれ（法務省組織令61、63）、本所（東京都）のほか8か所の支所が置かれている。

第2 刑務所・少年刑務所・拘置所

1 刑事施設の設置根拠及び組織

(1) 刑事施設の種類

監獄法（明41法28号）は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に關する法律」（平17法50号、以下「刑事収容施設法」という。）に全面改

正され、同法1条は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする旨規定する。

刑事収容施設法3条は、刑事施設について

- ① 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者
- ② 刑事訴訟法の規定により、逮捕された者であつて、留置される者
- ③ 刑事訴訟法の規定により勾留される者
- ④ 死刑の言渡しを受けて拘置される者
- ⑤ 前各号に掲げる者のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設と定めている。

同法4条は、被収容者（刑事施設に収容されている者をいう。以下同じ。）の分離について規定しているので、以下に述べる。分離とは、被収容者の収容及び処遇における区分をいう。

また、労役場及び監置場が、それぞれ、法務大臣が指定する刑事施設に附置される（同法287 I）。労役場とは、罰金又は科料を完納することができない者を留置する場所（刑法18 I、II）をいい、監置場とは、法廷等で裁判所の職務の執行を妨害し、又は裁判の威信を著しく害した行為などをして、20日以下の監置に処せられた者を留置する場所（法廷等の秩序維持に関する法律2 I、II）をいう。

法務省に、刑事収容施設法3条の規定による刑事施設として、刑務所、少年刑務所及び拘置所を置くこととされ（法務省設置法8）、法務大臣は、刑務所、少年刑務所又は拘置所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所を設けることができることとされている（同法9 II）。刑務所、少年刑務所及び拘置所

並びに支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定められている（同法9 III）。

なお、刑事収容施設として、都道府県警察に留置施設が設置され（刑事収容施設法14 I）、管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶に海上保安留置施設が設置されている（刑事収容施設法25 I）。

(2) 性別による分離（同法4 I ①）

多数の被収容者が集団生活を送るという特殊環境の中では、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、性別による分離を行うこととされている。

(3) 法的地位の別による分離（同法4 I ②）

受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。）、未決拘禁者としての地位を有する受刑者、死刑確定者及び各種被収容者の別に従い、それぞれ互いに分離するものとされている。

(4) 刑名の別による分離（同法4 I ③）

刑法が自由刑として懲役刑、禁錮刑及び拘留刑の区別を設けている趣旨に照らし、懲役受刑者、禁錮受刑者、拘留受刑者については、基本的に、それぞれ互いに分離するものとされている。

(5) 少年と成人との分離

少年と成人との分離については、刑事収容施設法に規定はないが、少年法49条3項が「刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年を成人と分離して収容しなければならない。」と規定し、同法56条1項が「懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年（第3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を除く。）に対しては、特に設けた刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所にお

いて、その刑を執行する。」と規定されている。

(6) 刑事施設の組織

平成22年4月1日現在、刑事施設は、本所が77施設（刑務所62（社会復帰センター4を含む。）、少年刑務所7、拘置所8）、支所が111施設（刑務支所8、拘置支所103）である。なお、売春防止法5条の罪を犯して補導処分に付された成人女子は、婦人補導院に収容される。

各刑事施設の規模の大小により異なるが、大規模の刑務所及び少年刑務所には、所長の下に、一般に、総務部、処遇部、教育部及び医務部並びに分類審議室が置かれる。外国人男子受刑者を集中的に収容している府中刑務所及び大阪刑務所にはこれに国際対策室が加わる。

なお、拘置所については、後記5で述べる。

2 刑事施設の職員等

刑事施設の職員定員は、1万9,109人である（平成22年12月31日現在）。

職員は、処遇担当の法務事務官（矯正処遇官）、刑務作業の指導、分類調査、医療等の業務に携わる技官（作業技官、鑑別技官、医務技官）、教科指導等に携わる教官、一般行政事務を行う事務員等に分けられる。

刑事施設における法務事務官の階級は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とされている。

3 受刑者の処遇

(1) 処遇の原則

受刑者の処遇の目的は、個々の受刑者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとするとして（刑事収容施設法30）、それぞれの受刑者により最も適切な処遇を行うこととするいわゆる個別処遇の原則を採ることを明らかにしている。

(2) 処遇の内容

刑事収容施設法は、受刑者処遇の目的を達成するため、受刑者には、矯正処遇として、作業（同法92、93）を行わせ、改善指導（同法103）及び教科指導（同法104）を行うものと規定している（同法84Ⅰ）。

① 作業とは、刑事施設において受刑者に行わせる労務をいう。

作業の種類には、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業であり、その業種は、木工、印刷、洋裁、金属、革工、農業その他がある。）、自営作業（刑事施設における炊事、洗濯、介助、理髪、指導補助その他の経理作業及び施設の建物の修繕その他の営繕作業）及び職業訓練（同法94条の2の規定により作業として実施する職業訓練）があり、それぞれについて様々な業種がある。

② 改善指導とは、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導をいい、一般改善指導（同法103Ⅰ）と特別改善指導（同法103Ⅱ）とがある。

一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、(1)被害者感情を理解させ、罪の意識を培わせること、(2)規則正しい生活慣習や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、(3)生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行われ、すべての受刑者が対象となる。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う改善指導である。

改善指導に当たって特に配慮しなければならない事情について

は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則64条に定められている。

特別改善指導として、現在、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、性犯罪再犯防止指導、交通安全指導、就労支援指導が実施されている。

- ③ 教科指導は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者を対象として行うもの（補習教科指導、同法104Ⅰ）と、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者を対象として行うもの（特別教科指導、同法104Ⅱ）がある。

教科指導の内容は、学校教育法による学校教育の内容（小・中学校の教科、高等学校・高等専門学校の学科又は教科、大学の学科等をいう。）に準ずるものである。

4 刑事施設における収容状況等

刑事施設の被収容者の年末人員は、平成5年から毎年増加し続け、平成18年に昭和31年以降で最多となる8万1,255人を記録したが、平成19年から減少に転じ、平成21年末現在は、7万5,250人（労役場留置者1,132人を含む。）であった（平成22年版犯罪白書57頁）。

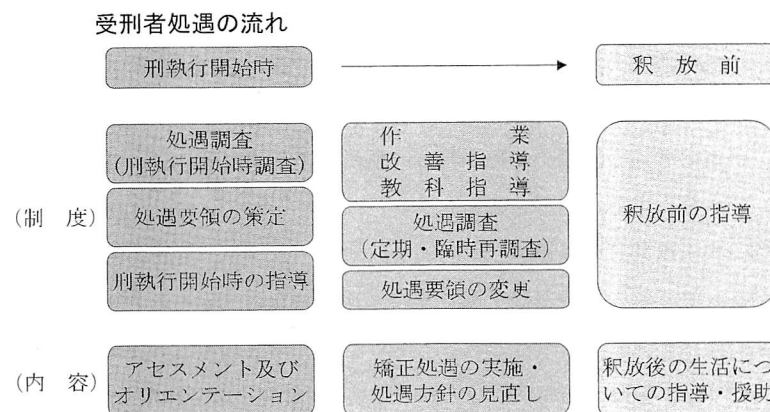
入所受刑者の人員は、平成4年に戦後最少（2万864人）を記録した後、増加し続けていたが、平成19年からは毎年減少し、平成21年は2万8,293人であった。このうち女子について見ると、平成4年には914人であったが、その後増加し続け、平成18年には2,333人まで増加し、平成21年も2,170人と高水準にある（同白書59頁）。

また、入所時に20歳未満であった入所受刑者（入所時には20歳以上であったが、不定期刑の言渡し時には20歳未満であった者を含む。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、昭和

63年以降は100人未満で推移し、平成21年は54人であり、全員が男子であった（同白書174頁）。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、過剰収容を緩和し、新しい刑事施設の運営の在り方を模索するなどの観点から、PFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、ノウハウを活用して行う手法）を用いて、刑事施設の整備が行われており、現在、PFI手法による事業として、美祢社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターが建設され、それぞれ運営を開始している。

最後に、受刑者処遇の流れを図示すると、次のとおりである。



5 拘置所

(1) 拘置所の組織等

拘置所は、東京、立川、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡の8か所に置かれており、全国103か所に拘置支所が置かれている。

東京拘置所及び大阪拘置所には、所長以下、総務部、処遇部、分類部及び医務部が置かれ、その余の拘置所には所長以下、総務部及び処遇部が置かれている。

勾留中の被疑者；被告人（以下、両者を併せて「未決拘禁者」ともいう。）は、拘置所；拘置支所又は刑務所の拘置区に収容されている。警察等から送致される事件の被疑者で勾留された者については、多くの場合、警察署等附属の留置施設に勾留されるが、拘置所に勾留されることもある。検察官が逮捕した被疑者で勾留された者については拘置所に勾留されることもある。留置施設に勾留された被疑者に対して公訴が提起され、被告人となった場合にも、余罪捜査等の特別の必要性から被疑者として引き続き留置施設に勾留されることがあるが、そのような事情のない場合には、裁判所から移送の同意を得た上で、速やかに拘置所に移される。

拘置所に勾留されている被疑者を拘置所内で又は検察庁へ護送した上で取り調べることがあるが、そのような場合には、拘置所内の取調べ室の確保や護送のための拘置所職員の手配等について、十分な連絡を取り、協力を得る必要がある。

(2) 未決拘禁者の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、その防御権を尊重しつつ行われる。そのため、未決拘禁者の処遇は、原則として、昼夜、居室において行われ（「刑事収容施設法35Ⅰ」）、できる限り、単独室に収容され（同法35Ⅱ）、罪証の隠滅防止上支障を生ずるおそれがある場合には、居室外においても相互に接触させてはならないとされている（同法35Ⅲ）。

未決拘禁者には、一定の範囲の物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合など

を除き、自弁のものの使用・摂取の自由を認めている（同法41Ⅱ）。

刑事施設職員は、被告人と弁護人との面会には立ち会えないが、弁護人以外の者との面会の場合には、立会いなどを行うことを原則とした（同法116）。未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会については、刑事施設の規律秩序の維持や管理運営上の理由から、刑事施設の長が制限することができるものとする一方、弁護人等との面会については、制限事項を限定するとともに、面会の日及び時間帯は、同法118条により制限の内容を定めている。

未決拘禁者が発受する信書については、刑事施設の長が指名する職員が検査することを原則とし（同法135）、不適切な記述がある場合には刑事施設の長がその発受を差し止めることなどができるとした（同法138）。

(3) 未決拘禁者の収容状況

刑事施設の未決拘禁者の平成21年末における収容人員は8,060人であった（同白書57頁）。

第3 少年鑑別所

1 少年審判制度

罪を犯した少年（20歳に満たない者（少年法2Ⅰ））の事件等の保護事件については、少年法に成人とは異なる手続が多く定められている。検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があるときは、これを家庭裁判所に送致しなければならないこととされている（同法42）のを始めとして、特別の配慮を要する場合が多い。これは、少年法の目的が、非行を犯した少年を処罰することにあるのではなく、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調

整に関する保護処分を行うことにあるからである（同法1）。

少年審判は、少年の保護育成を目的とすることから、犯罪少年（注1）（同法3 I ①）のみならず、触法少年（注2）（同条項②）及びぐ犯少年（注3）（同条項③）をも審判対象としている。そのため、非行事実の存否のみならず少年の現在の性格、環境からして将来非行に陥る危険性があるか否かという要保護性をも審判の対象としている（少年法実務講義案（再訂版）37頁）。

少年事件については、検察官に起訴猶予の権限がなく、全件を家庭裁判所に送致し、まず家庭裁判所の審判にゆだねなければならない（全件家裁送致主義。同法41、42）。家庭裁判所における審判の結果、刑事処分を相当と認められる事件、犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件が原則として検察官に送致される（いわゆる「逆送決定」。同法20）。この場合には、検察官は、原則として公訴を提起しなければならない（同法45⑤本文）。

家庭裁判所においては、①審判不開始（同法19）、②不処分（同法23）、③知事又は児童相談所長送致（同法18）、④検察官送致（同法20）及び⑤保護処分（保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致及び少年院送致。同法24）の5種類の決定がある。

以下、このような少年審判制度に関係する施設のうち、少年鑑別所及び少年院について概説する。

（注1） 罪を犯した少年。

（注2） 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。

（注3） 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわし

い場所に入出すること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

2 少年鑑別所の設置根拠及び組織

法務省に、少年院法16条の規定による少年鑑別所が置かれている（法務省設置法8 I）。法務大臣は、少年鑑別所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、少年鑑別所の分所を設けることができる（同法11 II）。

少年鑑別所及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定められており（同法11 III）、各家庭裁判所の管轄地域に対応して52庁（うち、分所1庁）が置かれている。

規模の大小により異なるが、少年鑑別所には、一般に、所長以下、庶務課及び医務課並びに首席専門官1人が置かれている。

3 少年鑑別所の設置目的

少年鑑別所の設置目的は、「収容」及び「鑑別」の二つである。すなわち、①審判決定前の少年を収容してその身柄を保全するとともに、②家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対する刑の執行に役立たせるため、少年の資質の鑑別を行うことである（同法11 I）。

少年鑑別所における鑑別には、①家庭裁判所の請求に基づいて行う場合（少年の身柄を収容して行う「収容鑑別」と在宅のままで行う「在宅鑑別」の2種類がある。）、②法務省関係の機関である検察庁、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所の長からの依頼による場合（「依頼鑑別」。少年院在院者の処遇の資料とする場合や、収容継続の際の再鑑別及び保護観察の処遇資料とする場合等がある。）、③一般市民、公私の団体等から少年の資質の鑑別を求められたときに応じる場合（「一般鑑別」。少年院法16の2）の3種類がある。

4 少年鑑別所における処遇

(1) 少年鑑別所に収容する事由等

少年鑑別所は、少年法17条1項2号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分の実行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設とされている（少年院法16）。

少年が少年鑑別所に収容されるのは、①観護措置、②勾留に代わる観護措置及び③勾留の3種類がある。すなわち、①家庭裁判所における審判を行うため必要がある場合に少年鑑別所送致という観護措置決定がなされた場合（少年法17Ⅰ②）、②少年に対する勾留請求はやむを得ない場合にしかできない（同法43Ⅲ）ことにかんがみ、検察官が、勾留の請求に代え、観護措置を請求し、裁判官が観護措置決定をした場合（同条Ⅰ、Ⅱ）及び③やむを得ない場合に勾留状を発付する際、勾留場所を、留置施設や拘置所ではなく、少年鑑別所とした場合（同法48Ⅰ、Ⅱ）である。

少年鑑別所における観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であるが、特に必要があるときは、家庭裁判所の決定によって、原則として、1回に限り、期間を更新し、原則として、通じて8週間まで継続して収容できる（少年法17Ⅲ、Ⅳ、Ⅸ）。

(2) 処遇の内容

少年鑑別所における処遇の大綱は、少年鑑別所処遇規則（昭和24年法務庁令第58号）に示されている。

処遇の基本原則は、少年を明るく静かな環境に置いて、安んじて審判を受けられるようにするとともに、そのありのままの姿をとらえて、資質の十分な鑑別が行われるようにするところにある（同規則

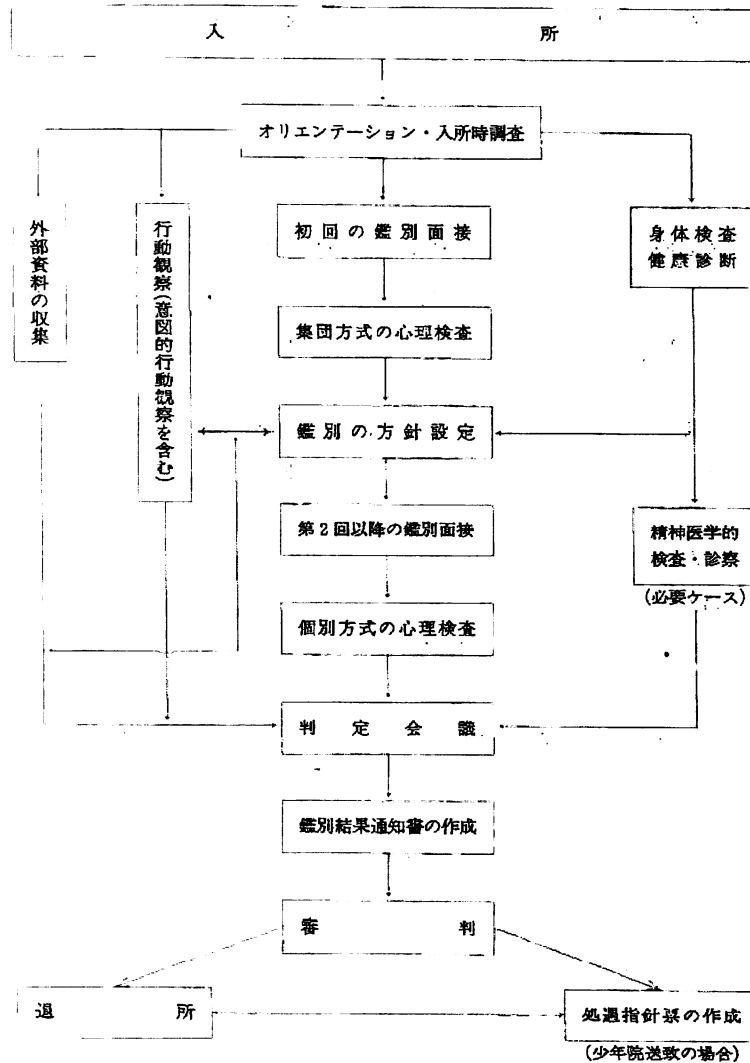
2）。

処遇内容は、少年鑑別所の設置目的に従い、「観護」と「鑑別」に大別される。「観護」とは、観察し、保護すること、すなわち、観護措置等の執行目的を達成するために、少年鑑別所において少年の身柄を保全・保護するとともに、保安及び秩序を維持する作用をいう。「鑑別」とは、少年の素質、経歴、環境及び人格並びにそれらの相互の関係を明らかにし、少年の矯正に関し最良の方針を立てる目的をもって（同規則17）、医学、精神医学、心理学、教育学、社会学等の知識及び技術に基づいて、調査と判定を行うことにより（同規則18）、個々の少年につき、その不良行為の原因を解明し、改善更生の方策を明らかにすることをいう。鑑別のための調査は、面接、各種調査資料の収集、心理検査、精神医学的検査及び診察、身体状況の調査及び行動観察などによって行われる。

なお、少年は、男女を分隔して収容する（同規則10）ほか、分類処遇の原則に基づき、なるべく性格、経歴、入所度数、年齢、共犯関係、審判の進行状況等を斟酌して、互いに居室を別にしなければならない（同規則11）。

鑑別の流れを図示すると次図のとおりである。

鑑別の流れ



5 少年鑑別所の収容状況

少年鑑別所の入所人員は、昭和60年以降平成7年まで漸減していたが、平成8年に増加に転じ、平成15年に昭和45年以降最多を記録したが、その後、6年連続で減少し、平成21年における入所人員は1万4,559人（うち女子1,539人）である。その入所事由は、観護措置が86.0パーセントで、勾留に代わる観護措置が9.8パーセントである。

鑑別受付人員の平成21年の総数は4万6,494人である。その内訳は、一般鑑別が2万3,619人、家庭裁判所からの収容鑑別及び在宅鑑別が1万5,165人、保護観察所等からの依頼鑑別が7,710人である（少年矯正統計年報による。）。。

第4 少年院

1 少年院の設置根拠及び組織

法務省に、少年院法1条の規定による少年院が置かれている（法務省設置法81）。

少年院には、初等、中等、特別及び医療の4種類があり（少年院法21）、それぞれ収容すべき少年について定められている（同条II～V）。

少年院及びその分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定められており（法務省設置法10III）、全国に51か所（うち、女子少年院9か所、医療少年院4か所）が置かれている。なお、法務大臣は、少年院の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、少年院の分院を設けることができ、平成22年4月1日現在分院1庁が設置されている。

少年院には院長及び次長以下、庶務課及び医務課並びに首席専門官が置かれ、首席専門官が在院者の矯正教育を担当し、施設の規模に応じて同専門官の下に2ないし4人の統括専門官が置かれている。

2 少年院の設置目的

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法56条3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を収容し、これに矯正教育を授ける施設とされる（少年院法1）。

保護処分は、過去の犯罪行為についての責任を問い、これを処罰する刑罰とは異なり、主として、当該行為に現れた少年の犯罪的危険性に着眼し、これを除去することにより少年の将来的保護を期するために行われる教育的、治療的作用である。

なお、保護処分には、少年院送致（少年法24Ⅰ③）のほか、保護観察所の保護観察（同条項①）及び児童自立支援施設・児童養護施設への送致（同条項②）があるが、保護観察所については次節で述べる。また、児童自立支援施設とは「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」をいい（児童福祉法44）、児童養護施設とは「保護者のない児童（原則として乳児を除く。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」をいう（同法41条）。

3 少年院における処遇

(1) 少年院への収容事由

少年院に少年が収容される場合として、家庭裁判所の少年院送致決定による場合（少年法24Ⅰ③）のほか、①少年鑑別所送致の場合の仮収容（同法17の4）及び②少年院若しくは少年鑑別所収容中の者の同行途中における仮収容（少年院法17の2）の2種類がある。

なお、少年法56条3項により、懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年については、刑の執行の一態様として、16歳に達するまでの間、少年院に収容して矯正教育を行うことができる。

(2) 処遇の内容

少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のもとに、年齢、心身の故障の有無、犯罪的傾向の進度等に応じ、教科教育、職業補導、適当な訓練（生活指導等）及び医療を受けさせる（少年院法4）。教科教育については、文部科学大臣の勧告に従い、小学校から大学又は高等専門学校までの各教科修了者には学校の卒業証書と同一の効力を有する修了証明書を発行することができる（同法5）。

少年院における処遇の原則は、「在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮して、明るい環境のもとに、規律ある生活に親しませ、勤勉の精神を養わせるなど、正常な経験を豊富に体得させ、その社会不適応の原因を除去するとともに長所を助成し、心身ともに健全な少年の育成を期して行わなければならない」（少年院処遇規則1）。

在院者の処遇には5段階が設けられ（少年院法6、同処遇規則25Ⅰ）、その改善・進歩等の程度に応じて、順次に向上した取扱をし（少年院法6、同処遇規則27Ⅰ）、成績不良の場合には段階を下げることもある（少年院法6、同処遇規則27Ⅱ）。

(3) 収容期間

少年院における収容期間については、成人の場合と異なり、少年審判において決定されるわけではなく、在院者が原則として20歳となるまで収容が可能であり（同法11）、また、20歳未満であっても、少年院の長が矯正の目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならないとされている。

(同法12)。退院の可否は地方更生保護委員会が決定する(更生保護法47、46I)。

(4) 出院準備

出院に備えて、出院準備教育が行われる。少年が社会に復帰した場合に非行の原因となった環境が改善されていなければ、再び非行を犯す危険性が大きいので、帰住予定地の環境調整が行われる。

4 少年院における収容状況

少年院における収容人員は、昭和59年から平成7年まで漸減していたが、平成8年から増加に転じ、平成12年における収容者6,052人をピークに減少傾向にあり、平成21年における収容者は3,962人であった(平成22年版犯罪白書157頁)。

平成21年における出院者は3,892人であるが、その99.4パーセントが仮退院者であり、その平均在院期間は、長期処遇で396日間、一般短期処遇で152日間、特修短期処遇で80日間である(同白書165頁)。

なお、少年鑑別所及び少年院についての詳細は、犯罪白書、財団法人矯正協会発行・法務省矯正研修所編「研修教材少年院法」等を参照。

第2節 保護局関係機関

犯罪者が改善更生し、再犯しないことこそ、最も有効な犯罪予防の一つであることから、犯罪者や非行少年も立派に更生できるという人間に対する信頼感や可能性を基に、罪を犯した人の更生の援助をしたり、犯罪予防のための様々な活動を行うことを更生保護という。

懲役や禁錮に処せられた受刑者については仮釈放が許されることがある。この仮釈放等の許可や取消しを行うのが地方更生保護委員会である。また、仮釈放を許された受刑者や保護観察付きの執行猶予判決を受けた者

及び保護観察処分を受けた少年若しくは少年院からの仮退院を許された者又は婦人補導院からの仮退院を許された者は、保護観察に付される。この保護観察を行うのが、保護観察所である。犯罪者の改善・更生には民間篤志家である保護司が重要な役割を果たしている。刑の執行を受け終わった者や不起訴になって釈放された者等に対する更生緊急保護も重要な仕事である。さらに、保護局では、大赦、特赦、減刑等の恩赦に関する事務も行っている。

第1 保護局関係機関の所掌事務、組織等

1 保護局

保護局においては、①恩赦に関する事項、②仮釈放、仮出場及び仮退院、不定期刑の終了及び退院に関する事、③保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の環境調整に関する事、④保護司に関する事(大臣官房の所掌に属するものを除く。)、⑤更生保護事業の助長及び監督に関する事、⑥民間における犯罪予防活動の助長に関する事、⑦国際受刑者移送法25条2項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除に関する事、⑧第2号から前号までに掲げるもののほか、更生保護に関する事、⑨心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関する事をつかさどっている(法務省組織令7)。

保護局には、総務課、更生保護振興課及び観察課の3課が置かれ(同組織令43)、各課の事務については、法務省組織令44条ないし46条に定められている。

2 地方更生保護委員会

法務省に、更生保護法16条の事務をつかさどらせるため、地方更生保

護委員会（以下、単に「地方委員会」という。）が置かれ（法務省設置法17）、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定められ（同条Ⅱ）、関東（さいたま市）、近畿（大阪市）、中部（名古屋市）、中国（広島市）、九州（福岡市）、東北（仙台市）、北海道（札幌市）及び四国（高松市）の8か所に置かれている（法務省組織令67）。

地方委員会は、仮釈放等の許可・取消し、不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、仮退院・退院の許可等に関する事務をつかさどっている（更生保護法16）。

地方委員会は、3人以上15人以下の委員で組織する（同法17、同法施行令6）合議体の機関である（同法21）。

地方委員会には、事務局が置かれ（同法20）、事務局には保護観察官が置かれている（同法31Ⅰ）。

3 保護観察所

法務省に、更生保護法29条及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）19条の事務をつかさどらせるため、保護観察所が置かれ（法務省設置法15、24Ⅰ）、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定められ（同法24Ⅱ）、全国50か所に置かれている（法務省組織令75・別表第三）。

保護観察所の事務を分掌させるため、八王子市、堺市及び北九州市に保護観察所の支部が置かれている（保護観察所組織規則10・別表第五）。

保護観察所は、保護観察の実施、犯罪予防のための住民活動の促進等の事務をつかさどっている（更生保護法29）。

保護観察所には、保護観察官（同法31Ⅰ）及び社会復帰調整官（医療観察法20Ⅰ）が置かれている。

4 中央更生保護審査会

法務省に、中央更生保護審査会が置かれており（法務省設置法5、更

生保護法4Ⅰ）、法務大臣に対し恩赦の実施について申出をすること、地方委員会がした決定に対する審査・裁決を行うこと等に関する事務をつかさどっている（法務省設置法7、更生保護法4Ⅱ）。

中央更生保護審査会は、委員長及び委員4人で組織され（更生保護法5）、その服務規定、任免、会議の方式等は同法6条ないし14条に定められている。

第2 更生保護制度

更生保護の新たな基本的な法律として、従来の犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）及び執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）を整理・統合して制定された更生保護法（平成19年法律第88号）が、平成20年6月1日に全面施行された。

更生保護制度には、仮釈放等、保護観察、更生緊急保護等がある。

1 仮釈放等

(1) 仮釈放等が許される場合

仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院を合わせて仮釈放等という。仮釈放又は仮退院については、刑事施設の長又は少年院の長若しくは婦人補導院の長の申出に基づいて、又は職権で、地方委員会が審理の上、決定でこれを許すこととされている（同法34ないし39、売春防止法25Ⅰ）。仮出場の場合を除き、仮釈放中及び仮退院中の者は、保護観察に付される（更生保護法40、売春防止法26Ⅰ）。

仮釈放を許すか否かに関する審理が行われ得るための要件は、「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛（しゅん）の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した」ことである（刑法28）。少年受刑者については、①無期刑につい

ては7年、②犯罪行為時18歳未満の者に無期刑をもって処断すべきときに10年以上15年以下の懲役又は禁錮刑を科した場合（少年法51Ⅱ）は3年、③少年に対して長期3年以上の有期懲役又は禁錮をもって処断すべきときにその刑の範囲内において長期と短期を定めて言い渡した場合（同法52）はその刑の短期の3分の1の期間を経過したことである（同法58）。

同様に、仮出場については、「拘留に処せられた者」も「罰金又は料金を完納することができないため留置された者」も、「情状により、いつでも」上記審理の対象となり得る（刑法30）とされ、また、仮退院については、少年院の長が、「在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるとき」である（少年院法12Ⅱ）。

なお、婦人補導院からの仮退院につき、売春防止法25条参照のこと。

(2) 仮釈放等の審理

刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者が刑法28条又は少年法58条1項に掲げる期間を経過したときは、これを地方委員会に通告しなければならない。（更生保護法33）。

地方委員会は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者若しくは労役場に留置中の者について刑事施設の長から、又は在院者について少年院の長若しくは婦人補導院の長から、仮釈放、仮出場又は少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院の申出があった場合、上記申出がない場合であっても必要があると認めるときは、仮釈放、仮出場又は少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をするため、3人の委員をもって構成する合議体で審理を行わなければならない（同法23Ⅰ、42、売春防止法25Ⅳ）。合議体は、

審理において必要があると認めるときは、審理の対象とされている者（以下「審理対象者」という。）との面接、関係人に対する質問のほか、関係人を呼び出して行う審問、裁判所、検察官、刑事施設の長等に対する記録、意見書等の提出を求める等の方法により、調査を行うことができる（更生保護法25Ⅰ・Ⅲ、12、13、売春防止法25Ⅳ）。

地方委員会は、仮釈放又は少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理を行うに当たり、その構成員である委員をして、審理対象者と面接させなければならない。ただし、審理対象者が重い疾病若しくは傷害により面接を行うことが困難であると認められるとき又は法務省令（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則）で定める場合であつて面接の必要がないと認められるときは、この限りではない（更生保護法37Ⅰ）。

地方委員会は、上記審査を行うに当たり、同規則で定めるところにより、審理対象者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情を述べたい旨の申出があつたときには、当該意見等を聴取するものとする（更生保護法38Ⅰ、42）とされている（意見等聴取制度）。

また、地方委員会は、必要があると認められるときは、保護観察所の長に対し、事項を定めて、審理対象者の生活環境の調整を行うことを求めることができる（同法37Ⅱ、42、売春防止法25Ⅳ）。

仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院を許す処分は、いずれも、地方委員会の決定をもってすることとされている（更生保護法39Ⅰ、41、売春防止法25Ⅰ）。

仮釈放、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院を許された者は、保護観察に付され、これらの者は、一般遵守事項（更生保護法50）のほか、遵守すべき特別の事項（以下「特別遵守事項」という。）が定められたときは、これを遵守しなければならない（同法51Ⅰ）。

仮釈放等の審理は、通常、仮釈放等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断をすることにより終結する（同規則32Ⅰ）。

(3) 仮釈放の取消し・少年院への戻し収容・婦人補導院からの仮退院の取消し

仮釈放中の者が再犯を犯したりした場合には、仮釈放が取り消されることがあり、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（以下「少年院仮退院者」という。）が遵守事項を遵守しなかった場合には、少年院に戻して収容されることがある。

さらに、婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（以下「婦人補導院仮退院者」という。）が遵守事項を遵守しなかった場合に、仮退院を取り消されることがある。

まず、仮釈放中の者については、①仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき、②仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき、③仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき、④仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかったときには、仮釈放の処分を取り消すことができる（刑法29Ⅰ）。刑法29条1項による仮釈放の取消しは、仮釈放者に対する保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方委員会が決定をもってする（更生保護法75Ⅰ）。刑法29条1項4号に該当することを理由とする仮釈放の取消しの決定は、保護観察所の長の申出によらなければならない（更生保護法75Ⅱ）。

地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者が遵

守事項を遵守しなかったと認めるときは、当該少年院仮退院者を少年院に送致した家庭裁判所に対し、これを少年院に戻して収容する旨の決定の申請をすることができる（同法72Ⅰ）。

この保護観察所の長の申出は、当該遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、少年院に戻して処遇を行うことが必要かつ相当と認めるときにするものとされている。ただし、23歳に達している少年院仮退院者については、その精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不当であると認めるときに限る（同規則85）。

地方委員会からの申請を受けた家庭裁判所は、当該申請に係る少年院仮退院者について、相当と認めるときは、これを少年院に戻して収容する旨の決定をすることができる（同法72Ⅰ）。

また、地方委員会は、保護観察所の長の申出により、婦人補導院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、決定をもって、仮退院を取り消すことができる（売春防止法27Ⅰ）。

この保護観察所の長の申出は、当該遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、再び婦人補導院に収容して処遇を行うことが必要かつ相当と認めるときにするものとされている（同規則106）。

2 保護観察

(1) 保護観察に付される場合

保護観察の実施は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける（更生保護法1）ことを中心となるものである。

保護観察に付されるのは

- ① 家庭裁判所の決定で保護観察所の保護観察に付する保護処分を受けた少年（以下「保護観察処分少年」という。同法48①）
- ② 少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（同法48②）
- ③ 仮釈放を許されて保護観察に付されている者（同法48③）
- ④ 裁判所で刑の執行猶予の言渡しを受けてその期間中保護観察に付された者（以下「保護観察付執行猶予者」という。同法48④、刑法25の2 I）
- ⑤ 婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（売春防止法26）

の5種類（以下「保護観察対象者」という。）であり、実務上、それぞれを1号ないし5号観察とも呼ぶ。

保護観察期間については、①の者は原則として20歳に達するまで（更生保護法66、68Ⅲ）、③の者は原則としてその刑の終期まで（同法44）など、それぞれ、一定期間保護観察を受けることになる。

(2) 保護観察の目的・内容等

保護観察は、保護観察対象者の再犯を防ぎ、非行をなくし、その改善更生を図ることを目的として、指導監督及び補導援護を行うことにより実施される（更生保護法49 I）。

保護観察における「指導監督」は、①面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること、②保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること、③特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することによって行うものとする（同法57 I）。

また、保護観察における「補導援護」は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、①適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること、②医療及び療養を受けることを助けること、③職業を補導し、及び就職を助けること、④教養訓練の手段を得ること、⑤生活環境を改善し、⑥社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと並びに⑦その他保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をすることによって行うものとされる（同法58）。

保護観察対象者が遵守すべき事項には、一般遵守事項と特別遵守事項とがある。

一般遵守事項は、すべての保護観察対象者が遵守すべき事項であって、その内容は法定されており（同法50）、原則として保護観察期間を通じて遵守しなければならないものである。

特別遵守事項は、保護観察対象者ごとに定めるものであって、一定の類型に当たる事項のうち、当該保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められるものを、これが遵守されなかった場合には、仮釈放の取消し・刑の執行猶予の取消しなどの不良措置がとられることを踏まえて、具体的に定めるものである（同法51）。特別遵守事項は、必要がなければ定めなくともよく、保護観察の開始後に設定又は変更することが可能である（同法52）。必要がなくなった特別遵守事項は取り消さなければならない（同法53）。

特別遵守事項として更生保護法51条2項4号に規定する「医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定める」ものは、①性犯罪者処遇プログラム、②覚せい剤事犯者処遇プ

プログラム、③暴力防止プログラム、④飲酒運転防止プログラムの4種がある。

これらの専門的処遇プログラムは、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、「性犯罪」の類型に認定された者（男性に限る）、覚せい剤の自己使用により保護観察に付された者（保護観察付執行猶予者は、規制薬物の使用を反復する傾向が強い者に限る。）、暴力的犯罪を繰り返す者に対し、その処遇を受けることが特別遵守事情として義務づけられて実施されている。

(3) 保護観察の期間・終了等

1号観察の期間は、保護観察処分の日から原則として20歳に達するまでである（同法66）。保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとされている（同法69）。なお、保護観察処分少年の改善更生に資すると認めるときは、期間を定めて保護観察を一時的に解除することができるが（同法70）、これは1号観察を最終的に終結させるものでないから、1号観察の期間には影響がない。

2号観察の期間は、少年院を仮退院した日から仮退院の期間が満了するまでであり（同法42、40）、通常は少年院仮退院者が20歳に達するまでである。少年院在院者が20歳を超えて収容を継続された場合（少年院法11Ⅰただし書・Ⅳ・Ⅴ）、23歳未満の少年院仮退院者が戻し収容の決定により20歳を超えて少年院に収容されている場合（更生保護法72Ⅱ）、23歳に達している少年院仮退院者であつて精神に著しい故障がある者が戻し収容の決定を受けた場合（同法72Ⅲ）又は20歳以上の保護観察処分少年が家庭裁判所への通告に基づき少年院送致の決定を受けた場合（同法68Ⅲ）において、これらの者が少年院からの仮退院を許されたときは、裁判所の定めた期間に達するまでが2号観

察の期間となる。

また、少年院仮退院者について、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるとき（23歳を超える少年院仮退院者については、少年院法11条5項に規定する事由に該当しなくなつたと認めるときその他保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるとき）、地方委員会の決定により退院が許されると、2号観察は終了する。

3号観察の期間は、仮釈放の期間と一致する（同法40）。保護観察を停止された仮釈放者（同法77Ⅰ）は、地方委員会による停止の決定によつてその進行を停止し（同法77Ⅴ）、その日から刑の時効が進行する。保護観察を停止された仮釈放者の所在が判明し、停止を解かれたときは、その決定があつた時から刑期は進行を始め（同法77Ⅴ）、新たに算出された刑期終了日までが3号観察の期間となる。

4号観察の期間は、刑の執行猶予期間と一致し、保護観察付執行猶予の裁判確定の日から執行猶予の期間が満了するまでの間である（刑法25の2Ⅰ）。なお、4号観察は、保護観察の長の申出により、地方委員会が仮に解除することができるが（同法25の2Ⅱ、更生保護法81Ⅰ）、仮解除は保護観察を終結するものではないから、4号観察の期間には影響がない。

5号観察の期間は、補導処分の期間である6月（売春防止法18）から婦人補導院に収容された期間を除いた残期間である（同法26Ⅰ）。

5号観察にあつては、解除、仮解除等の制度は存しない。

(4) 保護観察の実施主体

保護観察は、保護観察対象者の住居地（住居がないか、又は明らかでないときは、現住地又は明らかである最後の住居地若しくは所在地）を管轄する保護観察所がつかさどり（更生保護法29Ⅰ、60）、保護観察において行う指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特

性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとされている（同法61Ⅰ）。

保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他の犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する国家公務員である（同法31Ⅱ）。

保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとされる（同法32）。保護観察官の定員が1,289人（平成22年度）であるのに対し、保護司の定数は5万2,500人以下とされ（保護司法2Ⅱ）、実人員は4万8,851人（平成22年1月1日現在）であることから、保護観察における保護司の果たす役割の重要性がうかがえる。

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することをその使命としている（同法1）。

保護司は、法務大臣から委嘱された（同法3Ⅰ）無給（同法11Ⅰ）・非常勤の国家公務員とされているが、その本質は、地域社会の代表として選ばれた民間篤志家である（同法2Ⅰ、3Ⅰ①参照）。保護司は、保護観察に付されている者と直接接触し、その生活状況を把握した上で、必要な生活指導を行うほか、家族関係、就学・就業等の調整を図るなどの活動を行っている（保護司の詳細については、後記第4、1を参照）。

(5) 保護観察の実施状況

保護観察事件係属件数は、平成8年からやや増加していたが、平成

15年から減少傾向にあり、平成21年度の係属数は4万6,094件である。

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について保護観察開始人員の推移を見ると、仮釈放者については平成17年からやや減少傾向にあり、保護観察付執行猶予者は平成13年から減少傾向にある。平成21年の仮釈放者の保護観察開始人員は1万4,854人、保護観察付執行猶予者が3,671人である（平成22年版犯罪白書72、73頁）。

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成21年における保護観察期間を見てみると、仮釈放者では1年以内である者がほとんどであり、6月以内である者で7割以上を占めている。保護観察付執行猶予者では、ほとんどが3年、4年、5年である（同白書74頁）。

また、少年の保護観察開始人員の推移を見ると、平成3年以降漸減傾向にあり、平成21年の保護観察処分少年の開始人員は2万6,094人であり、少年院仮退院者の保護観察開始人員は3,869人である（同白書165頁）。

なお、平成21年における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員は、性犯罪者処遇プログラムが892人（仮釈放者597人、保護観察付執行猶予者295人）、覚せい剤事犯者処遇プログラムが1,308人（同963人、345人）、暴力防止プログラムが249人（同149人、100人）であった（同白書77頁）。

平成22年10月からは、飲酒運転防止プログラムによる処遇が開始されている。

3 更生緊急保護

(1) 更生緊急保護の意義

更生緊急保護とは、刑の執行終了者等が、「刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、

宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう」(更生保護法85Ⅰ)。

(2) 更生緊急保護の対象者

更生緊急保護を受け得る者は、次のとおりである(同法85Ⅰ①～⑧)。

- ① 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
- ② 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
- ③ 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
- ④ 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
- ⑤ 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
- ⑥ 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- ⑦ 労役場から出場し、又は仮出場を許された者
- ⑧ 少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く。)

他に、売春防止法31条により、「婦人補導院から退院した者及び補導処分の執行を受け終わったものとされた者」も対象となる。

(3) 更生緊急保護の内容

更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生に必要な限度で、国の責任において行うものとされ(更生保護法85Ⅱ)、保護観察所の長

が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行う(同法85Ⅲ)。更生保護事業を営む者とは、更生保護事業法の定めるところにより設立され、法務大臣の事業認可を受けた更生保護法人等である(更生保護事業法45)。

更生緊急保護は、その対象となる者の意思に反しない場合に限り、行うものとされている(更生保護法85Ⅳ)。そのため、更生緊急保護は、その対象となる者からの申出があり、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行われる。(同法86Ⅰ)。

検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、更生緊急保護の対象となる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない(同法86Ⅱ)。

更生緊急保護の期間は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内において行うものとされている。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内において、これを行うことができるとされている(同法85Ⅳ)。

4 更生保護事業

(1) 更生保護事業の種類

更生保護事業には、①継続保護事業、②一時保護事業及び③連絡助成事業の3種類がある(更生保護事業法2Ⅰ)。

継続保護事業とは、保護観察に付されている者、更生緊急保護の対象者等であって、現に改善更生のための保護を必要としている者(以下「被保護者」という。同法2Ⅴ)を「更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職

業を補導し、社会生活に適應させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう」(同法2Ⅱ)。

一時保護事業とは、このような者に対し、「宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう」(同法2Ⅲ)。

連絡助成事業とは、継続保護事業、一時保護事業その他被保護者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう(同法2Ⅳ)。

(2) 更生保護事業の実施状況

被保護者を宿泊させ、食事を給するほか、就職援助、生活指導等を行う更生保護施設は、全国に104の施設があり(平成22年4月1日現在)、更生保護法人により101施設が運営されているほか、社会福祉法人、特別非営利活動法人及び社団法人により、それぞれ1施設が運営されている(同白書81頁)。

平成21年における更生保護施設への新たな委託を開始した人員は、6,380人であった。そのうち、仮釈放者は3,608人、刑の執行終了者は834人であった(同白書81頁)。

5 心神喪失者等医療観察制度

(1) 医療観察法の目的

医療観察法(平成15年法律第110号)は、平成17年7月15日に施行され、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている(医療観察法

1)。

(2) 医療観察制度における保護観察所の所掌事務

医療観察制度における保護観察所は

- ① 生活環境の調査に関すること(同法38、53、58、63)
- ② 生活環境の調整に関すること(同法101)
- ③ 精神保健観察の実施に関すること(同法106)
- ④ 関係機関相互間の連絡の確保に関すること(同法108)
- ⑤ その他医療観察法により保護観察所の所掌に属せしめられた事務の事務をつかさどる(法務省設置法24Ⅰ、医療観察法19)。

医療観察法に係る保護観察所の所掌事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会をして、必要な事項の報告を求めることができ(同法22)、また、その必要な限度において、裁判所に対し、医療観察の対象者の身上に関する事項を記載した書面、鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができるとされている(同法23)。

(3) 社会復帰調整官

医療観察制度の実施のため、保護観察所には、社会復帰調整官が置かれることとなり(同法20Ⅰ)、社会復帰調整官は、精神障害者の保健及び福祉その他の医療観察法に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、医療観察法に係る保護観察所の所掌事務に従事する専門職であり、精神保健福祉士のほか、保健師、看護師、作業療養士及び社会福祉士で精神障害者に関する業務経験を有する者等から任用される国家公務員である(同法20Ⅱ、同法施行令5)。なお、平成22年度における社会復帰調整官の定員は、112人である。

なお、医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるよ

うにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならないとしている（同法113）。

(4) 医療観察法の対象者

医療観察法の対象となるのは

- ① 公訴を提起しない処分において、対象行為（放火、強制わいせつ、強姦、殺人、傷害、強盗等の罪に当たる行為をいい、これらの結果的加重犯に当たる行為等、他の罪名に当たる行為であってこれらの罪に当たる行為を含むものを含む（同法2Ⅱ。）を行ったこと及び心神喪失者又は心神耗弱者であることが認められた者
- ② 対象行為について、心神喪失を理由として無罪の確定裁判を受けた者
- ③ 対象行為について、心神耗弱を理由に刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言い渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く）を受けた者のいずれかに該当する者である（同法2Ⅲ）。

(5) 生活環境の調査

医療観察法の処遇事件は、裁判官1人と医師である精神保健審判員1人の合議体で取り扱うとされており（同法11Ⅰ）、この合議体による裁判は、両者の意見の一致したところによる（同法14）。また、裁判所は、特に必要がないと認めるとき以外は、精神保健参与員（精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者（同法15Ⅱ））の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとされている（同法36）。

当初の審判は、検察官からの地方裁判所に対する入院・通院の申立てに基づき開始され、この申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、原

則として、鑑定その他医療的観察のため、対象者を入院させる旨を命じなければならない（鑑定入院命令、同法34Ⅰ）。

鑑定入院の期間は、命令が執行された日から起算して2月を超えることができないが、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて1月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる（同法34Ⅲ）。医師が鑑定を行うに当たっては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに対象者の性格を考慮するものとされている（同法37Ⅱ）。

裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる（同法38, 53, 58, 63）。また、この場合、裁判所は、保護観察所の長に対し、必要な事項を指示しなければならないとともに、必要な資料を提供することができる（同法審判規則58Ⅰ・Ⅲ, 76, 82, 88）。

生活環境の調査は、個別具体的な事情に即して行うものであるが、通常、社会復帰調整官による当該対象者やその家族との面接のほか、住居地への訪問、関係機関への照会（同法22）等により行う。

裁判所が処遇の要否及び内容を判断するに当たっては、医学的知見が極めて重要であることは当然であるが、対象者を取り巻く生活環境に照らし医療の継続が確保されるか否か、同様の行為を行うことなく社会復帰できるような状況にあるか否かといった、純粋な医学的事項以外の事柄も考慮することが必要であると考えられるため、処遇の決定においては、必ず「対象者の生活環境を考慮」することとされており（同法42Ⅰ, 51Ⅰ, 56Ⅰ, 61Ⅰ）、その考慮に際して、保護観察所の長による生活環境の調査の結果は、重要な資料となる。

裁判所は、医師の鑑定（同法37 I）を基礎とし、かつ、鑑定医の意見及び対象者の生活環境を考慮し、医療観察法42条1項各号に掲げる区分に従い

- ① 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定
- ② 入院によらない医療を受けさせる旨の決定
- ③ 医療観察法による医療を行わない旨の決定をしなければならない。

なお、入院・通院の申立て以外の処遇事件において、裁判所は、審判のため必要があると認めるときに医師に鑑定を命ずることができる（同法52, 57, 62 I）。

(6) 生活環境の調整

審判において、医療観察を受けさせるために入院をさせる旨の決定を受けた者（以下「入院対象者」という。）は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない（同法43 I）。

厚生労働大臣は、入院対象者が医療を受けるべき指定入院医療機関を定め、その名称及び所在地を、当該入院決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない（同法43 III, 61 IV）。

保護観察所の長は、入院決定があったときは、入院対象者の社会復帰の促進を図るため、入院対象者及びその家族等の相談に応じ、入院対象者が、指定入院医療機関の管理者並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない（同法101 I）。

また、保護観察所の長は、援助が円滑かつ効果的に行われるよう、

指定入院医療機関の管理者並びに入院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市区町村長に対し、必要な協力を求めることができる（同法101 II）。

入院対象者の生活環境の調整を行う保護観察所の長は、生活環境の調整を行うに当たっては、入院対象者から退院後の生活に関する希望を聴いた上で、調整計画を定め、調整の方針を記載した生活環境調整計画書を作成するとともに、生活環境の調整の状況に応じ、当該調整計画について必要な見直しを行うこととされている（同法施行規則11 I）。

指定入院医療機関の管理者は、入院対象者について、入院を継続させて医療観察法による医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可を申し立てなければならない（同法49 I）。他方、指定入院医療機関の管理者は、入院対象者について、入院を継続させて医療観察法による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、当初の入院決定（同法42 I ①）、入院継続の確認の決定（同法51 I ①）又は（再）入院決定（同法61 I ①）があった日から起算して6月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない（同法49 II）。また、入院対象者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又は医療観察法による医療の終了の申立てをすることができる（同法50）。

これらの申立てがあった場合、裁判所は、指定入院医療機関の管理者の意見を基礎とし、かつ、入院対象者の生活環境を考慮するなどして、医療観察法51条1項各号の区分に従い

- ① 退院の許可の申立て若しくは医療観察法による医療の終了の申立

てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定（入院継続の確認の決定等）

② 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定（退院許可決定）

③ 医療観察法による医療を終了する旨の決定（処遇終了決定）

をしなければならない（同法51Ⅰ）。

(7) 精神保健観察の実施等

当初審判における通院決定（同法42Ⅰ②）、又は入院後の退院許可決定（同法51Ⅰ②）を受けた者（以下「通院対象者」という。）は、当該決定による入院によらない医療観察を行う期間中、精神保健観察に付される（同法106Ⅰ）。

精神保健観察に付する期間は、通院決定又は退院許可決定があった日から起算して3年間であるが、裁判所は、通じて2年を超えない範囲で、期間を延長できる（同法44、51Ⅳ）。

厚生労働大臣は、通院対象者が医療を受けるべき指定通院医療機関を定め、その名称及び所在地を、当該通院決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない（同法43Ⅲ）。

精神保健観察は

① 通院対象者と適当な接触を保ち、指定通院機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、通院対象者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること

② 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること

の方法によって実施するとされている（同法106Ⅱ）。

通院対象者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に

当該居住地を届け出るほか、①一定の住居に居住すること、②住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ることを守らなければならない（同法107）。

保護観察所の長は、通院決定又は退院許可決定があったときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならないとされ（同法104Ⅱ）、また、通院対象者の処遇の状況等に応じ、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長と協議の上、処遇の実施計画について必要な見直しを行うこととされている（同法104Ⅲ）。

通院決定又は退院許可決定があった場合における医療、精神保健観察及び援助は、処遇の実施計画に基づいて行わなければならない（同法105）、保護観察所の長は、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならないとともに、当該実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる（同法108）。

保護観察所の長は、通院対象者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないために、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、通院対象者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができるとされている（同法112Ⅰ）。

指定通院医療機関の管理者は、通院対象者について、①医療観察法による医療を行う必要があると認めができなくなったとき、②入院させて医療観察法による医療を行う必要があると認めるに至ったときは、直ちに、また、③入院によらない医療を行う期間を延長し

て医療観察法による医療を行う必要があると認める場合も、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない（同法110）。

保護観察所の長は、通院対象者について、医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めができなくなった場合は、直ちに、地方裁判所に対し、医療観察法による医療の終了の申立てをしなければならないとされ（同法54Ⅰ）；他方、通院対象者について、入院によらない医療を行う期間を延長して医療観察法による医療を受けさせる必要があると認める場合は、指定通院機関の管理者と協議の上、その意見を付して、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならないとされている（同法54Ⅱ）。なお、通院対象者、その保護者又は付添人も、地方裁判所に対し、医療観察法による医療の終了の申立てをすることができる（同法55）。

裁判所は、処遇終了又は通院期間延長の申立てがあった場合、指定通院医療機関の管理者の意見を基礎とし、かつ、通院対象者の生活環境を考慮するなどして、医療観察56条1項各号の区分に従い

① 処遇終了の申立てを棄却し、又は通院期間を延長する旨の決定

② 医療観察法による医療を終了する旨の決定

をしなければならない（同法54Ⅰ）。

保護観察所の長は、通院対象者について、入院をさせて医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めるに至った場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、その意見を付して、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない（同法59Ⅰ）。また、通院対象者が、入院によらない医療を受ける義務に違反し又は守るべき事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、指定通院医療機関の管理者と協議の上、その意見を付して、

地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならないが、緊急を要するときは、当該協議を行わず、又は当該意見を付さないことができる（同法59Ⅱ）。

入院の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を鑑定入院させる旨を命ずることができるが、この命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して1月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて1月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる（同法60Ⅰ・Ⅲ）。

裁判所は、保護観察所の長による（再）入院の申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見を基礎とし、かつ、通院対象者の生活環境を考慮するなどして、医療観察法61条1項各号の区分に従い

① 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

② 申立てを棄却する旨の決定

③ 医療観察法による医療を終了する旨の決定

をしなければならない（同法61Ⅰ）。

なお、裁判所は、申立てを棄却する旨の決定をする場合において、必要があると認めるときは、通院期間を延長する旨の決定をすることができる（同法61Ⅲ）。

(8) 関係機関相互間の連携の確保

保護観察所の長は、地域社会における処遇が、処遇の実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の

確保に努めなければならないとされている（同法108 I）。

地域社会における処遇が円滑に実施されるためには、国レベル（法務省、厚生労働省等）の連携、地域レベルの関係機関（地方厚生局、指定医療機関、保護観察所、都道府県・市町村、障害福祉サービス事業者等）相互の連携をそれぞれ確保するとともに、各関係機関の役割の明確化を図ることが必要である。

保護観察所の長は、個人又は民間の団体が通院対象者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これら個人又は民間の団体との連携協力の下、通院対象者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならないとされている（同法109）。

(9) 検察官・検察事務官の関与

前述のとおり、医療観察法の手続は、検察官の審判申立てから始まるものであり、検察官及び検察事務官は、手続の終了に至るまで、深く関与する。

検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は心神喪失による無罪あるいは心神耗弱による執行猶予付きの懲役・禁錮の確定裁判があったときは、原則として、地方裁判所に対し、審判の申立てをしなければならない（同法33）。

裁判所は、対象者に対し、呼び出し状を発することができ、対象者が呼び出しに正当な理由なく応じないおそれがあるとき等は、同行状を発することができる（同法26）。検察官は必要に応じて同行状の発付の申し出（裁判官の職権発動を求める）をする。裁判所は、同行状の執行を検察官に囑託することができ、検察官は、囑託を受けたときは、検察事務官を指揮し、検察事務官が同行状を執行する（同法28）。

鑑定入院命令のための告知・聴聞手続として、同行状により、対象者を引致先の裁判所に引致する場合がある。

裁判官は、鑑定入院命令の執行を検察官に囑託し（同法34IV）、検察官は、検察事務官を指揮するなどしてこれを執行する。

審判の申立てをした検察官は、意見を述べ、必要な資料を提出し（同法25）、審判期日に出席しなければならない（同法39 I）。

裁判所は、審判に際し、対象者に出頭命令をすることができ、検察官に対し、その護送を囑託できる（同法29 II）が、この場合、検察官は、検察事務官を指揮し、検察事務官が対象者を護送することとなる。

裁判所は、審判の結果、入院決定等の終局決定を行う（同法61）が、検察官は、裁判所の終局決定に関する抗告権を有しており、入院決定に対しても、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認を理由として抗告をすることができる（同法64 I）。

裁判所による入院決定は、確定を待つことなく執行することとされ、厚生労働省の職員が対象者を当該指定入院医療機関へ搬送することとされているので（同法45）、原則として検察官が入院決定の執行に関与することはないが、裁判所は、対象者（鑑定入院期間の満了により退院している対象者の場合が考えられる。）を呼び出すことができ、対象者が正当な理由なく呼び出しに応じないおそれがあるとき等は、同行状を発し、検察官にその執行を囑託することができるので（同条 IIIないしVI、同法28）、検察官に対する同行状の執行囑託があった場合には、検察官の指揮により、検察事務官が同行状を執行し、対象者を裁判所へ同行することもあり得る。

このように、医療観察法の手続に際しては、検察官の申立て、審理への立会のほか、対象者の身柄の措置の問題があり、検察官・検察事務官は、裁判所、医療機関、警察、医療関係者らの関係諸機関と密接

に連絡・調整をする必要がある。

6 犯罪予防活動

保護観察所のつかさどる事務には、前記の保護観察の実施のほか、「犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること」がある（更生保護法29②）。これを犯罪予防活動という。

更生保護における犯罪予防活動の特色としては、①保護観察、更生緊急保護など犯罪をした者に対する社会内処遇を実施している立場から、その専門的知識・技術と処遇経験を生かした活動であること、②犯罪発生の原因に直接働きかけるというよりは、むしろ犯罪抑止力となる社会的諸条件の強化・促進に焦点をおいた活動であること、③犯罪をした者の改善更生や社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会が犯罪・非行の前歴者を排斥することなく地域社会の一員として受け入れ、その更生を援助するに至ることを指向する活動であること、が挙げられよう。

具体的な活動としては、講演会、非行問題を話し合う住民のミニ集会、青少年非行相談、親子ふれあい行事など、住民が参加する様々な行事や、保護観察所、保護司会、中学校による地域問題の協議会の開催等の中学校との連携強化のための取組が行われている。また、犯罪予防活動を目的として全国的規模で組織的に行われている活動に“社会を明るくする運動”がある。“社会を明るくする運動”は1年を通じての運動であり、法務省が主唱し、中央、都道府県及び市区町村等を単位として、運動の趣旨に賛同した機関・団体が実施委員会を構成し、各地域の実情に応じた活動を企画・実施しており、7月が強調月間とされている。

また、保護司の使命については既に述べたとおり、「犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福

祉に寄与すること」が含まれている（保護司法1）。

7 恩赦（個別恩赦）

恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある（恩赦法1）。

大赦は、政令で罪の種類を定めて行う（同法2）とされ、その政令に特別の定めのある場合を除いては、①「有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失」い、②「まだ有罪の言渡を受けない者については、公訴権は、消滅する。」という効力を有する（同法3）。

特赦は、「有罪の言渡を受けた特定の者に対して」行う（同法4）とされ、「有罪の言渡の効力を失わせる」（同法5）。

減刑は、「刑の言渡を受けた者に対して政令で罪若しくは刑の種類を定めてこれを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う」（同法6）とされ、①「政令による減刑は、その政令に特別の定めのある場合を除いては、刑を減輕」し、②「特定の者に対する減刑は、刑を減輕し、又は刑の執行を減輕」し、③「刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行い、また、これとともに猶予の期間を短縮することができる」（同法7）。

刑の執行の免除は、「刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う」が、「刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対してはこれを行わない」とされる（同法8）。

復権は、「有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めて行い、又は特定の者に対してこれを行う」が、「刑の執行を終わらない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを行わない」とされる（同法9）。復権は、「資格を回復する」効力があり、「特定の資格についてこれを行うことが

できる」とされる（同法10）。

特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、中央更生保護審査会の申出があった者に対して行うものとされる（同法12）。

中央更生保護審査会は、前記のとおり、法務省に置かれ（法務省設置法5、更生保護法4Ⅰ）、法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をする権限を有し、その権限に関する事務をつかさどっている（法務省設置法7、更生保護法4Ⅱ①）。

第4 民間の協力

更生保護には民間の協力が不可欠であるところ、前述の保護司を始め、下記のような団体が活躍・貢献している。

1 保護司

保護司は、全国を883（平成22年4月1日現在）に分けて定められた保護区のいずれかに属し（保護司法2Ⅰ）、保護区に対応して保護司会が組織され、次に、これらが連合して都道府県ごとに保護司会連合会が組織されている。これらの保護司組織は、全くの任意団体として組織されていた地区保護司会等が、平成10年5月20日成立した保護司法の一部を改正する法律により法定化されたものである。同法律により、保護司の職務の遂行に関する規定が整備されるとともに、地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力規定が新設され、従来の協力関係を維持・発展させることが期待されている。

2 更生保護女性会

更生保護女性会とは、女性の立場から更生保護に協力することを目的とするボランティア団体である。市区町村等の地域を単位とした更生保

護婦人会から組織化が進み、昭和39年に全国更生保護婦人協議会が発足し、昭和44年に全国更生保護婦人連盟と改称され、平成15年に日本更生保護女性連盟と改称して今日に至っている。

同連盟の最小活動単位が地区会であるが、平成22年4月1日現在の地区会数は1,310、会員数は18万5,176人である。

3 BBS会

BBS（Big Brothers and Sisters）会とは、非行少年の良い友達になり、兄・姉の立場に立って、その立ち直りを援助するとともに活動等の活動を行う青年のボランティア団体である。相互の連絡協議のため、日本BBS連盟が全国組織として結成されている。

平成22年4月1日現在、市町村等の地域単位で結成されている地区BBS会の数は489、会員数は約4,469人である。

4 協力雇用主

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴等のため定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力しようとする民間の事業主である。保護観察所では、保護司会、更生保護法人、更生保護女性会等の更生保護関係団体等から協力を得るなどして、協力雇用主の拡大に努めている。平成22年4月1日現在、協力雇用主の数は、個人及び法人を合わせて8,549であり、その業種別内訳は、建設業48.9パーセント、製造業15.7パーセント、サービス業8.9パーセントが主なものである（平成22年版犯罪白書84頁）。

第3節 入国管理局関係機関

外事事件、特に出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反事件においては、入国管理局との連絡協力が不可欠な場合が多い。

第1 入国管理局関係機関の所掌事務、組織等

1 入国管理局の所掌事務

入国管理局においては、①日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること、②本邦における外国人の在留に関すること、③難民の認定に関すること、④外国人の登録に関することをつかさどっている（法務省組織令9）。

2 入国管理局の組織

(1) 内部部局

入国管理局には、総務課、入国在留課、審判課及び警備課の4課並びに登録管理官1人が置かれており（同令51）、各課等の事務については、法務省組織令52条ないし56条に定められている。

(2) 地方支分部局

法務省設置法4条32号から34号所定の事務「日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること、本邦における外国人の在留に関すること、難民の認定に関すること」を分掌させるため、地方入国管理局が置かれ（法務省設置法21Ⅰ）、東京都、大阪市、名古屋市、広島市、福岡市、仙台市、札幌市及び高松市の8か所に地方入国管理局が置かれている（法務省組織令72）。法務大臣は、地方入国管理局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方入国管理局の支局を、また、地方入国管理局又はその支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方入国管理局又はその支局の出張所を、それぞれ置くことができ（法務省設置法22Ⅰ、23Ⅰ）、羽田空港、横浜、成田空港、関西空港、中部空港、神戸及び那覇の7か所に各支局が（法務省組織令74・別表第二）、全国61か所に出張所が置かれている（地方入国管理局組織規則18、別表）。

(3) 入国者収容所等

法務省に、入管法の規定により退去を強制される者を一時収容する機関として、入国者収容所を置くとされ（法務省設置法8、13Ⅰ）、入国者収容所大村入国管理センター（大村市）、入国者収容所東日本入国管理センター（牛久市）及び入国者収容所西日本入国管理センター（茨木市）の3か所に入国者収容所が置かれている（法務省設置法13Ⅱ、入国者収容所組織規則別表）。

各入国者収容所では、退去強制令書が発付され送還待ちの外国人のほか、摘発により身体を拘束されたり、又は自ら出頭した外国人など退去強制手続中の者も一時的に収容されている（入管法42Ⅱ）。

各入国者収容所には、総務課、経理課及び診療室が置かれている（入国者収容所組織規則3）。

第2 入国管理局の職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、入国審査官（入管法61の3Ⅰ）及び入国警備官（同法61の3の2Ⅰ）が置かれている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理並びに出頭命令についての審査を行うこと、②入管法22条の4第2項の規定による意見の聴取を行うこと、③収容令書又は退去強制令書を発付すること、④収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること、⑤同法55条の3第1項の規定による出国命令を出すこと及び⑥同法59条の2第1項及び第61条の2の14第1項に規定する事実の調査を行うことの6種類の事務を行うこととされている（同法61の3Ⅱ）。

入国警備官は、①入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること、②収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者

を収容し、護送し、及び送還すること、③入国者収容所、収容場その他の施設を警備することの3種類の事務を行うこととされている（同法61の3の2Ⅱ）。

入国警備官の階級は、警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長及び警守である（同条Ⅴ，入国警備官階級令）。

そのほかの入国管理局関係機関の職員としては、一般的事務に従事する法務事務官及び医療等に従事する法務技官がある。

第3 入国管理局の業務

入国管理局の業務は、前記所掌事務に応じ、次の五つに大別される。

1 出入国に関する審査

外国人が入国する場合、出入国港（入管法2⑧，同法施行規則1，別表）において、入国審査官が、その旅券及び査証の有効性等について審査し（入管法7），場合によっては入国を拒否する（入管法5，7Ⅰ各号，10Ⅸ，11Ⅵ）。

また、外国人が出国し、又は日本人が出国若しくは帰国する場合は、入国審査官からその確認を受けなければならない（外国人につき同法25，同法施行規則27。日本人につき同法60，61，同法施行規則53，54）。なお、外国人、日本人ともに出国の確認を受けずに出国した場合には、不法出国等の罪として刑罰が科される（同法71）。

近年の出入国者数の急速な増加に対応して、入国管理局では、出入国記録の電算化を進め、出入国記録等情報システムを構築し、外国人の出入国・在留記録及び日本人の出帰国記録を保管し、必要に応じ抽出することができるようにしており、出入国に関する個人情報、退去強制手続等の調査・審査等に活用されている。

2 外国人の在留資格に関する審査

在留外国人は、入国審査官が上陸の際に与えた在留資格（同法2の2Ⅰ・Ⅱ，別表第一）に対応する活動以外の就労活動を行ってはならず（同法19Ⅰ），また、在留期間（同法2の2Ⅲ，同法施行規則3，別表第二）を超えて本邦に残留してはならない（同法24④イ，ロ）。外国人が、在留中に、資格外活動（同法19Ⅱ），在留資格の変更（同法20），在留期間の更新（同法21），再入国（同法26）などの許可を受けようとする場合には、地方入国管理局で所定の手続を行わなければならない。

3 外国人の退去強制

外国人の一部には、不法に日本に入国したり、与えられた在留期間を超えて日本に滞在する者もいる。このような外国人を強制的に国外に退去させ（同法24，52，53），我が国の安全や利益が害されるのを防ぐことも入国管理局の仕事である。

平成21年に、不法残留，無許可資格外活動，不法入国，不法上陸等の理由で、送還された外国人の数は、3万2,661人であった。なお、外国人の不法残留者は、平成5年に過去最多の29万8,646人（推計値）を記録した後、徐々に減少し、平成22年1月1日現在で、9万1,778人（推計値）となっている（平成22年犯罪白書94頁）。

刑事手続上の被疑者である外国人は、退去強制を受けることが多いので、刑事手続を進める上で、退去強制手続との関係についても留意する必要がある場合が多い。

4 難民の認定

法務大臣は、本邦にある外国人から所定の手続により申請があったときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定を行うことができる（同法61の2，同法施行規則55）。

難民とは、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）1条

A(2)の定義規定又は難民の地位に関する議定書1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう(同法2③の2)。

難民の認定等に関しては、同法61条の2ないし61条の2の8に定められている。入国管理局総務課に難民認定室が置かれ、難民の認定及び取消しに関する事務、難民認定証明書の交付及び返納命令に関する事務等をつかさどっている(法務省組織令52)。

平成21年における難民認定申請数は1,388件あり、難民として認定された者は30人(うち8人は異議申立手続における認定者)であった。難民として認定しなかったものの、人道的な理由を配慮し特に在留を認めた者は過去最高の501人に及び、両者を合わせた数(庇護数)は531人であった。

5 外国人登録

観光などで短期間日本に在留するのではなく、ある程度長い期間日本に生活する外国人は、福祉など各種の行政サービスを受けることとなるが、そのような場合、自分の身分事項や居住の事実を明らかにすることが必要である。外国人登録は、市区町村を窓口として、本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、その実態を把握することにより、在留外国人の公正な管理に資することを目的としている(外国人登録法1)。

また、外国人登録は、公的証明として利用することもでき、安心して生活することができる制度でもあると説明されている。

外国人の登録については、外国人登録法で規定されている。すなわち、本邦に在留する外国人は、本邦に入ったときはその上陸の日から90日以内に、本邦において外国人となったとき又は出生その他の事由により入管法所定の上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなったときは、それぞれその外国人となった日又は出生その他当該事由が生じた日

から60日以内に、その居住地の市町村の長に対し、外国人登録申請書・旅券・写真を提出し、登録の申請をしなければならない(同法3)。また、16歳以上の外国人は、この登録証を常に携帯していなければならない(同法13Ⅰ)。これらの規定の違反に対しては、罰則がある(同法18Ⅰ①、18の2④)。

平成21年末現在の外国人登録者数は、218万6,121人である。外国人登録者の国籍(出身地)数は189であり、そのうち中国(台湾・香港を含む)が全体の31.1パーセントで最上位を占め、韓国・北朝鮮は全体の26.5パーセントを占めている。

第4 退去強制手続

1 違反調査

入国警備官は、不法入国・不法残留などの退去強制事由(入管法24)に該当すると思料する外国人があるときは、当該外国人(以下「容疑者」という。)につき違反調査をすることができる(同法27)。入国警備官は、違反調査に必要な取調べ(同法28Ⅰ)、公務所等への照会(同法28Ⅱ)、容疑者に対する出頭要求、調書作成(同法29)等のほか、裁判官の発する許可状により、臨検、搜索及び押収(同法31)等の調査を行う権限を有する。

入国警備官は、退去強制事由に該当すると疑うに足る相当の理由があるときは、収容令書により、その者を入国者収容所、収容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所に収容することができる(同法39、41Ⅱ)。収容期間は原則として30日以内、必要があれば更に30日間(最大60日間)収容することができる(同法41Ⅰ)。

入国警備官は、退去強制事由に明らかに該当する者が、収容令書の発付を待っている間は逃亡のおそれがある場合は、収容令書を待たずに、そ

の者を収容することができる(同法43Ⅰ)。この場合には、収容後速やかに収容令書の発付を請求しなければならない(同法43Ⅱ)。

入国警備官は、容疑者を収容したときは、その身体を拘束した時から48時間以内に、調書及び証拠物とともに、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない(同法44)。

2 審査、口頭審理及び異議申立て

入国審査官は、容疑者の引き渡しを受けたときは、退去強制事由に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない(同法45)。

入国審査官は、審査に基づき退去強制事由に該当するか否かを認定する。該当すると認定された者がこれに不服があるときは、特別審理官による口頭審理を請求できる。特別審理官は、口頭審理に基づいて入国審査官の認定に誤りがないかどうかを判定する。「誤りがない」との判定に不服があれば更に法務大臣に対して異議の申出ができる。

3 退去強制

審査の結果、退去強制事由に該当すると認定された容疑者がその認定に服したとき(同法47Ⅳ)、容疑者が不服があるとして口頭審理の請求をし、特別審理官が当該事由に該当すると判定し、容疑者がこれに服したとき(同法48Ⅷ)、容疑者が特別審理官の判定に異議を申し出、主任審査官が、法務大臣から異議の申出の理由がないと採決した旨の通知を受けたとき(同法49Ⅴ)は、退去強制令書が発付され、入国警備官がこれを執行し(同法52Ⅰ)、その者の国籍又は市民権のある国に送還する(同法53Ⅰ)。

容疑者が自費で退去するときは、これを許可することができる(同法52Ⅳ)。

退去強制令書が直ちに執行できず、本邦外に送還することができないときは送還可能のときまで、これらの外国人を入国者収容所、収容場そ

の他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる(同法52Ⅴ)。

第5 新たな在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組

1 導入の経過・背景

我が国の国際化が進展するとともに、我が国に新規入国しあるいは外国人登録を行う外国人が著しく増加したことにより、現行の入管法と外国人登録法による二元的な情報把握の制度では、これらの者の居住実態等を正確に把握することが困難となっており、出入国管理行政上の観点からも外国人に適切な行政サービスを提供するという観点からも問題が生じていたため、外国人登録制度を含む在留管理制度について抜本的に見直すこととし、平成21年7月8日、新たな在留管理制度の構築を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が成立し、同月15日に公布された(平成21年法律第79号)。

この法律により、外国人登録制度の根幹となってきた外国人登録法が廃止され在留管理の機能が入管法に一元化されることにより、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する「新たな在留管理制度」が導入されることとなった。

2 新たな在留管理制度により導入される措置

新たな在留者管理制度では、我が国に中長期間在留する外国人については、①上陸許可、在留期間の更新許可、在留資格の変更許可等に伴う在留カードの交付、②外国人から法務大臣への在留期間中における変更事項の届出、③外国人の留学先等の所属機関から法務大臣への情報提供といった制度により、法務大臣が当該外国人の在留状況を正確かつ継続

的に把握することになる。

このようにして正確に把握された中長期間在留する外国人の在留状況に関する情報は、住民基本台帳の一部を改正する法律（平成21年法律第77号、この法律の施行日は、新たな在留者管理制度に係る改正入管法等施行日と同一となっている。）により新設される市区町村の外国人に係る住民基本台帳に反映され、これらの外国人に対する充実した行政サービスを行うことが可能となる。

特別永住者制度については、特段の問題を生じていないことから、現行制度を実質的に維持しつつ、利便性向上の観点から見直しを行った（新たな在留者管理制度と同様、平成24年7月ごろの施行が予定されている。）。

新たな在留者管理制度に係る措置については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（具体的には平成24年7月ごろの施行が見込まれている。）。

3 新たな在留者管理制度の導入に向けた取組状況

入国管理局では、電算システムの開発のほか、総務省主催の「外国人住民に関する住民基本台帳制度への移行等に係る実務研究会」に登録管理官ほかの職員が参加し、公布日から3年以内とされている法律の施行に向け、実務上の諸課題について検討を進めているほか、外国人登録事務市区町村代表者会議等において新制度への移行に係る情報提供を行うなど、総務省、地方公共団体と連携して新制度への移行の準備を進めている。

また、新たな在留者管理制度の導入は、我が国に在留する外国人やその関係者に大きな影響を与えることから、市区町村、関係行政機関、在外公館及び報道機関等にも協力を要請するなど、新たな制度の周知に向けた取組についても、併せて検討している。

<参考 刑事局>

第1 刑事局の組織

刑事局においては、①刑事法制に関する企画及び立案に関すること、②検察に関すること、③司法警察職員の教養訓練に関すること、④犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること、⑤犯罪の予防に関すること（保護局の所掌に属するものを除く。）、⑥前各号に掲げるもののほか、刑事に関すること、⑦法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力に関することについての事務をつかさどることとされている（法務省組織令5）。

刑事局には、総務課、国際課、刑事課、公安課の4課及び刑事法制管理官1人が置かれており（同令32）、各課等の事務については、法務省組織令33条ないし37条に定められている。

第2 刑事局の所掌事務

各課の所掌事務を挙げると、次のとおりである。

1 総務課

①刑事局の所掌事務に関する総合調整に関すること、②検察庁の組織及び運営に関すること、③犯罪捜査の科学研究に関すること、④情報システムの整備その他の検察事務の能率化に関すること、⑤刑事の裁判の執行指揮その他の検察事務に関すること、⑥司法警察職員の教養訓練に関すること、⑦法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国

家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力に関すること、⑧前各号に掲げるもののほか、刑事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（同令33）。

2 国際課

①犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること、②前号に掲げるもののほか、刑事に関する国際間の協力に関すること、③刑事に関する条約その他の国際約束の実施に関すること、④犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整に関すること（同令34）。

3 刑事課

①一般刑事事件の検察に関すること、②環境関係事件の検察に関すること、③選挙関係事件の検察に関すること、④交通関係事件の検察に関すること、⑤財政経済関係事件の検察に関すること、⑥少年に係る刑事事件の検察に関すること、⑦前各号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること（同令35）。

4 公安課

①公安関係事件の検察に関すること、②労働関係事件の検察に関すること、③風紀関係事件の検察に関すること、④薬物関係事件の検察に関すること、⑤暴力団に係る刑事事件の検察に関すること、⑥外国人に係る刑事事件の検察に関すること、⑦前各号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること（同令36）。

5 刑事法制管理官

刑事法制に関する企画及び立案に関する事務（同令37）。

第3編 裁判所・弁護士会等

第1章 裁判所

裁判所は、検察官が公訴を提起した事件について、有罪・無罪等の判断を下す機関であり、検察庁にとって最も密接な関係のある機関の一つである。

それだけではなく、捜査の過程において、被疑者を逮捕するには、現行犯逮捕の場合を除き逮捕状が必要であるし、差押え・捜索や検証を行うには捜索差押許可状や検証令状が必要である。検察官が逮捕状を請求したり、検察官・検察事務官が捜索差押許可状等を請求するのは、裁判官に対してである。また、逮捕された被疑者を勾留するには、裁判官に勾留請求をする。勾留中の事件については、起訴後、裁判所から保釈請求に対する意見を求められることがある。

また、控訴、上告、抗告等の不服申立てを通じて所属する検察庁と対応する裁判所の上位の裁判所と間接的に関わり合うこともある。

少年事件については、検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、原則として、これを家庭裁判所に送致しなければならないこととされ、いわゆる全件家裁送致主義が採られている。

第1節 裁判所の役割と種類

第1 はじめに

憲法76条は、すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属すること、特別裁判所は、これを設置することができないこと、行政機関は、終審として裁判を行うことができないこと、すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束されることを定めている。

憲法の規定を受けて、裁判所法2条は、下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とすること、下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定めることを定めている。そして、この規定を受けた「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」により、8庁の高等裁判所、50庁の地方裁判所、50庁の家庭裁判所及び438庁の簡易裁判所の設立及びそれぞれの管轄区域等が定められている。その事務処理については、下級裁判所事務処理規則（昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号）による。

以上のとおり、裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の5種類がある（裁判所法1）が、以下、各裁判所について概説することとする。

1 最高裁判所

最高裁判所は、東京都に置かれている（同法6）。最高裁判所は、①上告、②訴訟法において特に定める抗告について裁判権を有する（同法7）ほか、法律において特に定める権限を有する（同法8）。

最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をするとされ（同法

9 I）、小法廷は第1小法廷、第2小法廷及び第3小法廷の三つがある（最高裁判所裁判事務処理規則1）。大法廷は、最高裁判所長官及び最高裁判所判事14人の合計15人（同法5 I, III）により構成され、各小法廷はこれらの裁判官のうち5人ずつにより構成される（同法9 II, 同規則2）。

最高裁判所には、「最高裁判所の庶務を掌らせるため」、事務総局が置かれている（同法13）ほか、司法研修所（同法14）、裁判所職員総合研修所（同法14の2）、及び最高裁判所図書館（同法14の3）が置かれている。

最高検察庁が、最高裁判所に対応して置かれている検察庁である（検察庁法2 I）。

2 高等裁判所

高等裁判所は、東京都、大阪市、名古屋市、広島市、福岡市、仙台市、札幌市及び高松市の合計8か所に置かれている。また、高等裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、支部を置くことができ（裁判所法22）、名古屋高裁に金沢支部、広島高裁に岡山支部及び松江支部、福岡高裁に宮崎支部及び那覇支部、仙台高裁に秋田支部の合計6支部が置かれている。

高等裁判所は、①地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴、②特別抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告、③刑事に関するものを除いて、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告、④内乱罪等に係る訴訟の第一審について裁判権を有する（同法16）ほか、法律において特に定める権限を有する（同法17）。

このうち、検察庁の事務に直接の関係があるのは、上記①、②、④である。

各高等検察庁及びその支部が、それぞれ高等裁判所及びその支部に対応して置かれている検察庁である（検察庁法2 I, IV）。

3 地方裁判所

地方裁判所は、各都道府県庁所在地並びに函館市、旭川市及び釧路市の合計50か所に置かれている。また、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができ（裁判所法31）、合計203か所の支部が置かれている（出張所は置かれていない）。

地方裁判所は、①裁判所法33条1項1号の請求（訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。））以外の請求に係る訴訟及び同号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審、②同法16条4号の罪（内乱罪等）及び罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟の第一審、③簡易裁判所の判決に対する控訴（刑事に関する判決に対するものを除く。）、④簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告について裁判権を有する（同法24）ほか、法律で特に定める権限、及び法律で裁判所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属さない事項についての権限を有する（同法25）。

このうち検察庁の事務に直接の関係があるのは、上記②である。

各地方検察庁及びその支部が、それぞれ地方裁判所及びその支部に対応して置かれている検察庁である（検察庁法2Ⅰ、Ⅳ）。

4 家庭裁判所

家庭裁判所は、地方裁判所と同様に、合計50か所の都市に置かれており、地方裁判所と同様に支部又は出張所を設けることができ（裁判所法31の5、31）、203か所の支部及び77か所の出張所が置かれている。

家庭裁判所は、①家事審判法で定める家庭に関する事件（以下「家事事件」という。）の審判及び調停、②人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判、③少年法で定める少年の保護事件の審判（同法31の3Ⅰ）のほか、法律で特に定める権限を有する（同法31の3Ⅱ）。

このうち検察庁の事務に直接の関係があるのは、上記③である。

少年事件については、各地方検察庁及びその支部は、これらの家庭裁判所及びその支部のうち、裁判官会議の議決により少年事件をも取り扱うとされている102庁に対応している（検察庁法2Ⅱ、Ⅳ）。

5 簡易裁判所

簡易裁判所は、少額民事事件や比較的軽微な犯罪に関する刑事事件を簡易な手続で迅速に処理するために設けられているもので、全国に438か所ある。なお、社会・経済情勢の著しい変化に伴い、裁判所の配置を社会の実情に合わせるため、昭和63年に簡易裁判所の適正配置が実施され、多数の小規模簡易裁判所が統合された。

簡易裁判所は、①訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）、②罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪、賭博、窃盗、同未遂、横領、盗品譲受けの罪等について第一審の裁判権を有する（裁判所法33）。

このうち検察庁の事務に直接の関係があるのは、②である。

各区検察庁が、これらの簡易裁判所に対応して置かれている検察庁である（検察庁法2Ⅰ）。

第2 裁判所の職員

裁判官

裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事の6種類がある（裁判所法5）。

(1) 最高裁判所の裁判官

最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて天皇が任命する（憲法6Ⅱ、裁判所法39Ⅰ）。最高裁判所判事は、内閣でこれを任命し（憲法79Ⅰ、裁判所法39Ⅱ）、その任免は天皇が認証する（同条Ⅲ）。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事は、最高裁判所裁判官国民審査法の定めるところに従い、衆議院議員総選挙の際、国民審査を受ける（憲法79Ⅱ、Ⅲ、裁判所法39Ⅳ）。最高裁判所の裁判官の定年は70歳である（同法50）。

最高裁判所裁判官の任命資格については、裁判所法41条に定められている。

(2) 下級裁判所の裁判官

下級裁判所の裁判官、すなわち、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する（憲法80、裁判所法40Ⅰ）。その任期は10年であり、再任されることができる（同条Ⅲ）。高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する（同条Ⅱ）。

高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の定年は65歳、簡易裁判所の裁判官の定年は70歳である（憲法80Ⅱ、裁判所法50）。

下級裁判所の裁判官の任命資格については、裁判所法42条ないし44条、欠格事由については同法46条に定められている。

2 裁判官以外の職員

(1) 各裁判所に置かれている職員

各裁判所には、裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所技官及び廷吏が置かれている（同法58、60、60の2、61、63）。

裁判所事務官は、上司の命を受けて、裁判所の事務をつかさどっている（同法58Ⅱ）。

裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管等の事務をつかさどっているほか、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行う法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する（同法60Ⅱ、Ⅲ）。

裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務をつかさどる（同法60の2Ⅱ）。なお、裁判所速記官については、既に新規採用が凍結され、順次録音テープによる録音及び翻訳の制度に移行しつつある。

裁判所技官は、上司の命を受けて、技術をつかさどっている（同法61Ⅱ）。

廷吏は、法廷において裁判官の命ずる事務等を取り扱う（同法63Ⅱ）。

(2) 最高裁判所に置かれている職員

最高裁判所には、最高裁判所事務総長、最高裁判所長官秘書官、最高裁判所判事秘書官、司法研修所教官、司法研修所長、裁判所職員総合研修所教官、裁判所職員総合研修所長、最高裁判所図書館長が置かれている（同法53～56の4）。

(3) 高等裁判所に置かれている職員

各高等裁判所には、高等裁判所長官秘書官が置かれ、高等裁判所長官の命を受けて、機密に関する事務をつかさどっている（同法56の7）。

(4) 最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所に置かれている職員（裁判所調査官）

最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所には、裁判所調査官が置かれ、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、知的財産又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査その他他の法律において定める事務をつかさどっている（同法57）。

(5) 高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所に置かれている職員

各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所に事務局長が置かれ、それぞれの裁判所の長の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する（同法59）。

(6) 家庭裁判所に置かれている職員（家庭裁判所調査官）

各家庭裁判所には、家庭裁判所調査官が置かれ、家事審判及び調停並びに少年保護事件の審判に必要な調査等の事務をつかさどっている（同法61の2）。

(7) 地方裁判所に置かれている職員（執行官）

各地方裁判所には、執行官が置かれ、執行官法（昭和41年法律第111号）の定めるところにより、裁判の執行、裁判所の発する文書の送達その他の事務を行う（裁判所法62）。

第2節 検察審査会

第1 検察審査会の設置根拠及び任務等

1 検察審査会の設置根拠及び任務

公訴権の実行に関し民意を反映せしめてその適正を図るため、政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に検察審査会が置かれている。ただし、各地方裁判所の管轄区域内に少なくともその一つを置かなければならないとされている（検察審査会法1）。

検察審査会は、①検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項、②検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項をつかさどっている（同法21）。

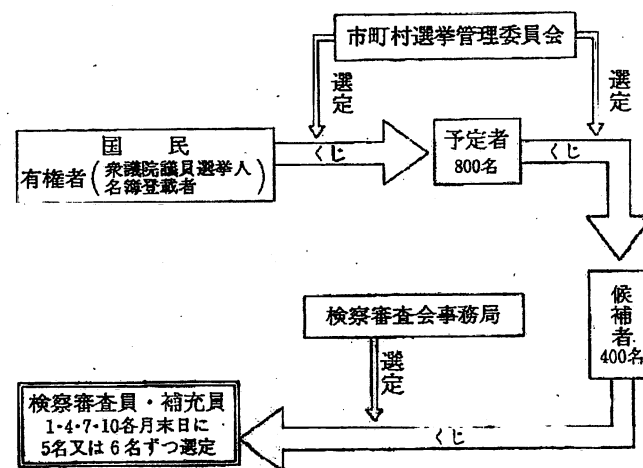
現在、検察審査会は、全国の地方裁判所及びその支部の所在地165か所に置かれている（検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（別表））。

検察審査会については、検察審査会法のほか、検察審査会法施行令等の政令によってその詳細が定められている。

2 検察審査会の審査員

検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定された11人の検察審査員をもって組織される（同法4）。

選定手続を図示すると、下図のとおりである。



なお、小学校を卒業しない者、破産者で復権を得ない者等一定の欠格事由に該当する者（同法5）並びに裁判官、検察官、検察事務官、司法警察職員及び弁護士等の就職禁止者（同法6）は検察審査員になれない。

検察審査員の任期は6か月間であり（同法14）、その間は裁判所の非常勤職員として扱われる。

第2 検察審査会の活動

検察審査会の活動は、上記のとおり、検察官の不起訴処分の当否の審査及び検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項である。

1 検察審査会が審査を行う場合

告訴若しくは告発をした者、請求を待って受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）（以下「被害者等」という。）は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる（同法30、2Ⅱ）。この申立ては、書面により、かつ、申立ての理由を明示しなければならない（同法31、同法施行令18）。検察審査会は、これらの者の申立てがあるときは、検察官の不起訴処分の当否の審査を行わなければならない（同法2Ⅱ）。

また、検察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基づき職権で同審査を行うことができる（同法2Ⅲ）。

2 審査及び議決方法

検察審査会は、毎年3月、6月、9月及び12月にそれぞれ検察審査会議を開かねばならず、検察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも検察審査会議を召集することができる（同法21）。検察審査会は、検察審査員全員の出席がなければ、会議を開き議決することができない（同法25）。

審査の順序は、申立てによる審査の場合は、審査申立ての順序によるが、検察審査会長は、特に緊急を要するものと認めるときは、その順序を変更することができ、職権による審査の場合は、検察審査会長が定める（同法33）。

検察官は、検察審査会の要求があったときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない（同法35）。

検察審査会は、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を

求めることができ（同法36）、審査申立人及び証人を呼び出し、尋問することができる（同法37）。また、検察審査会は、相当と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる（同法38）。

検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる（同法39の2Ⅰ）。

検察審査会議は、非公開である（同法26）。

検察審査会議の議事は、過半数でこれを決する（同法27）。

検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、かつ、審査申立人があるときは、同人に議決の要旨を通知しなければならない（同法40条）。

議決には、①起訴を相当とする議決（起訴相当）、②公訴を提起しない処分を不当とする議決（不起訴不当）及び③公訴を提起しない処分を相当とする議決（不起訴相当）の3種類があり、①起訴相当の議決をするには、検察審査員8人以上の多数によらなければならない。

検察官の公訴を提起しない処分の当否に関し検察審査会の議決があったときは、同一事件について更に審査の申立てをすることはできない（同法32）。

検察審査会が起訴相当の議決をした場合において、理由を附した議決書の謄本があったときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない（同法41Ⅰ）。

検察審査会が不起訴不当の議決をした場合において、理由を附した議決書の謄本があったときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にし、当該公訴を提起しない処分の当否を検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない（同法41Ⅱ）。

検察官は、起訴相当又は不起訴不当の議決があった当該事件について、起訴又は不起訴の処分をしたときは、直ちに、検察審査会にその旨を通知しなければならない（同法41Ⅲ）。

起訴相当の議決をした検察審査会は、検察官から公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたとき、又は、当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から3月（検察官が検察審査会に対し3月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に検察官から処分の通知がなかったときはその期間が経過した時に、当該処分の当否の審査を行わなければならない（再度の不起訴処分の審査、同法41の2）。

検察審査会は、再度の不起訴処分の審査に当たっては、審査補助員を委嘱しなければならない（必要的委嘱、同法41条の4）。

検察審査会は、再度の不起訴処分の審査を行った場合において、起訴を相当と認めるときは、起訴をすべき旨の議決（起訴議決）をするものとする（同法41の6Ⅰ）。起訴議決をするには、検察審査員8人以上の多数によらなければならない。

検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない（同法41条の6Ⅱ）。

検察審査会は、起訴議決書謄本を検事正及び検察官適格審査会に送付するほか、地方裁判所にも送付しなければならない。

検察審査会は、起訴議決するに至らなかったときは、その旨の議決をする。

検察審査会は、審査申立人が再度の不起訴処分に不服がない旨申告したときは、審査を終了させることができる（同法41の3）。

不起訴不相当事件につき、検察官が前と同一理由により再度の不起訴処分をしたときは、審査申立人は再度の審査申立はできない（審査申立ての制限、同法41の8）。

3 起訴議決に基づく公訴の提起の手續

起訴議決の議決書の謄本の送付があったときは、裁判所は、公訴提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定する（指定弁護士、同法41の9）。

指定弁護士は、以下の例外を除き、速やかに起訴議決にかかる事件について公訴を提起しなければならない（同法41の10Ⅰ）。

- ① 被疑者が死亡し、又は被疑者たる法人が存続しなくなったとき
- ② 当該事件について、既に公訴が提起され、裁判所に係属するとき、確定判決を経たとき、刑が廃止されたとき、その罪について大赦があったとき
- ③ 起訴議決後に生じた事由により、公訴を提起したときは刑訴法337条4号（時効の完成）、刑訴法338条1号（裁判権なし）若しくは4号（公訴提起手續が規定に違反して無効）に該当することになることが明らかなきとき

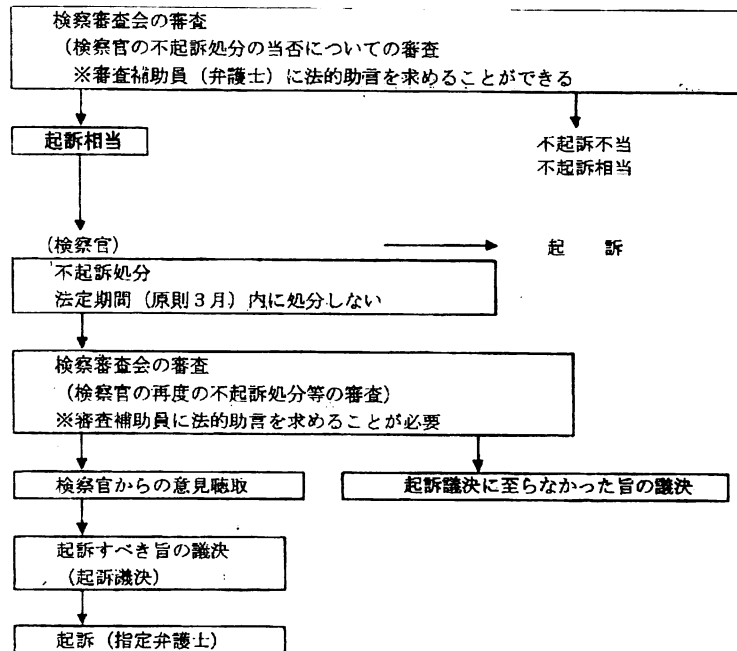
指定弁護士は、公訴を提起した場合、同一事件について、刑訴法262条1項（付審判請求）の請求がなされた地方裁判所があるときは、公訴を提起した旨通知する（同法41の10Ⅱ）。

指定弁護士は、起訴議決に係る事件について、公訴を提起・維持するため、検察官の職務を行う。ただし、検察事務官及び司法警察職員に対

する捜査の指揮は、検察官に委嘱してこれをしなければならない（同法41の9Ⅲ）。

指定弁護士は、法令により公務に従事する職員とみなす（同法41の9⑤）。

検察審査会における審査の概略を図示すると、次のとおりである。



4 検察審査会の活動状況

平成17年から平成21年までの5年間における検察審査会の事件の受理・処理状況についてみると、新受については、おおむね申立てによるもの2,500件前後、職権によるもの40件前後で、処理については、起訴相当・不起訴不当が120件前後、不起訴相当が2,000件前後で推移している

(平成22年版犯罪白書193頁)。

平成21年度は、新受は2,663件（うち、申立て2,613件、職権50件）であり、処理総数は2,447件（うち、起訴相当・不起訴不当の議決数124件、不起訴相当1,866件、その他等457件）であり、未済836件となっている。さらに、起訴相当又は不起訴不当の議決がなされた事件について再捜査がなされ、平成21年度中に検察庁で処分された結果をみると、総計140件のうち、起訴36件、不起訴維持104件である。

起訴相当の議決がされた事件について、検察官が不起訴維持の措置を採り、検察審査会が再審査を行った事件は、平成21年には1件であり、起訴議決に至らなかった旨の議決がされている。なお、平成22年7月末日現在で、起訴議決がされた事件は5件である（同白書193頁）。

第2章 弁護士・弁護士会

第1 刑事事件と弁護士

1 弁護士選任権

憲法は刑事被告人の権利の一つとして、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」と定めている（憲法37Ⅲ）。

また、刑事訴訟法には、被疑者・被告人の弁護士選任に関して、「被告人又は被疑者は、何時でも弁護士を選任することができる。被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護士を選任することができる。」との規定がある（刑訴法30）。

弁護士は、資格のある弁護士の中からこれを選任しなければならないのが原則である。ただし、簡易裁判所、家庭裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護士に選任することができる（同法31）。この弁護士以外の弁護士を「特別弁護士」と呼んでいる。もともと、地方裁判所において特別弁護士を選任できるのは、他に弁護士の中から選任された弁護士がある場合に限る（同法31ただし書）。

2 国選弁護士制度

憲法の規定を受けて、刑事訴訟法には、「国選弁護士」の制度が設けられている。「被告人が貧困その他の事由により弁護士を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護士を附しなければならない。」（同法36）。これを「国選弁護士」と呼ぶ。ただし、

被告人以外の者、つまり被告人の配偶者などが選任した弁護士がある場合は、この限りでない（同法36ただし書）ので、国選弁護士は附されない。

「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護士を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護士を付さなければならない。」（同法37の2）。これを「被疑者国選弁護士制度」という。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護士がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない（同法37の2ただし書）ので、国選弁護士は付されない。

なお、被告人が、未成年者であるとき、年齢70年以上の者であるとき、耳の聞こえない者又は口のきけない者であるとき、心神喪失者又は心神耗弱者である疑いがあるとき等には、裁判所は、職権で弁護士を附することができる（同法37）。

刑事事件において弁護士がどのような活動を行っており、どのような場面で検察庁や検察官・検察事務官とかかわり合うかについては、後述する。

第2 弁護士

1 弁護士資格

弁護士となるには、一部の特例を除き、判事（補）や検事と同様に、司法試験に合格し、司法修習生の修習を終えた者が、その資格を有する（弁護士法4、5）。

そして、弁護士となるには、日本弁護士連合会（以下、単に「日弁連」ということもある。）に備えた弁護士名簿に登録されなければならず（同

法8)、弁護士となろうとする者は、入会しようとする弁護士会を経て、日弁連に登録の請求をしなければならない(同法9)。したがって、弁護士は、必ず、いずれかの弁護士会に所属し、かつ、日弁連に所属することになる。

2 弁護士の使命及び職務

弁護士の使命とその職責の根本基準について、弁護士法は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、この使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」とされている(同法1)。また、「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律実務に精通しなければならない。」と定めている(同法2)。

弁護士の職務については、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」と規定されている(同法3)。

なお、弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない(同法72)。この違反に対しては罰則がある(同法77)。

第3 弁護士法人

弁護士は、弁護士法3条に規定する業務を行うことを目的とする法人(以下「弁護士法人」という。)を設立することができ(同法30の2)、同条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づ

づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる(同法30の5)。

弁護士法人の社員は、弁護士でなければならない(同法30の4I)、他の弁護士法人の社員となってはならない(同法30の19I)。

第4 弁護士会

1 弁護士会

弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする団体であり、弁護士会は法人とされている(同法31)。弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならないとされているが、現在は、全国に52弁護士会(東京を除く各地裁管内に各1弁護士会があり、東京地裁管内にのみ3弁護士会がある。)がある。

2 日本弁護士連合会

弁護士法の規定により、全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならないこととされ、日弁連が設立されている(同法45I)。

日弁連は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする団体であり、日弁連は法人とされている(同条II、III、日本弁護士連合会会則3)。

弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、当然、日弁連の会員となる(同法47、同会則5)。弁護士会52会、弁護士法人459法人及び弁護士2万8,883人が会員となっている(平成22年11月1日現在)。

役員には、会長1人、副会長13人、理事71人及び監事5人があり(同会則56)、議決機関は総会(同法37ないし40、同会則33ないし41)、代議

員会（同会則42ないし55）及び理事会（同会則58ないし59の3）からなり、人権擁護委員会、司法修習委員会、司法制度調査会、弁護士推薦委員会等各種の委員会が活動し（同会則74）、事務局が置かれている（同会則82の3）。

関連する団体としては、財団法人日弁連交通事故相談センター等がある。

3 弁護士の懲戒

弁護士は、弁護士法等に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、各弁護士会及び日弁連に置かれている懲戒委員会（弁護士法66）の議決に基づき、その弁護士の所属弁護士会から懲戒を受ける（同法56）。懲戒の手続については、懲戒手続規程が定められている（昭和54年6月23日日本弁護士連合会会規第23号）。日弁連に置かれている懲戒委員会は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験者からなる（同会則69の4）。

第5 刑事事件における弁護士の具体的活動

次のような場面において、検察官及び検察事務官は、弁護人と接することになる。

1 選 任

前記のとおり、被疑者及び被告人には、弁護人選任権が保障されている（憲法37、刑訴30）。そこで、弁護人選任権を告知しなければならない場面がある。刑訴法上は、検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときに、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えることとされている（刑訴法204 I 本文）が、実務では、司法警察員から送致された被疑者を受け取ったとき（同法205 I）にも、弁解

録取の際に被疑者に弁護人選任権があることを告知している。

なお、被疑者国選弁護人制度について、検察官が、自ら被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取り、弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人を選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人を選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、所定の弁護士会に弁護人選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない（同法203Ⅲ、204Ⅱ）。

2 捜査段階

(1) 接 見

身体拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる（同法39 I）。これを接見交通権という。

この接見又は授受については、法令で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定できるとされている（同法39Ⅱ、刑事収容施設法117ないし119、123、145、219、220、267、268）。また、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、この接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。ただし、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならないとされている（刑訴法39Ⅲ）。

なお、刑訴法81条は、「裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑う

に足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第39条第1項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。」と定めており、いわゆる接見交通の制限が認められる場合があるが、弁護士又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者が除外されていることに留意しておかなければならない。

(2) 勾留関係

被告人(被疑者)を勾留したときは、裁判所(裁判官)は、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない(同法79, 207(被疑者について以下同様。))。勾留に関しては、弁護人は、勾留理由の開示を請求したり(同法82以下)、勾留決定に対して抗告(準抗告)したり、勾留の取消しを請求したり(同法87)、保釈の請求をしたり(同法88)することがある。弁護人のこれらの請求等に対して、検察官は、意見を述べたりするなどの対応を採ることになる。

(3) 示談交渉等

弁護人は、被疑者・被告人の立場から事案の真相を解明するために被害者を始めとする関係者に接触したり、事実を認めた上で事件を不起訴で終わらせ、又は量刑を軽くするため、被害者からの宥恕を得ようとして被害者と交渉することがある。その結果は、弁護人の報告書として裁判所か検察官に対し提出されたり、被害者名義の示談書・嘆願書等として提出されることがある。

なお、検察官の立場からは、その際、被害者が被疑者・被告人を恐れてその意思に反して又は法律知識を欠くために示談書・嘆願書の内容を十分に理解しないままそれらの書類に署名することもないわけ

ではないので、被害者等から助言を求められたときは、刑事手続の概要や示談の意味等について懇切に説明することが必要であらうし、弁護人等から提出される示談書等については被害者に事実関係を確認するなど慎重に対処する必要がある。

3 公判段階

(1) 必要的弁護事件

必要的弁護事件(死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件)を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなったとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる(同法289)。

(2) 冒頭手続

公判の冒頭手続では、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会が与えられる(同法291)。

(3) 証拠調べ

「証拠調べのはじめに、検察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。」とされ、いわゆる冒頭陳述を行う(同法296)が、弁護人が冒頭陳述を行う場合もある。

証拠調べについては、弁護人は、検察官の取調べ請求した証拠について、同意不同意等の意見を述べる(同法326等)。証拠調べの範囲、順序及び方法についての意見も述べる(同法297Ⅲ)。この関係で付言しておく、検察官が取調べ請求をする証拠については、あらかじめ弁護人に開示されている。公判を担当する検察官は、第1回公判期日

前に、記録を検討・整理し、取調べ請求予定の書証及び証拠物を選択し、弁護人に通知して閲覧の機会を与え、証人等の尋問を請求するときは、あらかじめ、弁護人にその氏名及び住所を知る機会を与えなければならない（同法299Ⅰ，同規則178の6Ⅰ）。閲覧の機会を与えた書証等については、速やかに刑訴法326条の同意・不同意の見込みを通知させる（同規則178の6Ⅱ）。この結果に基づき、不同意書証についてはこれに替わるべき立証方法を検討し、部分同意の書証については不同意部分を除いた抄本を作成するなどの準備をする必要がある。

また、弁護人が証拠調べの請求をすることもある（同法298）。証人尋問や被告人質問等に当たって、弁護人も尋問等を行うことはいうまでもない（同法304Ⅱ）。

弁護人は、公判の過程で、証拠調べに関する異議の申立て等の活動も行う（同法309）。

なお、弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、かつ謄写することができる。ただし、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない（同法40）。

(4) 弁 論

証拠調べが終わった後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない（論告。同法293Ⅰ），被告人及び弁護人は、意見を陳述する（弁論。同条Ⅱ）ことができるとされている。

(5) 上 訴 等

裁判に対しては、検察官又は被告人は、上訴をすることができ（同法351），原審における代理人又は弁護人も、被告人のため上訴をすることができる（同法355）。

(6) 公判前整理手続

公判前整理手続とは、刑事訴訟法316条の2以下に規定されており、第1回公判期日前において争点整理等を行うための公判準備手続として設けられたものである。

裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第1回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる（同法316の2）。

公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができず、同手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない（同法316の4）。

また、裁判員が参加する事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律49）。

公判前整理手続においては、検察官及び被告人又は弁護人が、公判においてする予定の主張を明らかにし、その証明に用いる証拠の取調べを請求することなどを通じて、事件の争点を明らかにし、公判期日で取り調べるべき証拠を決定し、その取調べの順序・方法を定め、公判期日を指定するなどして明確な審理計画を策定する。

なお、裁判所は、審理の経過にかんがみ必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第1回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付できるとし、期日間整理手続については、公判前整理手続の規定が準用される（同法316の28）。

(7) 被害者の代理人としての弁護士

被害者等及びその法定代理人は、故意の犯罪により人を死傷させた

事件等一定の事件において被害者参加人となることができ（同法290の2、316の33）、検察官に申立てを行い、裁判所が許可すれば、公判廷において、一般情状に関する証人尋問、被告人質問、事実及び法律の適用に関する意見の陳述をすることができる（同法316条の33ないし39）。これを被害者参加制度という。

被害者参加においては、被害者参加人から委託を受けた弁護士は、被害者参加人と同様の活動をすることができる。また、被害者参加人は、資力が150万円に満たない場合、国選弁護人の選定を求めることができる。こうして、弁護士は、刑事司法の場において、被告人の弁護だけでなく、被害者の代理人としての役割を果たすことも求められている。

第3章 日本司法支援センター（法テラス）

第1 日本司法支援センターの設置根拠及び目的

1 設置根拠

国民があまねく法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようにするための総合的な支援体制の整備を内容とする総合法律支援法（平16法74号）が成立し、同法による総合的な支援体制の中核的な役割を果たすものとして、平成18年4月、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立され、同年10月2日から業務を開始している。

2 目的

支援センターの目的は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とし（同法14）、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の体制の整備に関し、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して、その業務の迅速、適切かつ効果的な運営を図るとされている（同法2）。

第2 日本司法支援センターの組織及び活動

1 組 織

支援センターは、法人とされ（同法15）、主たる事務所を東京都に置いているほか、地方事務所（各地方裁判所本庁所在地）50か所、同支部11か所、同出張所6か所、同地域事務所30か所が置かれている。

支援センターに、役員として、理事長及び監事2人が置かれ、理事4人以内を置くことができるとされる（同法22）。

理事長及び監事は、最高裁判所の意見を聴いて法務大臣が任命する（同法20、24）。

理事長は、理事を任命し、遅滞なく法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない（同法24Ⅳ・Ⅴ）。

支援センターの役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなされる（同法28）。

2 活 動

(1) 支援センターは、関係する機関及び団体と連携・協力しながら、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化業務、民事法律扶助業務、弁護士等を依頼することに困難がある司法過疎地域における法律事務に関する業務等を行い、刑事司法に関しては、犯罪被害者等の支援業務及び国選弁護人の選任に関する業務等を行っている。

(2) 犯罪被害者等支援業務は、犯罪被害者等に対し、電話及び各事務所を通じて、刑事手続への適切な関与や損害の回復・苦痛の軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、犯罪被害者支援団体等の活動内容や被害者支援に精通した弁護士の紹介等を行っている。平成21年度における利用件数は、犯罪被害者支援ダイヤルでの受電が1万

429件、地方事務所における犯罪被害・刑事手続等に関する情報提供が1万5,616件、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介が898件であったほか、被害者参加人（裁判所が刑事裁判への参加を認めた被害者等）による被害者参加弁護士選定請求（指名通知請求）件数は、204件であった。（同白書208頁）

(3) 国選弁護人の選任に関する業務は、被疑者・被告人に国選弁護人を選任する必要がある場合に、裁判所の求めに応じ、支援センターと契約している弁護士（常勤弁護士を含む。）を国選弁護人の候補に指名して裁判所等に通知し、国選弁護人に選任された弁護士にその事務を行わせるというものである。同年度における国選弁護人選任の受理件数は、被疑者に関するものが6万1,857件であり、被告人に関するものが7万4,658件であった。また、少年審判に関する国選付添人選任の受理件数は、552件であった。（同白書208頁）

研修教材

関係機関概要

平成11年3月30日 初版発行
平成14年3月29日 改訂版発行
平成23年3月16日 三訂版発行

発行所 法務総合研究所
印刷所 ヨシダ印刷商国工場